

○憑有之兒等爾者雖有「タノメリシコラニハアレド」とよむ。心に思ひたのみたりし妹にはあれどといふなり。上(二三五)の靡寢之兒乎の下にいへる如く、兒は人を親しみ愛していふに用ゐる語なり。等はたゞ音調の爲にそへたるのみなり。以上二句にして、下の「隱去之鹿齒」にかかるといふなり。

○世間乎「ヨノナカヲ」とよむ。「世間」を「ヨノナカ」とよむは、人間を「ヨノナカ」とよむと同義にして、その語例は卷五八〇〇に「余能奈迦波加久叙許等理」八〇四に「余乃奈迦野都爾爾阿利家留」八一九に「余能奈可波古飛斯宜志惠夜」など甚だ多し。かくよのなかといへる例は多きが、その用ゐる所によりて多少意義異なるものあれば、その心して釋すべし。ここは世の中のならばし即ち生者必滅の世間の掟の意なり。この思想は必ずしも佛教をまつものにあらず。

○背之不得者「ソムキシエチバ」とよむ。この「シ」は間投助詞にして「ソムキ得ネバ」といふにおなじ。かかる語遣の假名書の例は卷十八四〇九〇に「保等登藝須奈根之和多良婆可久夜思努波牟」卷九一七六九に「如是耳志戀思渡者」などこれなり。世の中の生死の掟を背き得ざればといふなり。

○蜻火之 舊訓「カゲロフノ」とよめるを考に「カギロヒノ」とよめり。「カギロヒ」といふ語は後に「かげろふ」といふこと勿論なるが、古くは「カギロヒ」といひたること古事記履仲卷に「迦藝漏肥能毛由流伊幣牟良」とかける如く著し。ここに「蜻」を下に「火」をかけることは卷九一八〇四に「蜻蛉火之心所療管悲悽別焉」とあると趣同じく「カギロヒ」とよまむ爲に「火」を加へたるなるべし。蜻蛉

を本草和名に「和名加岐呂布」とあるその訓をかりたるなり。「カギロヒ」は卷一四八の下にいへる如く、ひろく光のさすまに「いふ語」なるが、多くは日光にもあれ、火氣にもあれ、その氣の立つが大氣にうつりてゆらくとして見ゆるにいへり。

○燎流荒野爾「モユルアラヌニ」なり。「燎」は説文及び玉篇に「放火也」と注し、類聚名義鈔に「モユ」と訓す。書經盤庚上に「若火之燎于原」とあるその用例によりてここにかけりと見ゆ。荒野とは卷一四七に「眞草荊荒野者雖有」とある荒野におなじく、人氣稀なる里はなれたる野をいふ。陽炎のものゆるる荒野とはその野の廣漠として、遠く空しきさまをいへるなり。木立など深くては陽炎は「見」がたきなり。ここはその葬地のさまをいへるものなりと見ゆ。

○白妙之「シロタヘノ」とよむ。「妙」を考に「梓」の誤なりといひたれど、諸本みななくあるのみならず、祝詞などに「荒妙和妙」など「妙」字をあてたれば、誤とはいひ難し。さらば「妙」を何故に「タヘ」にあてたるか。「妙」字には織物などの意なし。或は「妙布」の略字ならむといふ説も見ゆれど、「妙布」といふ以上は精妙なるものに限るべきなるに「荒妙」五〇「龜妙」五二の文字既に卷一にあれば、「妙布」といふ説は成立しかねたり。こは恐らくは「妙」といふ字の意に當る「たへ」といふ古語ありてそれにあてたる「たへ」を同音によりて借りたるものなるべし。さてここは卷一に「白梓」二八とあるに同じく「白き布」なり。

○天領巾隱 舊本「アマヒレコモリ」とよみたるを管見に「アマヒレカクレ」とよみ考に「アマヒレガクリ」とよみたり。玉の小琴には「あまひれかくり」といひては理り聞え難ければ、只にあまぐも



と訓かたまさりぬべし」と一旦いひたれど追考に「ひれ」と讀むべきかと改めたり。「領巾」は和名抄衣服類に「領巾日本記私婦人項上飾也」と見え又日本紀天武天皇十一年の詔中に「膳夫采女等之手繩肩巾」といふ語ありて、その自注に「肩巾此云比例」とあり。これによりて考ふるに「比禮は領項肩にかけたる巾なること著し。「巾は説文に「佩巾也」と注し、玉篇に「佩巾本以拭物後人著之於頸」と見え、急就篇の注には「巾者一幅之巾所以裹頸也」と見えたり。今朝鮮人は六尺計の長さある一幅の布片を常に携帯して、手拭などの如く、又頸をつゝみなどするに用ゐるが、わが古のひれもかかるものなりしならむ。皇太神宮儀式帳に「生絹御比禮八端須蘇長各五尺弘二幅」豊受太神宮儀式帳には「生繩比禮四具長各二尺五寸廣隨幅」とも見え、北山抄内宴の條に「陪膳女藏人比禮料羅事舊年仰織部司人別一丈三尺云」と見ゆ。次に隠は「コモリ」とも「カクレ」とも「カクリ」ともよまるべけれど、こは「コモリ」の意にては不合理と思はるれば、「カクリ」か「カクレ」かのうちなるべきが、古は四段活用なりし故に「カクリ」の方をよしとす。さてこの「アマヒレカクリ」といふ語の意如何。代匠記には「第十に秋風の吹たたよはす白雲はたつなはための天つひれかも(二〇四一)とよめるによれば、白雲かくれといへるかとおぼしければ、あまひれかくれと點すべきか」といへりしが考は之によりて「是も天雲隠れて遠きをいふ」といひたり。宣長はかの再考の説として「前にはあまぐも」と訓つれども、雲を領巾とせむこといかゞ也。故思ふに葬送の時の旗を領巾と云るにて、字の儘にひれと訓べきか。領巾と旗と其さま似たれば、かくも云べし。其上此言朝立いましてと云詞の上にあれば葬送のさまとおぼしき也」といひ、略解之によれり。守部は「領

巾とは書きたれども、是は天蓋の類にて柩を覆ふ蓋なるべし。凡てひらくとすることをひれと云べし」といひ、雅澄はまづ本居説をあげてさて曰はく「今按に旗を云といへることおほつかなし。此は歩障を領巾に見なして云るなるべし。柩の前後右左に歩障を立圍て行さま神祇伯葬式の古圖に見えたり。古より然せしなるべし。和名鈔にも葬送具に喪禮圖云布帷以障婦人今按、俗用歩障是とあり。さて天領巾とは天人の天路を往來ふ領巾のよしなれば、こは葬を天に上ると見なして白布シラヌ之天領巾とはいへるなるべし」といひ、攷證は考又宣長の説を否定して自説を述べて曰はく「まへに引ける本集八の歌(天河原爾天飛也領巾可多思吉と見わたれば幅も廣く丈も長きものと見ゆ。されば、ここに天領巾隠といふはすべて失し人は天に上るよしにいへる事、集中の常にて、こゝはいまだ葬りのさまなれどもはや失しかば、天女にとりなして天つ領巾にかくるよしいへるにて、まへにもいへるが如く領巾は長も幅もゆたかなるものなれば、これを振おほはゞ容もなかばはかくれぬべければ、天ひれがくりとはいへるなるべし」といへり。今これらの諸説を見わたすに、代匠記の説は多少の根據なきにあらねば、姑くこれをおきて後に論ずることとし、宣長の旗を領巾に見立つといふ説は、根據なきこといふまでもなく、守部の天蓋の類なりといふと雅澄の行障をさすといふ説とに至りては、領巾とは似もつかぬものを持ち來したるにて強言も甚しといふべし。かくて残るは代匠記の説と攷證の説とのみなるが、代匠記の説は攷證に「考に引かれたるたなばたつめの天つ領巾かもといふ歌は雲を假に領巾と見なしたるにて雲の事を領巾といふにはあらざれば、證となしがたし。」



といひたる如く、従ひがたき事なり。されば、残る所は攷證の説のみにしてこの説略當を得たりと考へらる。然れどもなほ、少しく補ひ正すべき點ありと思はるれば、余が考をいふべし。先づここにてはその死をいひたるのみにて明かに葬儀の事をいふべき所にあらねば葬具と見るべきにあらず。この領巾は旗にても、天蓋にても、歩障にてもあらずしてなほ明かに領巾そのものをさせるならむ。そを天領巾といへるは天女の空を飛ぶにまとへる天衣をさしていへる爲に天領巾といひしなるべし。天女の天衣をひれと見たてたることは續日本後紀卷十九嘉祥二年三月に興福寺の僧が、天皇四十の賀の爲に上れる長歌の中に吉野仙女の事をいひては、三吉野爾有志熊志禰天女來通豆其後波蒙譚天毘禮衣着豆飛爾支度といひ、又天女拂石をよみては、如八百里磐根爾毘禮衣裾垂飛波志拂人不拂成无云々といへり。これらは天人の飛行自在の天衣をば比禮衣といへること著し。而して本集中にもこれに似たることあり。卷八・一五二〇に、久方之天河原爾天飛也領巾可多思吉眞玉手乃玉手指更云々とあるが、このかたしきは、衣にいへること、卷十一・二六〇八に、白細乃衣片敷戀管曾寢留の如くなれば、この領巾といへるは、ただの領巾にあらずして領巾つける衣をまでさせりとおぼし。而してそれに「天飛ぶ」といふ修飾語を加へたるにて飛行自在の天衣といふ意にていへることは疑ふべからず。かく考ふれば、天女ならばただ領巾といひて天衣の事になるべけれど、天女ならぬものに特にいふなれば、その由を語にてあらはさざるべからず。それが爲にわざと天領巾といひて、普通の領巾と區別して示したるものなるべし。かくして天領巾は天つ比禮即ち天女の羽衣

の如きものをいひあらはずに用ゐしならむ。かくてそれにまとはれ身をかくして昇天せしものと見立てたるが爲に、天領巾がくりといひしものなるべし。さて又これを白妙といへるは如何といふに天女の比禮衣は五彩あるものなるべけれど、ここは葬式にてあればすべて白布を用ゐるが故にかくわざといひて暗にその實を示したるものなるべし。

○鳥自物 「トリジモノ」とよむ。かかる語法は卷一・五〇の「鴨自物の條にいへる如く、鳥じは鳥を基としてつくりし形容詞の語幹なるが、その語幹より物につつけて熟語をなすこと、空し煙かなし妹の如き構成にして、それを以て朝立つといふ語の形容としたるなり。」とりじものといふは今の語に譯せば鳥といふ物の如くの意なり。これを朝立つの形容にせるは、卷一の「四五」に「坂鳥乃朝越座面」といふに略同じく、渡鳥をはじめ、すべての鳥は未明に宿所を立ち出づるものなればなり。

○朝立伊麻之豆 「アサタチイマシテ」とよむ。「いますは上二九九の「高市皇子尊城上殯宮之時」の歌に「百濟之原從神葬葬伊座面」とある、その語は同じけれど、意は稍異なり。「一九九のは形式的敬稱語なれど、ここのは實質のある敬語たり。即ち古事記中卷應神天皇の御製に「佐々那美遲袁須久須久登和賀伊麻勢婆夜」とあり、又本集卷三・三八一に「風候好爲而伊麻世荒其路」卷四「六一〇」に「彌遠君之伊座者有不勝自」とあるが如きこれにしてこれは「行く」といふことの敬語として用ゐたるなり。即ち朝立行くといふを敬語にいへるなり。卷六一〇・四七に「村鳥之且立往者」卷十三・三三九一に「群鳥之朝立行者後有我可將戀奈」などこの例に似たり。この句の意



は妻を葬りに立ちいづるを妻の自ら出立つ由にいひなせるなり。

○入日成「イリヒナス」とよむ。「イリヒ」は卷一二五に「渡津海乃豊旗雲爾伊理比沙之」とあり。「なす」は卷一一九の「衣爾著成目爾都久和我勢」の下にいへる如く、名詞又は動詞の終止形をうけて、用言を形容するに用ゐる接辭なり。意は「入日の如くに」といふに似て、隠るの枕詞とせるなり。

○隠去之鹿齒 舊訓「カクレニシカハ」とよめるを攷證に「カクリニシカバ」とよめり。「隠」は古四段活用として用ゐしなれば攷證の説をよしとす。卷三四六六にも「入日成隠可婆」と見えたり。妻のみまかりしことここにはじめて明かにいへり。

○吾妹子之形見爾置有 流布本「有」字なし。古來「ワギモコガカタミニオケル」とよみて、異論なし。但し「置」一字にて「オケル」とよむは無理なれば、金澤本、類聚古集、神田本、西本願寺本に「置有」とあるを正しとすべし。「形見」は一九六に見えたり。吾が妻が、その形見として若兒を此世に残しおけるなり。

○若兒乃 舊訓「ミトリコノ」とよめり。代匠記には「ワカコノ」とよみ、古義には「ワカキコノ」とよめり。この若兒を如何によむべきか。「ミトリコ」とよむは攷證にいへる如く義訓なるべきが、「ミドリコ」といふ語の例は萬葉には「緑兒」とかける例卷三四八二「卷十二二九二五」緑子とかける例卷十六「三七九二」彌騰里兒能とかける例卷十八「四一一二二」にあり。又「わかき」といふ語の例は日本紀齊明卷の歌に「宇都俱之根阿餓倭柯根古弘」とあり、又本集卷十七に「伊母毛勢母和可伎兒等毛波」三九六二とあり。されば、この二語いづれも例あることなるが、若兒は文字のままなら

ば古義の如くよむべきに似たり。「みどり」といふは今いふ「あかこ」といふが如き語なることは和名抄に「孩」に注して「辨色立成云嬰兒美都利古始生小兒也」といへるにしてしるし。新撰字鏡にも亦「阿孩兒」に「彌止利子」と注せり。而して「若兒」とあるは必ずしも孩兒ならずともいひうる語なり。されば「ワカキコ」とよむべきかと考ふるに、卷十六「三七九一」には「緑子之若子蚊見庭云々」とかける「若子」はそのよみ方とはかくに、即ち「緑子」なることは著し。又卷三「四五八」に「若子乃匍匐多毛登保里朝夕哭耳曾吾泣君無二四天」とある「若子」は古來「ミトリコ」とよみ來れるが、意義はまさしく然り。又卷十二「二九四二」に「小兒之夜哭乎爲乍」とある「小兒」をも「ミトリコ」とよみ來れるが、意義はいかにも然り。而してこの「小兒」はここにては「ミトリコ」とよむ外によみ方を知らず。されば、これらに準じて「若兒」を「みどり」とよまむことは必ずしも不可なからむ。されば、なほ舊來のままによれり。ここにては人麿の妻がさる若き兒を残して死せしをいへり。

○乞泣毎「コヒナクゴトニ」とよむ。その兒の物を乞ひて泣く毎になり。

○取與物之無者「トリアタフモノシナケレバ」とよむ。「與」は後世専ら下二段活用になりてあれど、古代は四段にも活用せしものと見ゆ。日本紀卷二の歌に「阿黨播奴介茂」といへるが如きその例なり。これによりて「取與物」は「トリアタフモノ」とよむべきなり。これにつきて考は「物は人也」といひたれど、ここは玉の小琴に「考に物は人也」とあれどいかゞ。兒を取與とは云べからず。物は玩物にて泣をなぐさめむ料の物也といへるをよしとす。泣く兒を慰めむ爲に取り與へむものもなければといふなり。



○鳥穗目物 舊訓「トリホシモノ」とよみたるが、代匠記には「此句心得がたし。下のわきはさみ持とつゝくるは若兒をわきはさむを若彈丸を腋挾に譬て云か。彈丸は鳥の欲さに操は愚推なり。又下の或本歌には男自物脅挿持と云ひ、第三に高橋氏が歌にも「ヲノコシモノ負見抱見とよめり。かゝれば若鳥は鳥の字を誤れるにて「ヲホシモノにや。ヲとホとは同韻にて通ずればをほしは第一巻のうねひを、し」のヲ、シにて「ヲノコシモノ」と云意なり」といへり。されど「ヲホシ」を「ヲホシ」とかゝむことあるべきにあらねば、この説後人の信をうけざりき。童蒙抄には「字のまゝに」とぼしものとよみたるが、考には「鳥は鳥穗は徳を誤りし也けり」といひて「ヲトコシモノ」とよみたり。かくて諸家この説に一定してすべて誤とせり。然れども、古寫本又多くの本にいづれもさる誤字ありといふ證は一もなきなり。又他の傍例によるに、「鳥を鳥」と誤るが如きは生じ易きことなれど、徳を穗に誤ることは果して如何にぞや。されば誤字にあらずとはいひがたれど、又誤字ありとも斷言しうべきにあらず。さらば、文字を改めずしてよみうべき方法なきかと思はるに、「トリホシモノ」といふ語ありとも見えねば、その訓はとるべからねど、童蒙抄に「トボシモノ」とよめるは一往考ふべき點あり。「鳥をト」と用ゐたる例は卷七「一二三四」に「海人鳥屋見濫」又卷三「三九一」に「鳥總立足柄山爾船木伐」卷十七「四〇二六」に「登夫佐多底船木伎流等伊布などに見るところなれば」とぼしものとよまれざるにあらず。さてかくよみての意如何といふに、童蒙抄に「乏しもの也。今珍敷ものゝやうに大切にしていざさみもつごとくに、みどりこをいだきと也」といへり。この意にとるときは意義はまさしくいはれたり。され

ど、この頃に「ともしを」とぼしといひしことの證なければ、この説も亦確實なりといひがたし。今姑くかくよみたれど、これも後の學者の考定をまつべきなり。

○腋挾持 「挾」字は流布本「狹」に作れど、西本願寺本に「挾」に作れるによるべし。訓は舊來「ワキハサミモチ」とよみたるを攷證に「ワキハサミモチ」とよむべしとせり。「腋挾」といふ語の意は攷證に「腋挾を字のまゝに見れば、兒を腋の下に挾むごとく聞ゆれど、さにあらず。腋挾は懐く意なり。そは古語拾遺に天照大神育吾勝尊特甚鍾愛常懷腋下稱曰腋子云々」とあるにてこゝもただいだく事なるをしるべし。玉篇に「挾懐也」と見えたりといへり。卷三「四八一」に「腋挾兒乃泣毎」とあるもこの謂なるが、かの古語拾遺の説明によれば、特に愛し護る意をいふと見ゆ。さて「持」を「モチ」といふことは攷證に「もてはもちての略なり」といへど、當時「もて」といひしことの證なければ、従ひがたし。さてこの句の意は下の「浦不樂晚之云々」につづくなり。

○吾妹子與二人吾宿之 「ワギモコトフタリワガネシ」なり。この語のいひ方上の「吾二人見之」と語を前後したるいひざまなるが、妻と吾とが二人宿しといふなり。

○枕付 「マクラツク」なり。「ツマヤ」といふ語の枕詞なり。冠辭考に「夫婦は房に枕を並付てぬるが故にいへり」といへり。卷五「七九五」に「摩久良豆久都摩夜佐夫斯久於母保由倍斯母」とあるによりてよみ方の證とすべし。

○嬬屋之内爾 「ツマヤノウチニ」なり。この語の例は上の卷五の例又卷十九「四一五四」に「枕附都麻屋之内爾鳥座由比須惠云々」ともあり。「つまや」は通例「ねや」と同じ意に思ひ、古義にも「嬬屋は



夫妻率て隠る所の屋なり。」などいへるが、代匠記には「妻屋は第十九に家持の鷹の歌にも枕付妻屋の内にとくらゆひとあれば、妻を置屋を云のみにあらず、心安く馴て住處をも云なるべし」といへり。攷證にも異説ありて、美夫君志之をうけて約説せり。曰はく「孀は借字にて端の意也。衣のつまといふも衣の端、つま木といふも木の端也。かゝれば、つまやも端屋にて家の端の方にある屋なるべし。閨などは中央に作るべきものならねば、家の端のかたに造れるをも端屋といふなるべし」といへり。されど、かかる事古へありきとは考へられず。閨の如きは端につくるものなりといふことはかへりて如何にて、閨は奥深くつくるものなるべきは古今一轍ならむ。「ツマ」は端なりといふはなほ不可ならずとせむ。閨が端にありし故といふは従ふべからず。按ずるにこの説はかの契沖が指示せし如く、卷十九に家持がその愛する白大鷹をつま屋に居る飼ひし由なるによりて疑を發せしならむが、鷹を飼ふには後世には鷹部屋といふがありてそこにかふものなるが、古も略然りしならむをば、これは甚しく愛してその常に住む處に飼ひしものなるべければ、妻屋は即ち「ねや」といふに差支なき筈なり。この外に「つまや」といふ解は考ふる所なし。

○晝羽裳 「ヒルハモ」とよむ。この語の事上一五五二〇四等に屢いでたり。

○浦不樂晚之 舊訓「ウラフレクラシ」とよみたり。代匠記は「ウラサビクラシ」とよみ考之に従ひたるが、玉の小琴に「卷々に浦觸裏觸」と云ることいと多し。又五卷丁五十七卷二十丁などに假字にも宇良夫禮とかければ「わろからず」といへり。さて契沖が何故にかくよみたるかを見るに

「第三に鴨君足人が歌に不樂をさびしとよみれば、今もうらさびくらしと讀べし」といへるなり。これは「二五七」に「梶棹毛無而不樂毛己具人奈四二二六〇」の或本歌には「竿梶母無而佐夫之毛榜與雖思」とあり。又卷四「五七六」に「從今者城山道不樂牟吾將通常念之物乎」とある如き例をさせるが、この場合の「不樂」は「ブル」とも「ブレ」ともよむを得ずして「サブ」「サビシ」などよまむ外あるべからず。さて「ウラサブ」といふ語は卷一「三三」に「浦佐備而」「八二」に「浦左夫流情」とあり。この巻にも「一五九」に「暮去者綾哀明來裏佐備晚」と見ゆ。「うらさぶ」といふ語の意は卷一にいへる如く「ウラ」は心なり。「サブ」は「サビシ」状態なるをいふ動詞なり。心さびしくありて日を晩すといふなり。

○夜者裳 「ヨルハモ」とよむ。その意と例と上の「ヒルハモ」に照して知るべし。

○氣衝明之 「イキヅキアカシ」とよむ。卷五「八九七」に「夜波母息豆伎阿可志年長久夜美志渡禮婆」とあるは、このこと同じ語遣なり。「いきづく」といふは吐氣をつくことにして、卷五「八八一」に「加久能未夜伊吉豆伎遠良牟」とある如く、なげくことをいふなり。ここはその母なき子をもてなやみて息をつきつゝ、夜をあかすとすなり。

○嘆友 「ナゲケドモ」なり。これは事實をいへるなれば「ドモ」の方なり。

○世武爲便不知爾 「セムスベシラニ」とよむ。上の長歌にこの語あり。意もおなじ。

○戀友 「コフレドモ」とよむ。これも「嘆友」と同じ意に基づくものなれば「ドモ」の方によむなり。

○相因乎無見 「アフヨシヲナミ」とよめり。「相」は「アフ」といふ動詞をあらはせるもの、「因」は原因理由などの意にて「ヨシ」とよめるなり。類聚名義抄には「理」「因」「由」等に「ヨシ」の訓を加へたり。卷



四(五〇八)に「妹毛吾母甚戀名相因乎奈美」とあるもこのこと同じくよめり。あふ方法のなきによりてなり。

○大鳥 「オホトリノ」とよむ。「ノ」文字なけれど、加へよむべし。「おほとり」とは和名抄に「鶴古亂反利保止 水鳥有二種似鶴巢樹者爲百鶴曲頭爲鳥鶴」と見ゆるものにして今「こうのとり」といふものなり。冠辭考には大鳥をば鶴又鷺などを指ていへるかといひ、さて「若鷺をいはゞ羽を易るを得て矢に用るなれば、羽易の意とすべし」といはれたれど、さるむづかしき意なく、ただ鳥の羽といふつゞきにて羽の枕詞とせしならむ。

○羽易乃山爾 舊訓「ハカヘノヤマニ」とよみ、代匠記に「ハカヒノヤマカといへり。この山は卷十「一八二七」に「春日有羽買之山從」とも見えたれば、大和國添上郡春日に在りし地名と見ゆ。さてここに羽易とかけるによりて「ハカヘ」とよみ、卷十のをも「ハカヘ」とよむべしと萬葉考にいへり。略解はここを「ハカヒ」とよみて説なし。按ずるに「易」は普通の訓によれば「かへ」なり。「買」は普通の訓によれば「カヒ」なり。一所の名に二の發音あるも不都合なるが「買」を「カヘ」とよまむことは無理にして必ず「カヒ」なるべし。然らば「易」はただには「カヘ」なれど、交易の意になれば「賣買の意」として「カヒ」とよみて差支なき筈なり。かくてここも「ハカヒノヤマ」とよむべきなり。その羽買の山といふ所今の何といふ所にか明ならぬ事なるが、春日附近の山なりしものと見ゆ。もとよりこの地の春日といふは、或は今の春日といふよりも廣き地域なりしならむ。ここにこの山の名を出せるは恐らくはその妻を葬りし地なるべし。當時の葬地は必ずしもその住宅

附近に限らざりしことは春日宮におはしし志貴皇子即ち春日宮御宇天皇の田原山陵が、添上郡田原村矢田原の山中に營まれ、その妃紀椽姫の吉隱陵が、山邊郡初瀬町吉隱角柄の地に營まれしにても知るべし。

○吾戀流 「ワガコフル」とよむ。考には「吾」は「汝」の誤にして「ナガコフル」とせり。これは、下の一本の歌に基づきての説明なるべきが「ナガコフル妹ハイマス」といふは、他人の語を引用せる形式にしていへるにて「ワガコフル妹ハ云々」といふは自らの語としていへるなり。いづれにしても意明かなるが故に、わざと改むるには及ぶべからず。況んや誤字ある本は一もなきをや。

○妹者伊座等 舊板本の訓「イモハイマセト」とあれど、古寫本多くは「イマスト」とあり。「イマセ」にては意をなさず。「イマス」とよむべきなり。

○人之云者 「ヒトノイヘバ」なり。人が上の如くいへばなり。六音にて一句とす。

○石根左久見手 舊本「手」を「乎」につくり「イハネサクミテ」とよめり。代匠記には「乎」は「手」の誤にして「イハネサクミテ」とよむべしといへり。類聚古集には「手」とせり。これを正しとす。この語の例は卷二十四四六五に「山河乎伊波彌左久美豆布美等保利久爾麻藝之都云々」とあり。「いはねは」は卷一四五の「石根」を「イハガネ」とよみたる如く、根は地に固定せるものをいふなり。なほ「サクム」といふ語の例は卷六九七一に「五百隔山伊去割見賊筑紫爾至又延喜式祝詞祈年祭の祝詞に「磐根木根履佐久彌豆」とあり。さて又これと同じ語ならむかと思ゆる「サククミ」といふ語あり。卷四五〇九の「浪上乎五十行左具久美磐間乎射往廻」又卷二十四三三一に「奈美乃間乎伊



由伎佐具久美云々といふあり。この「さくむ」といふ語の意義につきて契沖曰はく「さくみては常の詞に物のくほみて斜なるをさくむと云へは石根を踏くほむるを云か。また心くく思ほゆるかもとも、茅生に足ふみ心くみともよめるは心苦しみなり。さればさは添たる字にて石根に苦みてといへるか。按ずるに後の義なるべきは第四第廿に浪の間をいゆきさくむとよめるも同じ詞と聞ゆれば、波は踏くほむと云べきことわりなければなり」といへり。考には「岩が根を踏裂てふ言なるを、其きを延て佐久美とはいへり。祈年祭祝詞に磐根木根履佐久彌且といひ、此集卷二十に奈美乃間乎伊由伎佐具久美てふも、浪間を船の行々裂々と重ねいふと皆同じことば也」といひ、略解これに従へり。玉の小琴には考の説を評して「さくみを考に裂のきを延てくみと云とあるはいかゞさを延てくみと云むもいかゞなる上に石根を踏裂と云くと有べくも非ず。今按は古事記傳の石折神根折神の下に云り」とあり。その古事記傳の説は「或説に人面のたくぼくあるをしやくみづらと云に同じくて岩の凸凹ある上を通行を云なり。馬ざくりと云も能の面にさくみと云あるも同詞なりと云り。此意なるべし」といへり。これによりてか檜孺手には「高低ある道をたどるくくゆくを云ふ」といへり。攷證には「こはさくみ、さくむ、さくめなどはたらく言にてさくむのくむを約むれば、くとなりて、さくは放にて見放、聞放語放などいふ放と同じく石根木の根のきらひなくふみはなちゆく意也」といひ、美夫君志これに従へり。かく諸説紛々たるが、未だ得たりと思はるる説を見ず。先づ攷證の「さくむのくむ」を約むれば、くとなる故に「放」といふ語におなじといふ説は條理なき事にして従ふべからず。

古事記傳の説は何の意なりといふこと明かならず、一種の謎といふべし。考の説は玉の小琴に評せる如くあるべきことにあらず。代匠記の前説は岩根を履くほむる意なれば、鬼神のわざといふべくして人のわざにはふさはしからず。後説の「苦み」といふ語と同じといふ説は何等の根據なきなり。さてこの語の由來は未だ詳かならねど、檜孺手の説明をとりて釋すれば略當れる如く見ゆ。然れども確かにしかりとも定めがたし。さて又これと同じ語ならむと諸家の推せる「さくみ」といへる語は如何といふに、これは「浪の上」「浪の間」とよみ、「さくみ」は「山」「磐根」にのみよみたれば、似たりといへども別の語なるべく思はる。されば、この語は、今日に於いては未だ明かならぬ語なり。後の學者の考定を俟つ。

○名積來之「ナヅミコシ」とよむ。「名積はナヅミ」といふ動詞にあてたるなり。この語は古事記上卷に「堅庭者於向股蹈那豆彌中卷景行天皇卷歌に阿佐志怒波良許斯那豆彌云々」又日本紀仁徳卷の御製に「那珥波譬苦須儒赴泥苦羅齊許斯那豆彌云々」と見え、本集には卷三「三八二」に「雪消爲山道尙矣名積叙吾來並二卷八一」一六に「烏玉之吾黑髮爾落名積天之露霜取者消乍卷十三」三二五七に「直不來自此巨勢道柄石椅跡名積序吾來戀天窮見三二九五」に「夏草乎腰爾莫積如何有哉人子故曾通簣文卷十九四二三」○「落雪乎腰爾奈都美氏參來之印毛有香年之初爾」など例多きが、それらのうち最も多きは「腰になづむ」「腰なづむ」といへるものにして、これは腰に至るまで物に没して行くになやむことと見ゆ。次は「なづみくる」といふ語なるが、これは歩行になやみたることをいへるなり。又「向股にふみなづみ」といふ語は上にいへる「腰になづむ」「なづみく



るの二方の意にまたがる趣あるが、これらの場合はすべてその脚なり、股なり、腰なりがある物に拘へ支へられて動しかね進みかぬるをいへりと見ゆ。さて黒髪に露霜のふりなづむといへるは露霜の髪に支へられて止まれるをいへるなれば結局は一なり。次に類聚名義抄をみれば「泥阻等にナヅム」の訓あり。さればここは歩行に難儀することをいへるものと見ゆ。古義に「艱難苦勞」といひ、攷證に「勞する意也」といひ、美夫君志に「煩字惱字などの意也」といへるはいづれも未だ盡さざるものにして、進動を阻止せらるといふ意にして抽象的の勞惱などの意のみにあらざるなり。「來之はコシ」とよむ。「シ」は連用形に屬する複語尾なれど、來には未然形よりするが古語の姿なり。その例は卷十七「三九五七」に「出而許之和禮乎於久流登……可多良比氏許之比乃伎波美」三九六九に「之奈射加流故之乎遠佐米爾伊泥底許之麻須良和禮須良」などの如し。さてここは契沖は「此下句絶なり。或はなづみこしと意得べきか」といへり。その他の諸家この句の斷續をいひしものなし。されど、ここは契沖のいへる如く、一段落り。而してここに連體形を以て終止せるは普通の法にあらざして喚體に擬して餘情を含ましめたるなり。なほこれと次の句とのつづきはその間に「されど」といふ如き意を含めて釋すべし。

○吉雲曾無寸「ヨケクモゾナキ」とよむ。略解に「今寸を十に誤」といへるは寶永版本に「寸」の字の缺けたるを見ていへるなり。寛永版本及びその以前の版本寫本共に正しく「寸」とかけり。「吉雲」は「ヨケクモ」といふ語にあてたる借字なり。「よけく」といふ説は卷五九〇四に「安志家口毛與家久母見牟登……須與毛余家久波奈之爾」卷九一七五七に「筑波嶺乃吉久乎見者」とあるが如し。

「ク」はこと又は點をさす語にして「ヨケク」はよきこと又はよき點といふ如き意なり。「けくはく」を延たるなりなどいふ説の不當なること屢いへり。上の如く難儀しつつその山まで來しが、しかれども何のよき事もなきとなり。「もぞ」は二の係詞を重ねて、強くその意を指示せるなり。かくて「曾」に對して連體形の「き」にて結べるなるが、第二段落にありてこの一句が終結となり、下の諸句は、これが上にあるべき條件なるを反轉法によりて顛倒して下におけるなり。

○打蟬跡念之妹之「ウツセミトオモヒシイモガ」とよむ。こは冒頭の「ウツセミトオモヒシトキ」に遙に應じて一篇の終結をなさむとするなり。今まで現し身と念ひたりし妻がといへる也。  
○珠蜻 舊訓「カケロフノ」とよみ、考に「カギロヒノ」とよみたれど、上の「二〇七」の「玉蜻」とおなじく「タマカギル」とよむべきこといふまでもなし。こは「ホノカ」の枕詞とせり。卷八一五二六に「玉蜻蜒鬢所見而別去者」卷十二三〇八五に「玉蜻鬢所見而往之兒故爾」などこの例なり。玉の光りかがやくことをいへるなるが、その光のさまにとりて枕詞とせるなり。

○鬢髻谷裳「ホノカニダニモ」とよむ。「鬢髻」といふ熟語は支那にて慣用せるものにして文選の班固の幽通賦に「夢登山而迢眺兮、觀幽人之鬢髻」とありてその注に「鬢髻不分明良」とあり。かくて類聚名義抄には「鬢」にも「髻」にも「ホノカ」と注し、色葉字類抄には「鬢髻を、ホノカナリ」と訓せり。さて本集の例を見るに上にあげたる外、卷七一五二に「梶之音曾鬢髻爲鳴」卷十二三〇三七に「朝霞鬢髻谷八妹爾不相牟」などみなかくほのかにといふ語にあてたる例なり。又卷十一二三九四に「朝影吾身成玉垣入風所見去子故」とある「風」は色葉字類抄に「ホノカ」といふ語の例にあけ



たるにてしるし。「ほのか」といふ語は、さだかならぬ意をあらはせり。「だにもは上にいへり。  
○不見思者 舊訓「ミエヌオモヒハ」とよみたり。されど、かくては語をなさず。代匠記に「ミエヌ  
オモヘバ」とよめるをよしとす。「ホノカニダニモ妹の姿の見えぬ」といふことを以て準體言と  
してその見えぬことを思へば、かく難儀して來りしことも何の甲斐も何のよき事もなき事ぞ  
となり。

○一首の意 わが妻が現身にてありと思ひし時即ち妻が世にありし時に、われと妻と二人して  
取り持ち見などせし、門前遠からぬ堤に植ゑ立ちてある槻の木、彼方此方の枝に繁茂せる葉  
の益茂り行くが如くに、且はしばしば思ひ且は思ひ憑みたりし妻なりしかど、世の中の習には  
背き得ずして空漠たる荒野に入り隠れたりしかば、即ち死去して葬り去りしかば、そのあとに  
妻の形見として残りし赤兒の物を乞ひて泣く毎に何物を與へて心を慰めやらむか與ふ  
る物もなければ、ただ大切にしておきし妻の世にありし時二人にて宿し聞の内にこ  
もりて心さびしく大息つきつゝ、日をくらし夜をあかし嘆けども、戀ふれ共再び妻にあふ手段  
もなく、るるに或人の話す所によれば、わが戀ふる妻は今羽買の山にをりといふ事なれば、さ  
らば、往きてあはむとて、その山の石根のさかしきをふみさくみてやうくにしてたどり來て見  
たりしよ。されど、そこには豫期にたがひて現身と思ひしその妻の姿はその影だにほのかに  
も見えぬなり。かかる事を思へば、ここに來りしも、何の甲斐もなき事なりしよとなり。この  
長歌に至りてはじめてその葬地をあらはし、且つとこしなへの恨を述べたるなり。かくて、上

の長歌と首尾相應じて、意はじめて全くなるさまを見るべし。

短歌二首

○考にはこの「短歌」をも「反歌」と改めたり。必ずしもしか改むるに及ばぬことは屢いへり。

ス下  
(二二二)

去年見而之、秋乃月夜者、雖照、相見之、妹者、彌年放。

○去年見而之「コゾミテシ」なり。「去年」を「コゾ」といふは明かなるが、集中に假名書の例は卷十八  
「四一一七」許序能秋安比見之末末爾モトモトノあり。

○秋乃月夜者 舊訓「アキノツキヨハ」とよめり。攷證は「月夜」を「ツクヨ」とよむべしといへり。こ  
の事は卷一「一五」の「今夜乃月夜」七九の「朝月夜」の條にいへる如くなれば、攷證の説をよしとす。

○雖照 舊訓「テラセドモ」とよみ、童蒙抄に「テラスレド」とよみ、考に「テラセレド」とよめり。「テラス  
レド」とよまむにはその語下二段活用ならざるべからざるが、さる活用の語あるべくもあらね  
ば、童蒙抄の説は従ふべからず。又「照」二字を「テラセリ」とよまむは卷一「二」におきては例に違へ  
り。この卷にて「テラセリ」といはむには「照有」とかきてあるべきなり。ここは舊訓のまゝをよ  
しとす。新考もしかいへり。

○相見之妹者 「アヒミシイモハ」とよむ。去年相共に月を見し妻はの義なり。

○彌年放 「イヤトシサカル」とよむ。「彌」は「いや」とよみて、卷一「三六」に「此山乃彌高良之」二九に「彌繼



此歌の「イヤ」は「年」を隔てて「サカル」にかゝりてあるが故に  
明かにその本質を認めうべし。この「イヤ」は上の「イヤツギ」イヤ遠爾(卷二、二三一)「イヤ高ニ」同  
上などの如く、副詞形容詞の上に冠する接頭辭の如くに認められ、後世は専らかく用ゐられたり  
もとは一個獨立の程度副詞にして今の「いよいよ」に似たる語たりしことはこの例にて明かな  
り。而してその「いよいよ」といふ語もその源はこの「イヤ」といふ語の疊語の少しく形をかへたる  
ものなりとす。この如き現象を呈したる用例は卷七、一二五一に「佐保河爾鳴成智鳥何師鴨  
川原乎思努比益河上」を見て知るべし。「さかる」は履いへり。この句の意はいよいよますます  
年をへだててゆくとなり。

○一首の意 秋の月は去年の見し通りに今も照してあり。されど、去年相共に見し妹は今や在  
らずして漸くに年月遠くへたゞりぬとなり。此歌につきて古義は「この歌にてみれば、此長歌  
短歌は妻の死て一周忌によまれしなり。此歌拾遺集の詞書に妻にまかりおくれて又の年の  
秋月を見侍りてとあるはさる事なり」といへり。これは代匠記の初稿に「此反歌によりてみれ  
ば、後の歌ならひに、此短歌二首は一周忌によまれたるを類聚して一所にをけるなるべし」とい  
へる同じ考に出でたるものなり。註疏には古義の語をあげて「芳樹按るに長歌のかたは世間  
乎背之不得者云々の十句の如き葬式の事をいへるに、隠去之鹿齒のニシ過去の辭なるゆゑに  
年月の過去し事にもいはれぬにはあらねど、よみさま一周もへての後のうたの如くはきこえ

ず。されば長歌は妻の无くなりてとほからぬほどによみたるに一周忌によみし短歌をそへ  
たる物なるべし」といへり。按ずるにこれはその詞書に「妻死之後」とあれば、死後幾何かの時  
を経たる後の詠たるはもとよりなるが、長歌は註疏にもいへる如く、葬式をいへれば、一周忌の  
時の詠といふべきにあらず。さて又この短歌のいづこに一周忌の折の詠といふ證ありや。  
又拾遺集の詞書も一周忌なりと認めたりといふことにはならぬなり。これは、昨年妻と共に  
相賞せし月を本年見て、その妻の在世の時の事を思ひ出してよめるにて、さる意にこそ感慨も  
深きなれ。若し一周忌の時の歌とせば、その「相見しは誰と共に見しといふ意か。而してさる  
意にては何等の感も起らぬただの理窟となりはつべきなり。即ち去年の秋月をめでし頃に  
は妻が健全なりしが、その後には亡くなりしをそのあくる年の月の頃にこの歌をよみしならむ。

下  
二二二 衾道乎、引手之山爾、妹乎置而、山徑往者生跡毛無。

○念道乎 「フスママヂナ」とよむ。「衾」は和名抄に「和名布須萬」とあり。これを「引手山」の枕詞とする  
説あり。(冠辭考) 又「衾」は諸陵式に「衾田墓」手白香皇女在大和國山邊郡云々とあるによりてその「衾田」を「フスマ」  
とのみいひて、そこにかよふ道をいふなるべしといふ説あり。(註疏) されど、「衾田墓」のある邊  
を「フスマ」といへる事の證は一もなく地名説は信すべからず。されば枕詞の方ならむが、如何  
にして「引手」の枕詞となるべきか、冠辭考の説あれど、おほつかなし。古の衾に「乳」といふものつ  
きてありし故かといふ説も確とはいひがたし。又襖の戸の、ひきてを「手」といひしかといふ説







文字へ心をつけて、十九なるは、まへにその疑の詞なくて、るより、とうけたれば、生利イキルトもならんと思はれしかど、かゝる事猶ありて、これ一をもて例とはなしがたし。この事は十九の巻にいふべし。

といひたるが、その十九の攷證は今傳はらねば委しきを知らず。美夫君志は本文の注に、上の攷證と殆ど同じ文をのせてなほ別記に委しといへるがその別記に曰はく、

正辭按るに、此に出したる歌舊訓には皆イケリトモナシとあり。然るに、卷十九十六左なるは伊家流等毛奈之と假字書なるによりて等をてにをはのトとするときは、此歌上にゾノヤカの辭なくて續く詞の流を等とくするは不合格なりと思ひて等は辭テシにあらず、利の意なりといひたるものなり。されど此流は常にルの假字とせるとは其音異にて、リの音を用ゐたるなり。其由は次にいふべし。されば、生跡イキト毛無モナシなどあると同じく生て居イキテ心ココロちもせぬと云意にて此刀はかの利心などの利にはあらで、全くてにをはのトなるべし。しかいふは利心のトには利字又は鋒字神字などを用ゐたるを生刀毛の刀には刀跡などの字を用ゐて、戸鋒などの字を用ゐず、これ古人の注意せしなるべし。かくて右に引ける歌の中卷十一左十五なる吾情利乃生戸裳名寸といふ歌は情利乃生戸裳名寸とトを重ねたるに、生戸のかたは戸を用ゐて、利を用ゐざるも、故ある事ならむ。かゝれば此は生跡のトと利心のトとは別意とせむかた穩かなるべし。かくて考ふるに、卷十九左十六なる伊家流等毛奈之の流はりの音にて用ゐたるものとおほゆ。しかいふ故は、卷二十右四十に許禮乃波流母志同七十に佐由流波奈同三十に

志流敵爾波後方は也などある流はりの音のかたにてなるべし。此は東歌なればともいふべけれど、同東歌にて、卷二十左十六には等能志利弊乃とあれば猶上の志流敵もしり。へとよむべくもおほえたり。猶いはゞ催馬樂階シチガ香取カケに天治本の假字之奈加止留ナカトシル夜爲奈乃見奈止仁とあり、次なる本末歌も二首共に、之奈加止留とありて、これを梁塵愚案抄には皆しながとりやとかけり。元龜三年六月四日式ア少輔藤長の寫したる梁塵愚抄の古本を余藏せり、此本には三首共にしながとりやとあり。これによれば、古本には之奈加止留ナカトシル夜とありし事明か也。留流は韻鏡第三十七開轉來母三等の劉字と同音にて漢音リユウ吳音リユなり。又三音正譌に劉リウはとあり。此轉は開轉なれば、ウクスツヌムルウの音あるまじき事なるに、常に此第三等の音とするものは第十二合轉の虞模の韻と通ずる故に、その合にあやかりたるなり。今は本音のリユの省呼なるべし。又鈴屋は刀の字などはてにをはのトには用ゐざる假字なりといへど、此はたまゝてにをはに用ゐざりしのみにて、別に意あるにはあらざるべし。さて卷二三右二十に如是有乃豫知勢婆カケテシ云々とある乃は刀の誤なりとの説に従ひて、記傳二十四四十に刀と改て引用したり。其説齟齬せり云々

といへり。今之を按ずるに先づ、本居翁が「刀」字などはてにをはのトには用ひざる假字也」といへる論は首肯すべからず。こは既に上の「一五一」の「如是有乃豫知勢波」とある「乃」は「刀」の誤なるべくして、古事記傳にはそれを「刀」の字に改めて引用せること美夫君志に摘示せる如くにして、これ既に自家撞着といふべきものなり。されば「刀」を必ず助詞にあらずとはいふべからざる



なり。然らば美夫君志の如く流にり音ありとしてすべてイケリトモナシとすべきかといふに、これ亦無理なりと思ふ。美夫君志のあげし卷二十のコレノハ流モシサユ流ノハナシ流散ニハなどはハリサユリシリヘなどいふ語に相對すれど、これは防人の鄙語なれば、詭りたることはいふをまたず。「モチをモシ」とその直下にあるにても思ふべし。又催馬樂階香取に天治本の假字を之奈加止留夜々々といへるによりて天治本を検するに、この階香取の曲は全然なきなり。これは蓋し樂章類語鈔にあげたるを天治本にあるものと誤認せしものなるべきが、この樂章類語鈔の階香取は何によりしかは今詳にせず。加之階香取は古來神樂の曲名にして催馬樂の曲名にあらず。されば樂章類語鈔も亦この點に於いては信すべからず。これらによりて流にりの音ありとする説は信すべからず。されば卷十九のはもとよりイケルトモナシなるべきこと疑ふべからず。然らば本居説に従ひてこれらをすべてイケルトモナシとよむべきかと考ふるに、必ずしも然りといふべからず、これには種々の疑難あり。先づ本居説の如く、このトを利の意とするときは新考に生ける利心といふ事あるべきにあらずといへる如く意をなさぬこととなるべく、若しなほ利心とする時は卷十一の「吾情利乃生戸裳名寸」とあるは一層の不明なる語となるべし。然らばトを助詞とすべきかといふに、然るときは卷十九の「イケルト」といふ言遣にあはず。他の例はよみ方は種々に考へべきなれど、卷十九の假名書の例はみだりにうごかすべからず。然りとて、卷十九の歌に誤字ありといふことは容易にいふべきことにあらず。かくして考ふるにその止は果して本居説の如く、利心の義なり

や、又舊説の如く助詞なりやの疑問を一往考ふべきなり。若し助詞のとにあらずとせば、體言といふより外なかるべきが、體言のとは、心利のといふが如き外なきか如何。按ずるに、心利などいふとは寧ろ稀なる例にして、トは普通には時所をあらはす語なるなり。而してトをさる時所に通じたるものとして考ふるに、今日の點といふべき意もありと考へらる。さる考をなして見るときは、卷十九の「イケルトモナシ」もさる方に解して意に差支なきやうに考へらる。果して然りとせば、他の場合も「イケルトモナシ」といふやうにのみみて、さるやうに解して一も通らぬ點なく、又わが心利の生るともなきも亦通るべく思はる。然らばこれにて治定せりやといふに、なほ疑あり。今本居説も舊説も、生字につきては「イケリ」とよむ「イケル」も「イケリ」もただ活用形の少差に止まることを前定せるものなるが、これ果して當を得たるか。今これらの語の例を見るに、卷十九の假名書の例は別として他はすべて「生」一字を書きて例外なきなり。「生」一字にては四段の「イク」下二段の「イクル」とよむが本體にして、「イケリ」とよむは特別の場合に屬すべき筈のものにして、これを直ちに「イケル」「イケリ」とよまむは、一往、かくよまざるを得ざる理由を説明しての事ならざるべからず。今他の卷はさておき、この卷につきて動作存在詞「イケリ」の如きこの例なりの記載例を見るに、假名書のものは今論する範圍にあらぬが、その他の場合には、

大雪落有(一〇三)

念有吾毛(一三五) 念有之妹(一一〇)(一一三)

萬葉集講義卷第二(二二二)



野中爾立有(一四四) 堤爾立有(二一〇)

憑有之(二一〇) 恃有之(二一三)

形見爾置有(二一三)

磐根之卷有(二二三)

の如く、下に「有」を加へたるものと、

取持流(一九九)

吹響流(一九九)

御名爾懸世流(一九六)

迷流(二〇八)

の如く下に「ル」の假名を加ふるものとの二様の方式を見るなり。ただ(二一〇)の

吾妹子之形見爾置有見乃……

の場合に「置」一字を流布本に「オケル」とよめる一異例あるのみなるが、それも金澤本、類聚古集、神田本、西本願寺本には「置有」とあるなれば、これ亦上の例に洩れずといふべし。更に又卷一につきて見るに、

念有我毛(五)

之美佐備立有(五二二) 神佐備立有(五二二)

の一類、

春日之霧流(一九) 春日霧流(二九)

頭刺理(三八)

圖負留(五〇)

浮流禮(五〇) 持越流(五〇)

廬利爲里計武(六〇)

嗣而賜流(七七)

の一類とに分つべく、ただ(七九)なる

作家爾

を「ツクレルイヘニ」とよみたれど、これも確證なきことにして、卷一、二を通じての諸例によらば、「ツクレル」とよむときは、作有又は作流の如くかくべきなれば、僻案抄の如く「ツクリシ家」とよむべきにあらざるか。若しからずとせば、この「生」とかの「作」との二字のみ、「イケル」「ツクレル」とよむべきこととならむ。恐らくはさることなくして、作家は「ツクリシ家」又は「ツクル家」ならむ。かくして、この「生」を「イケル」とよむも、「イケル」とよむも、卷一卷二を通じての記載例としては變例とすべきものなれば、しかよむべきものとは斷言すべからず。余はこれは一字のままの時に普通の動詞として取扱ふものとし、「ト」は名詞として取扱ふものとして、「イクルトモナシ」とよむものならざるかと考ふるものなり。但し、これを以て斷言すべしとは信ぜず。試みに一案を立てたるまでなり。後の學者の考定を俟つ。かくてよみ方を、新に立つるもいかなれどこ



○一首の意 明かなり。この引手の山に、わが最愛の妻を置いて、山路を通れば、生命ある我とは思はれずとなり。

或本歌曰

○これは、上の歌に對しての或本の傳をあげたるものなるが、上の長歌は二首なるに、ここには長歌一首なり。さらば、その二首に對して一首といふ傳の有りしが爲にあげたるか、或は二首のうち一首に對しての異傳かと考ふるに、この歌の趣前なる二一〇の歌と頗る似たれば、それに對しての異傳なるべく思はる。而してそれには短歌二首附屬し、これには短歌三首附屬せるが、三首中のはじめ二首は又それ〴〵二一一二一二と略同じさまなれば、かた〴〵その後なる歌の異傳なりと考へらる。

(二二三)

宇都曾臣等、念之時、携手、吾二見之、出立、百兄、槻木、虚知、期知、爾、枝刺、有如、春葉、茂如、念有之、妹、庭雖在、恃有之、妹、庭雖有、世中、背不得者、香切、火之、燎流、荒野、爾、白栲、天領、巾、隱鳥、自物、朝立、伊行、而、入日、成、隱西、加婆、吾、妹子、之、形、見、爾、置有、綠兒、之、乞、哭、別、取、委物、之、無者、男、自物、脅、插、持、吾、妹子、與、二、吾、宿、之、枕、附、

婦屋内爾、旦者、浦不、怜晚之、夜者、息衝、明之、雖、嘆爲、便不知、雖戀、相緣、無大、鳥羽、易山、爾、汝、戀妹、座等、人云者、石根、割見、而、奈積、來之、好雲、叙無、宇都曾臣、念之、妹、我、灰而、座者。

○宇都曾臣等 「ウツソミト」とよむ。この字面上(一九六)にあり。又二一〇には「打蟬」とあり。「臣を」とよむは「オミ」の上略なるが、上に「ソ」といふありて「オ韻」なるが故にそれに没入せるものとも考へらる。「宇都曾見」とかける例上(二六五)にあり。

○念之時 「オモヒシトキニ」とよむ。二一〇と語同じ。

○携手 舊訓「タツサヘテ」とよめり。攷證には「タツサハリ」とよむべしとせり。按ずるに「手」を複語尾の「テ」と見るか、又實際の手と見るべきかといふ事を先決の問題とす。然るに「携手」とかけるはここの外卷十(二〇二四)に「萬世携手居而相見」(卷十九、四二、三六)に「鳴波多戀婦携手共將有等」とありこれも同様と思はる。かく集中同様に携字を用ゐたる例を見るに、卷四(七二、八)には「吾妹兒與携行」とあるは或は「携」を四音によむべく、卷九(一七、四〇)の長歌なる「海若神之宮乃内隔之細有殿爾携二人入居而」(同卷、一七、九六)の「黄葉之過去子等携遊磯麻見者悲裳」(卷十一、九八、三)に「妹與吾携宿者」(卷十二、二九、三四)に「携不問事毛苦勞有來」とありて、これらはいづれも五音によむべきものにして舊來「タツサハリ」とよみ來れるものなり。さて又假名書の例を見るに、卷十



七三九三に於毛布度知宇麻宇知牟禮底多豆佐波理佐泥多知美禮婆卷十八四一二五に多豆佐波利宇奈我既利爲氏卷二十四四〇八に多豆佐波里和可禮加豆爾等などいづれもタヅサハリとよみて、タヅサヒ、タヅサへの例を見ず。又卷五八〇四に餘知古良等手多豆佐波利提阿蘇比家武等伎能佐迦利乎九〇四に伊射爾余登手乎多豆佐波里父母毛表者奈佐我利といへる例あり。これらの例によれば携は、タヅサハリとよまむ外なく、下の手は義を以て加へたるにて、テヲタヅサハリ又は携手にて、タヅサハリとよむべきものならむと考へらる。然るにここは五音によむべき所なれば、タヅサハリとよむべきならむ。意は共に手に手をとる意なり。

○吾二見之「ワガフタリミシ」とよむこと上の歌におなじ。

○出立 舊訓「イテタテル」とよみたれど、出立てる槻木といふべくもあらねば、従ひがたし。代匠記に「イデタチノ」とよめるをよしとす。日本紀雄略卷の御歌に「舉暮利矩能播都制能野磨播伊底拖智能與廬斯企夜磨」又卷九一六七四に「出立之此松原乎今日香過南」卷十三三三三に「忍坂山者走出之宜山之出立之妙山叙」又三三〇二に「出立之清激爾云々」とあるによりて「イデタチノ」とよむべし。意は上の歌の「ワシリデノ」に同じくして出立の堤にある義なり。

○百兄槻木「モモエツキノキ」とよむ。「兄は借字にて枝なり。古事記雄略卷に「天皇坐長谷之百枝槻下爲豐樂之時」とありてその時の采女歌に「毛毛陀流都紀賀延波」とあり、モモエは百枝にて多くの枝をもてる由をいへり。卷八一五〇七に「吾屋前爾百枝刺於布流橘」などあり。

○虚知期知爾 流布本「カチコチニ」と訓せり。その「カ」は活字附訓本に「コ」の活字を誤り植ゑて「の如くせるを寛永本に「カ」と誤り刻せしものにして活字素本以前の諸本にはいづれも「コ」とせり。「こちごち」の意は上にいへり。

○枝刺有如「エダサセルゴト」とよむ。百枝の槻木が彼方此方に枝させる如くの意なり。

○春葉茂如 舊訓「ハルノハノシケルガゴト」とよみたれど、上の歌に「春葉之茂之如久」とかけると同じ語なること著しければ同じく「ハルノハノシゲキガゴトク」とよむべし。

○念有之妹庭雖在「オモヘリシ、イモニハアレド」とよむ。上の歌にあると同じなり。

○恃有之妹庭雖有「タノメリシ、イモニハアレド」とよむ。意は上の歌の「憑有之兒等爾者雖有」と同じ。

○世中背不得者「ヨノナカヲ、ソムキシエネバ」とよむ。上の歌の「世間乎背之不得者」におなじ。

○香切火之燎流荒野爾「カギロヒノ、モユルアラヌニ」とよむ。上の歌に「蜻火之燎流荒野爾」とかけるにおなじ。

○白栲天領巾隠「シロタヘノ、アマヒレガクリ」とよむこと上の歌に異ならず。

○鳥自物 上におなじ。

○朝立伊行而「アサタチイユキテ」とよむ。「イ」は所謂發語にて深き意なし。上の歌に「朝立伊麻之豆」とあるに大差なし。

○入日成 上におなじ。

○隠西加婆「カクリニシカバ」とよむこと上の歌におなじ。



○吾妹子之形見爾置有 上の歌におなじ。

○縁兒之「ミドリコロ」とよむ。意上にいへり。

○乞哭別「コヒナクゴトニ」とよむ。上の歌にいへると同じ。「別を「ゴト」とよむは、上の「一〇一」の「不成樹別爾」の例あり。

○取委 この句、上の歌には「取與」とあり。さてこれを舊訓に「トリマカス」とよみたるが、代匠記には「トリユダヌル」ともよむべしといへり。童蒙抄又「トリユタネ」とよむべしとせり。按ずるに、これはよみ方と意義との二重の見方あり。まづ、その意につきては契沖は「まかすは縁兒に持せて彼が心に任するなり」といへり。この意ならば「マカス」とよむをよしとすべし。略解古義、註疏この趣にとけり。童蒙抄は「此處には委の字をかきたれば、ゆだねとよむで、みどりこをとりあつかふものしなきとの事也」といへり。攷證は「まかす」とよみて意は「とりまかすはその子をとりゆだねるをいふ。任をまけ」とよむも、その事をその人にまかするをいひてまかせをつづめてまけとはいへるにて意はこのまかすと同じといひ又本歌に取與物之無者とある物は取あたふ品をいへれど、この物無者の物は取まかせてゆだねる人しなればといふ意にて人をさしてもものとはいへり」ともいへり。さて上の歌の意にして語のみかはれるものとせば契沖などの説によるべし。されど、與ふといふが如き意に「委す」といふことをいへりや如何。按ふに「まかす」とよみても「ゆだね」とよみてもその意は童蒙抄、攷證などの意なるべきが自然なるべし。よりにて今それによるべし。さてよみ方は如何といふに「委は普通に「ユダヌ」とよみ、又

「マカス」とよむ字なるが、その二語共に萬葉集その他古典中に假名書の例を見ず。而してこの二語共に下二段活用の語なれば、下の物につづくる爲には「マカスル」又は「ユダヌル」とよむべきものにして「マカス」「ユダヌ」とよむは破格となるなり。若それが破格ならずとせば、これらは當時下二段活用ならずして四段活用なりしものとせざるべからず。然るにこれも亦證なきこととなり。以上の如くなれば、この訓につきは決定的の言は下しがたきものなりとす。今姑く、字餘りなれど「トリマカスル」とよむ。

○物之無者「モノシナケレバ」なり。この物は攷證に「人をさしてもものといふは古事記中卷に問其機者曰など見えたり」といへる如し。

○男自物脅挿持「ヲノコジモノ、ワキバサミモチ」にして上の歌にあるにおなじ。

○吾妹子與二人吾宿之枕附嬬屋内爾 上の歌のにおなじ。

○且者「且」字金澤本類聚古集に「日」とし、神田本大矢本京都大學本「且」とせり。「且」の誤たるべし。

○浦不恰晚之 舊訓「ウラブレクラシ」とよみたるが、契沖の「ウラサビクラシ」とよめるをよしとす。上の歌に「浦不樂晚之」とあるにおなじ。

○夜者「ヨルハ」とよむ。「ヒルハ」に對する三音の一句たり。上の歌に「夜者裳」とあるに意同じ。

○息衝明之「イキヅキアカシ」とよむ。上の歌と語おなじ。

○雖嘆 上の歌におなじ。



○爲便不知 此は上の歌の「世武爲便不知爾」に相當るものなるが、舊訓には「セムスベシラニ」とよめり。童蒙抄には「本集には世武の二字かな書にて下をすべとよみたり。此は本集の通にはよみがたし。ここには同じ義なれども、すべのしらなくとかすべもしられずとかよむべき也」といへり。考には「爲便不知」と有も字の略のみにて訓は今とひとし」といへり。按ずるに本集中「爲便」とかけるもの少からねど、世武爲便とかけるもの卷二、二〇七、二一〇、卷四、五一、五卷五、九〇〇等にあり。又「將作爲便」とかけるは卷十九、四二、三六にあり。「將爲爲便」とかけるもの卷九、一六、二九にあり。又「爲便」とかきて「スベ」にあてたるもの卷三、三四三、四六六、四八〇、卷十一、二七八一、卷十三、三二九、三三二、九卷十九、四三、三六等に見えたり。然れば「爲便」は元來「スベ」とよむべき文字なるが如し。然るに、卷三、三四三と、四八一には「將爲便」とかきて「セムスベ」とよむべき所あり。これらは「將爲爲便」とあるべきを「爲」を一字にて略せるかとも見ゆるなり。然るに、卷十二、二九、五三には「戀君吾哭涕白妙袖兼所漬而爲便母奈之」とかけるあり。この「爲便」は「セムスベ」とよまずばあるべからず。これに照して考ふるに或は「將爲便」は「將爲」にて「セム」とよみ「便」一字を「スベ」とよませたるにて、卷十二のは「爲」を一字にて「セム」とよみ「便」一字にて「スベ」とよむべきものなるべきか。然れども、又或は然らずして考にいへる如く古く略せるものか。未だ斷言すべからずといへどもこの一句は「セムスベシラニ」とよめる考の説に従ふべきなり。

○雖戀相縁無 「コフレドモ、アフヨシチナミ」とよむ。舊訓に「アフヨシモナミ」とよみたれど、上の歌によりてよむべきなり。「縁」を「ヨシ」とよむは「由縁」の義によるなり。

○大鳥羽易山爾 上の歌のにおなじ。

○汝戀 「ナガコフル」なり。上の歌には「吾戀流」とありて主客の違ひあれど、そのさす所は一にし。これは他人の語をそのまゝとりたるさまによめるなり。

○妹座等 上の歌のにおなじ。

○人云者 「ヒトノイヘバ」なり。語は上の歌のにおなじ。

○石根割見而 上の歌に「石根佐久見手」とあるにおなじ。

○奈積來之 「ナヅミコシ」上の歌のにおなじ。

○好雲叙無 上の歌のにおなじ。

○宇都曾臣 「ト」字なければ「下」の「念」につづくと、上の歌の例とを参照して「ウツソミト」とよむべし。

○念之妹我 「オモヒシイモガ」なり。

○灰而座者 舊訓「ハヒシテマセバ」とあるは「シ」の誤とよみたれど、攷證に「ハヒニテマセバ」とよませたるをよしとす。古義は「灰而座者」は「解難し、誤字脱字などあるべし」といひ、又「強て音にいはゞ玉蜻仄谷母不見座者」などはありしを後に火葬のことを思ひ「仄」を「灰」に誤れるより亂れたるものか」といへり。然れども、この所諸本いづれも異なることなければ、もとよりかくありしならむ。契沖は「火葬して灰となりていませばなり」といへり。考には「或本に灰而座者」とあるは亂れ本のまゝなるを、或人そをはひれてませばと訓て文武天皇の四年三月に始て道昭



を火葬せし後にてこれも火葬して灰まじりに座てふ事かといへるは誤りを助けて人まどはせるわざ也。火葬しては古へも今もやがて骨を拾ひてさるべき所にをさめて墓とすめるを、此反歌は葬の明る年の秋まるでよめるなるをひとめぐりの秋までも骨を納めず捨おけりとせんかは。又この妻の死は人まるのまだ若きほどの事とおもはるよしあれば、かの道昭の火葬より前なるべくぞおほえらる。さてその灰の字を誤りとする時はこれも本文のごとき心詞にて珠蜻灰谷毛見而不座者とぞありつらんを字おちしなるべしといひたるを攷證はそれに反對して例のしひて古書を改めんとするの癖にて甚しき誤なりといひ、さて曰はく右にははれつるごとく、火葬は道昭より始れる事は日本紀に文武天皇四年三月己未道昭和尙物化火葬於栗原天下火葬從此而始也云々とありて、其後俄に天下あまねく火葬を用ひし事、持統天皇の崩たまへるをさへ、大寶三年十二月飛鳥岡にて火葬し奉れるにて、しられたり。この文武天皇四年より大寶三年までははづか四年が間に、かくあまねくなりし也。さればこの人麿の妻の失しも火葬始りてより後にて人麿の世にあられし時既に火葬の専らなりし事、本集三七丁に土形娘子火葬泊瀬山時柿本朝臣人麿作歌云々、また八丁<sup>四十</sup>溺死出雲娘子火葬吉野時柿本朝臣人麿作歌云々などあるにてしらるれば、この妻をも火葬せしにて、今は灰となりませばといふを灰而座者とはいへるなり。考に一周の秋まで骨を納めず捨おけりとせんかはといはれしは、この文をいかに見られたるにか。この文は火葬して埋めしをたゞ大どかに灰になるとはいへるにて火葬せしまゝ捨おかずして埋めたりとも一度火葬せしは灰ならずや。

續日本紀神護景雲三年十月詔に體方灰止共爾地仁<sup>ウケ</sup>埋利奴禮止名波烟止共爾天爾昇止云利云々などあるにても埋みても猶灰とともにて灰にあるをしるべし。又考に、この妻の死は人まろのまだ若きほどの事とおもはるよしあれば、かの道昭の火葬より前なるべくぞおほえらるといはれしもいかゞ。何をもち若きほどの事とせらるゝにか。そはこの妻失し時若兒ありて後にまた依羅娘子を妻とせられし故なるべけれど、男はたとへ五六十に及たりとも子をも生せ妻をもめとる事何のめづらしき事かあらん。これらにても考の説の誤りなるをしるべしといへり。この説にて殆どいふべきことなきなり。たゞ少しく補はむに當時死去後必ずしも直に火葬せしにあらぬは伊福吉部徳足比賣墓誌古京遺文に載すに和銅元年秋七月一日に卒せしを三年冬十月に火葬せし由を記せり。されば、考の説いよく従ひがたしといふべし。

○一首の意 粗異なることなし。ただ火葬せし故をいへる點を異なりとす。

短歌三首

○上の歌には二首なるにここに三首なるは最後の一首が、全く別のものの加はれるなり。

(二二四)

去年見而之、秋之月夜、雖度、相見之妹者、益年離。

○去年見而之 上の「二二一」におなじ。

○秋之月夜 「者」字なければ「二二一」のに照して「アキノツクヨハ」とよむべし。意は明かなり。



○雖度「ワタレドモ」とよむ。上の歌は「テラセドモ」とあり。月の空を行くをいへること、上(二〇七)の「度日」といへるにおなじ。この一句のみ異なり。「度日」といへるは「度日」の「日」を「月」に代へて「月日」といふことなり。

○相見之妹者益年離 上(二一一)のと同じくよむべし。

○一首の意 第三句の稍異なるのみにて、意は同じ。原注(前巻)「傳稱の原に於ては五毛なくも」

衾路引出山妹置山路念邇生刀毛無

(二二五)  
歌は「衾路引出山妹置山路念邇生刀毛無」  
「衾路引出山妹置山路念邇生刀毛無」  
「衾路引出山妹置山路念邇生刀毛無」  
「衾路引出山妹置山路念邇生刀毛無」

○念道引出山妹置 上(二一二)と文字異なれど、これは「テニヲハ」を略けるにてよみ方は同じかるべし。或は「引出山」とあれば「ヒキデノヤマ」といふが正しきか。

○山路念邇「ヤマデオモフニ」とよむ。この一句上(二一二)と異なるなり。その意は引出の山に妹を置いて来たれば、その妹が居る山路を思へば、いきてある心地もせずとなり。

○生跡毛無 上(二一二)と同じく姑く「イクルトモナシ」とよむべし。

○一首の意 大體(二一二)におなじ。ただかれとこれと第四句の異なるにて、山路を思へばといへるを異なりとす。

家來而吾屋乎見者玉床之外向來妹木枕

○家來而「イヘニキテ」とよむ。「妻の墓にまうでてきて家にかへりて也」と攷證にいへり。  
○吾家乎見者「ワガヤチミレバ」とよむ。考には「吾」を「妻」の誤かといひ、古義はそれをよしとして

「ツマヤチミレバ」とよめり。されど、かくかける本一も存せねば誤字説は従ふべからず。意は明かなり。

○玉床之 舊訓「タマユカノ」とよめり。考には「七夕の哥に玉床乎打拂と有はさる事にて人まろの妻には似つかず。思ふにこは死て臥たりし床なれば靈床の意ならん」といひて「タマトコノ」とよめり。略解は之に贊して「玉床は按るに續後紀第十四、甲斐國言、山梨郡人伴直富成女年十五にて郷人三枝直平磨に嫁、平磨死て後靈床を敬事存日の如しと見えたる靈床にて卷十、七夕の歌に玉床とよめるとは異也」といへり。さてこの「床」は「ユカ」にあらずして「トコ」なるべきは事實より推しうべきが、その玉床といへるは「玉床」の義か。しかれども上の靈床は漢字にて意をあらはせるに止まりてこれによりて「タマドコ」とよむべしとすることは立證せられたりとすべからず。されば、これは意義は靈床の義にてもよみ方はただ尋常の床と同様なるべし。然らば、何故に「玉」といへるかといふに、これは攷證に「玉床とは愛する妹と宿し床なれば玉とほむる也。本集十(廿九)に明日從者吾玉床乎打拂公常不宿孤可母寐云々(二〇五)など見えたり」といへる意なりとす。

○外向來 舊訓「ホカニムキケル」とよみ、童蒙抄は「ヨソムキニケリ」とよみ、考には「ホカニムキケリ」とよみ、古義には「トニムカヒケリ」とよめり。先づ「來」を「ケリ」とよめる例は卷十一(二四六五)に「浦乾來」卷十三(三三八)に「戀云物者都不止來」卷四(七五三)に「戀益來」などあり。又「ケル」とよめる例は卷三(二六七)に「相爾來鴨」などあり。次に「外」は「ホカ」とも「ト」ともよむべきが「ホカ」といへばもと



のさまと異なる由に汎く考へらるるが、トとよむときは内方にありしが外方に向ひしこととなるべく、然るときは外方に向ふ事につきての何等かの忌むべき事情ありしものと考へらるべきなり。然れども、さる事は考へらるべくもあらねば、ただ外さまに向きたるをいへるのみならむ。されば、ホカとよむをよしとすべし。ヨソとよまむも、ホカと心は同じかるべけれど、「ヨソ」は「餘所」といふ字音より出でし漢語なるべければ、從ひがたし。されば、ホカニムキケリか「ムキケル」かの一によむべきが「ケル」とよむときはこの歌の切れ目なし。されば、ホカニムキケリとよむべきなり。

○妹木枕 「イモガコマクラ」なり。木枕は木にてつくれる枕なり。本集卷十一「二六三〇」に「吾木枕 蘿生來」と見え、「二五〇三」に「黃楊枕」とも見えたり。

○一首の意 考に「去年死て葬やりしかば、又の秋まで其床の枕さへ其まゝにてあらんこと、おほつかなしと思ふ人有べし。此こと上にもいへる如く、古へは人死て一周の間、むかしの夜床に手をだにふれず、いみつゝしめる例なれば、此靈床は又の秋までかくてある也けり。譬ば旅行人の故郷の床の疊にあやまちすれば、旅にてもこと有とて其疊を大事とすること、古事記にも集にも見ゆ。これに依て此哥と上の河島皇子を乎知野に葬てふにぬば玉の夜床母荒良無とよめるなどをむかへ見に、よみ路にても事なからん事を思ふは人の情なれば、しか有べきこと也。こぬ人を待とても床のちりつもるともあるゝともいふ。是もその床に手ふるるを齋故なれば、此三つ同じ意にわたる也」といへり。一週年説と「靈床」のよみ方とは從ふべからねど、

「去年死て葬やりしかば、又の秋まで其床の枕さへ其まゝにてあらんこと、おほつかなしと思ふ人有べし。此こと上にもいへる如く、古へは人死て一周の間、むかしの夜床に手をだにふれず、いみつゝしめる例なれば、此靈床は又の秋までかくてある也けり。譬ば旅行人の故郷の床の疊にあやまちすれば、旅にてもこと有とて其疊を大事とすること、古事記にも集にも見ゆ。これに依て此哥と上の河島皇子を乎知野に葬てふにぬば玉の夜床母荒良無とよめるなどをむかへ見に、よみ路にても事なからん事を思ふは人の情なれば、しか有べきこと也。こぬ人を待とても床のちりつもるともあるゝともいふ。是もその床に手ふるるを齋故なれば、此三つ同じ意にわたる也」といへり。

大意はこの通の事なるべし。なほ考はこの歌をよしとして次の如くいへり。日はく人まるの歌は長哥より反歌をかけて心をいひはつること上にいへるが如し。然れば、此家に歸りて遂に無人を思ひ知しかなしみの極みを此哥にてつくせれば、こは必これに添べしといへり。契沖は「潘安仁悼亡詩云展轉呵枕席長筆竟牀空。摠して右の歌ども悼亡詩三首を引合てかなしびを思ひやるべし」といへり。

### 吉備津采女死時柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

○吉備津采女 このよみ方につきて、代匠記は「下の二首短歌に依て、津は采女が名なれば、吉備は氏なり。吉備の津の采女と讀べし。拾遺に初の短歌を載らるゝに、吉備津の采女なくなりて後よみ侍けるとあるは三字を合て氏とせられたるか、名とせられたるか、知がたし」といへり。次に童蒙抄は「今云備前備中備後の内より貢献したる采女と見えたり。吉備津といふところ未考。津は、なには津、大津などの津にて、ひろくさしたる所の義か。但し三備の國の内に吉備津といふところあるか、未詳」といへり。考に「此采女の氏は吉備津なり」といひたるが、玉の小琴には「吉備津を考に此采女の姓のよしあれど、凡て采女は出たる地を以てよぶ例にて、姓、氏を云例なし。此上反歌に志我津子とも凡津子ともよめるを思ふに、近江の志我の津より出たる采女にて、爰に吉備と書るは志我の誤にて、志我津の采女なるべし。」といへり。略解古義攷證以下大抵これに従へり。檜婦手の如きは標題をまでも、志我津采女と書き改めたり。今按ずる



にこの采女は下の短歌によりて如何にも近江の志賀の大津に縁ある人なるべく思はるるを以て、本居説は一往道理ある如くなれど、よく考ふるに必ずしも従ふべからず。その故如何といふに采女は元來各地方よりそれぞれ貢したるものなれば、その出身地を以てその同職の他の人々と區別することを要したるが爲に地名を冠したるものなるべきが、古事記には雄略卷に「伊勢國之三重縣あり、日本紀には允恭卷に「小墾田采女あり、雄略卷に「伊勢采女あり、吉備上道采女大海あり、舒明卷に「吉備國蚊屋采女あり、天智卷に「伊賀采女宅子あり。これらいづれも主として後世いふ國名或は郡名又は國名郡名を重ねたるなり。ただ「小墾田采女のみは大和國高市郡内の地名にして國郡名をいへるとは一致せず。されど、この小墾田は「小墾田屯倉「安閑卷の在りし所なれば當時その屯倉の首の子女などを貢せしにてかくは名づけしならむ。さて令の制度を見れば、各國より郡司の女の然るべきものを貢せられしなれば、それらの采女はいづれも委しくはその國と郡とを以てこれを示されしこと、上の「伊勢國之三重縣「吉備上道采女「吉備國蚊屋采女の如くなりしなるべく、又國名のみを示されたること「伊勢采女「伊賀采女などの如くなりしならむ。今本集の他の例を見るに、卷四「五三四「五三五左注「因幡八上采女「又「駿河采女「卷四「八上采女「卷六「豊島采女「卷六あり。その「駿河采女は上の「伊勢采女「伊賀采女の如く、その出身の國名を負ひしものにして、八上采女「豊島采女「八上は因幡國の郡名、豊島は攝津國の郡名は國を略して郡名のみを以て示されたるものと見ゆ。されば、これらはもとより采女その人の名にはあらずして、任命と貢進との差はあれど「駿河守「伊勢守「又「八上郡大領「豊島郡大

領などいふ場合と同じ精神にて地名を冠せるものと見ゆ。されば、續日本紀卷十四天平十四年四月の條に「伊勢國飯高郡采女正八位下飯高君笠目といふあり、同卷三十一、寶龜二年二月の條に「因幡國高草采女從五位下國造淨成女「高草は因幡の郡名にして、日本後紀卷五、延曆十五年十月の條にこの人の事を記して「淨成女元因幡國高草郡之采女也とあり、卷三十九、延曆六年四月の條に「武藏國足立郡采女掌侍兼典掃從四位下武藏宿禰家刀自の名あり。又朝野群載には「伊豫采女「播磨采女あり。これらみなその貢獻せる國郡の名を負へるものにして、漫りにいへるにあらざるなり。これを以て思ふに大化の改新以後は采女の貢獻は諸國の郡に限られたれば、その國郡の名を以てその采女に貢すること例となりしならむ。然るときは「吉備津の名は地名とせば、國と郡とに在らざるべからざる筈なり。かくて備前備中備後の三國中に津の名を負へる郡名ありやと見るに、備中國に都宇郡あり。これは都宇の二字をあてたれど、もとは津一字の郡名なりし事は疑ふべからず。和銅の頃勅して國郡等の名は好字二字を以てつけしめられしが爲に、從來一字を用るし木國が「紀伊と書く事となれる如く、この「津もまた「都宇となりしなり。かくもと一音の郡名をは上の字の韻に當る字を加へて二字とせし例は、

紀伊(山城)

寶飢(穗) (參河)

都宇(備中)

基肄(肥前)



顛娃衣(薩摩)

贈於襲(天隅)

等なり。これによれば、津は吉備國の郡名なること著しく、同時にこれが和銅以前の事たるを見るべし。而して他方に、かの「志賀津采女」とする説を考ふるに、「志賀」と「大津」とはいづれも地名なれど、「志賀津」といへることの例を知らず。加之假令「志賀津」を地名なりとすとも、それが「采女」を貢獻すべき一行政區劃の名なりといふことは一も證なし。近江國志賀郡の貢獻ならば、近江志賀采女とか、單に近江采女若くは志賀采女といふべきものにして、志賀津采女といふべくもあらず。況んや短歌には「志我津子」「凡津子」といへるのみにして「某采女」といへるにあらぬをや。この故に、この吉備津采女は代匠記の説によりて「キビノツノウネメ」とよむべし。今かくよむ時は短歌の「志賀津子」等の語は如何にせむといふにそれは別に短歌に行きて説くべきことなるが、本歌中にこの采女の夫ありしさまに見ゆるも不審なり。これらは各その條下に説くべし。

○死時 「ミマカレルトキ」と考によめるに従ふべし。

○短歌 多くの古寫本これを小字にせるをよしとす。ここに數を記さねど、二首あり。

(二一七)

秋山下部留妹、柰用竹乃騰遠依子等者、何方爾、念居可栲繼之長命乎、露己曾婆、朝爾置而夕者、消等言、霧己曾婆、夕立而明者、失等言、梓弓、音聞吾母、髣

髣見之事悔敷乎、布梓乃手枕纏而、劔刀身二副寐價牟、若草其孀子者、不憐彌可念而寐良武時不在、過去子等我朝露乃如也、夕霧乃如也。

○秋山 舊訓「アキヤマノ」とよめるが、神田本には「アキヤマニ」とあり。これは古事記中卷應神卷に「秋山之下水壯夫」とあるによりて舊訓をよしとすべし。これをば冠辭考に枕詞なりとせしより諸家皆これに従へり。されどこれは枕詞にあらざして、下の「下部流」に對しての主格たり。而してこれは秋の紅葉せる山をさせりと見ゆ。

○下部留妹 舊訓「シタヘルイモ」とあり。古事記傳三十四には之を「シタブルイモ」とよみて「部留」をベルと訓は非なり」といひ、略解はこれをとりて「シタブルともよむべし」といへり。而して「留」を「手」註疏は「タブル」とよむ方によれり。さてこの「部」を「へ」とよむべきか、「フ」とよむべきかといふに、元來この「部」を「べ」とよむは字音にあらざして訓たるなり。この字の音は、漢音「ホウ」にして吳音「ブ」たるものなり。されば音假名として當然「ブ」とよむべきものなりとす。而して本集中明かに「フ」とよむべきものは、卷三、二六四の「物乃部能八十氏河乃」卷十九、四一五四に「枕附都麻屋之内爾鳥座由比須惠氏曾我飼真白部乃多可」とあるなり。又日本紀卷十九に「膳臣傾子」の名を注して「舸拖部古」とあり。これらによりて、ここも「シタブル」とよみうることをさとるべし。かくて「シタブル」とよむべきか、「シタベル」とよむべきかといふに、「シタベル」といふ時はそれは連體形



なるべきを以て、それはラ行四段の活用か、動作存在詞かならざるべからず。而してそれらはいづれにしても、シタベラ「シタベリ」など活用する語なるべきに、未だかかる動詞の存する例を知らず。而してそれが又動作存在詞ならば、「シタバ」、「シタビ」など活用する波行四段活用の語ならざるべからず。然れども、さる語も未だかつてきかざる所なり。されば、「シタベル」とよむことは語の上より存在を認むること不可能なりといふべし。然らば、「シタブル」は如何といふに、これは蓋し、下二段活用か上二段活用かなるべきなり。かくてこの語の同類なりと考へらるるものに、古事記中卷應神卷なる「秋山之下氷壯夫」又この集卷十二二三九に「金山舌日下鳴鳥音谷聞何嘆」とある「シタビ」はいづれも名詞の取扱を受けたれども、と用言の連用形なること著しきなり。而して之を「シタブル」と照し考ふるに意共通せり。さればこれは上二段活用の語たること明かなりといふべし。さてこの語の意如何といふに、契沖は「シタベル」とよみて「したへるはしなへるなるべし」といひ、又「もみちの色うるはしくして枝しなやかなるに譬るなり」といへり。童蒙抄には「たとえ同音故しなへると云義との説もあれど、山のしなへるといふ義いかにとも心得がたし」といひ、なほ他の案あれど、従ひがたき説なり。考には「下部留は萎也、秋の葉はしなび枯る比に色づけばしなべるとはもみぢするをいへり」といへり。本居宣長は、古事記應神卷の秋山之下氷壯夫の説明を下せる條に「下水は字に借諸木の變紅したる秋山の色を云、それは萬葉二丁四十に秋山下部流妹五十に金山舌日下などあるを秋山の紅葉の色なりと師の云れたる是なり。かくて此言の本の意は、朝備と云ふことにて、備は夫流と活く言なり、秋山の

色の赤葉に丹穂へるが赤根さす朝の天の如くなる由なり。萬葉十一に朱引朝ともあ(中略)かくりて朝の天は赤き物なりて右の下部留妹又山下影日賣など皆紅顔を稱美て云るなれば、此下水壯夫も秋山の色の美麗きを以て稱へたる名なり」といへり。その語源説は必ずしも従ふべからねど、必ず秋山に對せる例なるを見れば、秋の紅葉につきていへることは疑ふべからず。而して下水壯夫又この下部流妹といへるを考ふるに、壯年の肉體美をたとへたることは疑ふべからず。以上の他には未だ類例を見ねど、意は本居の説の如くなるべし。童蒙抄に「山のしなへるといふ義いかにとも心得がたし」とあれど、委しくは秋山の紅葉の下部流といふべきを秋山の下部流とやうにいふ例は本集に少からず。かつてもいへる如く「白浪乃」よする「濱松之枝」卷一三四「炎乃」もゆる春「露霜乃」おく「秋」卷六一〇四七「鷺之なく春」卷十一八四五の如く中間の用言をいはぬ例あり、卷十一(一八六一)に「能登河之水底并爾光及爾三笠之山者咲來鴨」又卷十三三三三三四に「春山之四名比盛而秋山之色名付思吉百磯城之大宮人者」とあるも、春山之草木の「云々秋山之紅葉の」云々といふべきを略言せるものなり。されば、これはそれらに例のある事なりとす。さて従來は「上の秋山の」を枕詞とし、下部流にて妹を形容せりといふやうに説きたり。されど、こは卷一「一」の「紫草能爾保敵類妹」といへると同格にして、秋山の紅葉の下部流といふ句にて妹を形容したるものにして、單に「下部流如き妹」といふ意にはあらざるなり。その事はなほ下の句につきて説くべし。「妹はかの采女をさせり」。

○奈用竹乃 舊訓「ナユタケノ」とよめるが、拾穂抄は「ナヨタケノ」とせり。「用」は吳音「ユウ」漢音「ヨウ」



なり。されど萬葉集にては、この巻以外には卷五卷二十に用ゐたるがいづれも「ヨ」の假名にせり。その例を以て推さば「ナヨタケ」とよむべきが如し。而して一方、この語の用例を見るに、卷三四二〇には「名湯竹乃十縁皇子」とありて、「ナユタケ」の語あるを見て、その他の例は見ず。さればここはいづれにてもあるべきが、今は傍例と舊訓とによれり。「なゆたけ」とはなよなよとかなやかなる竹の義なり。類聚名義抄には「篋竹」に「ナヨタケ」の訓あり。これは今いふ女竹なり。これも従來は枕詞としたれど、然らずして「下」のとをよるに對しての主格たり。その事は次にいふべし。

○騰遠依子等者「トヲヨルコラハ」とよむ。この語の例は上にいへる卷三の「名湯竹乃十縁皇子」の外に卷七、一二九九に「安治村十依海船浮白玉探人所知勿」といへるあり。この語の意は契沖は「舊事紀」に「柝竹之登遠々邇」と云如くなよ竹の攀ればたわみよるやうにたをやかなる意なり」といへり。童蒙抄には「奈用竹乃騰遠依子等」。これは采女の全體をほめて云たる義也。女はすべてすがたをやかにしなへたるものなればたをやかにしなへたるすがたの女と云義をなよたけのとをよるとはいひたる也。とをばたわ、など云と同じといへり。考には「とを」に「しなゆる竹もて妹が姿をたとふ」といひ、略解また「とをよるはたをやかなる姿をいふ」といへり。本居宣長はこの語につきて古事記傳に「萬葉などに枝のたわむを刀袁余流とも云」(卷五)といへり。又攷證には「上略」この騰遠依の「とを」も女のすがたのなよ、かにたわみたるをいへる也。すべて女はなよ、かにしなやかなるをよしとする事腰細のすがるをとめなどつゞく

るにても思ふべし。依はより靡意といへり。古義はまた騰遠は「中略」多和多和と撓む貌を云言にて撓み依なびく子をいふことにて容貌のしなやかなよ、かなるよしなり」といへり。以上の諸説略一致する所ありていづれも女の姿のしなやかなる由を形容する語とせり。然るに、「このとをよる」といふ語は上にあげたる「十縁皇子」又「安治村十依海」などの例あれば、その語の本意は女の姿の形容を主とせるにあらぬは明かなり。按ずるに、この語は「とを」とよるとの合成せしものなるべきが、「とを」は卷八、一五九五に「秋芽子乃枝毛十尾二降露乃」又卷十、一八九六に「爲垂柳十緒」二三一五に「白杜杖枝母等乎平爾雪落者」とある、「とを」といふ語は「とを」とを約略して「とを」といへるものにして、「とを」とを疊ねたりと考へらるるなり。而してその「とを」をば「たわたわ」と同意なるべきは上の卷十、二三一五の歌の左注、或云「枝毛多和多和」と注せるにても知らるべし。即ちこれは「たわも」とも母韻の轉じたるにて撓むさまをいへる語とおぼゆ。されば、これは「撓みよる」といふ程の意なる語なるべし。然るときに、かの「あぢむらのとをよる海」とは如何なる義ぞといふに古義に誤字説を唱へたるを排して新考に「海上に浮べるあぢの村島の浪風にすまはずして一方に靡き寄る事とすればトヲヨルにて通ぜざるにあらざ」といへる如き意なるべし。かくて上の三例を通覽して今の「とをよる」といふ語を考ふるに、ここにてはまさにたわみよるといふ如き意にしてこの一語のみにては美人の形容といはむよりは腰のまがれる老婆の形容に近しいべきさまなり。然るに従來の説明は「なよ竹の」とをよるの枕詞として意を解し得たりとせるは如何なる意ぞ。惟ふに、これはその形容の主



眼點が「なよ竹」に存することは明かならずや。即ちなよ竹の如きしなやかなる姿したる女といふ義なれば「なよ竹」は主格にして、如きの意は「なよ竹」のとをよるより「子等」に接するその連體格として立つ爲に成立するものたるや明かなり。而してそれと同じく、上の「秋山のしたぶる妹も秋山の紅葉のしたぶる」如き妹といふことにして、秋山の紅葉がその形容の本體たるべきなり。「子等」の「子」は男にもあれ女にもあれその人をさして親みいへる語なること卷一「下のいへるが、ここはかの采女をさす。等は、ら」といふ音の借字にしてその「ら」はただ音調をそふるに止まりて、多數をいふにあらず。その用例は卷十二〇七〇「君待夜等者不明毛有寐鹿」卷十二三二二〇「君待夜等者左夜深來」又卷十四三四八四「安左乎良乎遠家爾布須左爾宇麻受登毛」などいへるにて知るべし。以上四句、二句づつ相對して、かの采女をほめていへるなり。

○何方爾 舊訓「イカサマニ」とよみたるが、措解に「イツカタニ」とよめり。「何方を、イカサマ」とよむことは卷一「二九」の下、卷二「一六七」の下にいへり。

○念居可 舊訓「オモヒテカ」とよみたるが、略解に「オモヒテカ」とよみ攷證は「オモヒテカ」とよみたり。古義には「オモヒマセカ」とよむべしといひたり。さて「居」の字は「マセ」とよむべき字にあらず、又ここは「マセ」といふ敬語を必ず用ゐるべしといふべき所にあらねば古義の説は従ふべからず。「オモヒテカ」とよむときは、下につづく所なければこの訓は従ふべからず。されば「オモヒテカ」「オモヒテカ」の二者の中いづれかに従ふべきが、その義は同じけれど、六音と七音との差あるなり。さてここは六音に必ずよむべしといふ事なければ攷證の

如く「オモヒテカ」に從ふを穩かなりとす。その意をば「いかさま」に思ひをればか、かく失つらん夫のなげくらんといふ意をふくめたり」と攷證にいへり。されど、これは下の「梓」はの長き命をすぎにし」といふことにかゝれるものにして直下に略語あるにあらず。

○梓 舊訓「タクナハ」とよめるが、考に「タクヅヌ」とよめり。「梓」の字は卷一「七九」の「梓」の下にいへるが、その「梓」といふ字、本は「タク」といふ木にあつべきものなるが、日本紀仲哀卷に「梓」新羅國といふと同じ語をば萬葉卷十五三五八七には「多久夫須麻新羅」とかけり。その「梓」といふは楮の類なるべきこと既にいへり。「梓」字は説文に「系也」と注せるが、玉篇には「馬韞也、凡繫縲牛馬皆曰縲」と見えたり。國語には類聚名義抄に「ナハ」の訓あり、又「ツナク」の訓あり。されば「ツヌ」といふも無理なる訓にあらずといふべし。然るに「タクヅヌ」といへる枕詞の例を見るに、古事記上卷なるには「多久豆怒能斯路岐陀牟岐」二あり、本集には卷三四六〇に「梓角乃新羅國」卷二「四四〇八」に「多久頭怒能之良比氣乃字倍由」いづれも、白き由にいへるのみにて、長き由の語は一も見えず。さて「タクナハ」の方は如何といふに、日本紀卷二に「千尋梓繩」といふ語あり、本集卷四七〇四に「梓繩之永命乎欲苦波卷五九〇二」に「梓繩能千尋爾母何等慕久良志都」などいづれも長き由をいへれば、ここは「タクナハ」なるべきなり。その「タクナハ」とは「タク」の纖維にて絢へる繩なるべくして、色白きが故に「シロシ」の枕詞とし、又これを以て永き事のたとへにしたりと見ゆ。

○長命乎 「ナガキイノチヲ」とよむ。行末長き命をといふ義なるべし。さればこの采女はうら



若くして死にしなり。さてこれより下の句につづきゆく状態異様なれば香川景樹は「なにかき命をの次に一二句おちたる也」といひ、新考には「イノチヲといひさして之を受くる辭なし」といへり。されど、こはさることにあらずして、露已曾婆以下二十句を隔てて「時不在過去子等」といふにつづくる格なり。即ち、その行末長き命をいかさまにおもひたればか時ならず死せしぞといふ意なることは明かなるをや。ただし以下の句法も頗る錯綜したれば心を鎮めて熟視せずば、正しき理解は得がたからむ。

○露已曾婆 「ツユコソハ」とよむ。「婆」はここに清音によめり。以下八句はこの采女の短命なるを嘆く意を露と霧とをあげて説けるなり。

○朝爾置而 「アシタニオキテ」とよむ。意明かなり。

○夕者 舊訓「ユフベニハ」とあるを古義に「ユフベハ」とよめり。されど卷一「三」には「朝庭」夕庭とかき卷三「四八一」には「朝庭」夕爾波とかき、卷十三「三二二」には「朝爾波」白露置夕爾波霞多奈妣久「三二七四」及「三三二九」には「朝庭」夕庭「卷十九」四二〇九に「安志太爾波」由布敝爾波とあり。而して「アシタハ」「ユフベハ」とよめるは七音の句中なるにはあれど、かくよみて四音一句とすべきものは例證なし。ただ卷九「一六二九」に「且者庭爾出立夕者床打拂」卷十三「三三二六」に「朝者召而使夕者召而使」とあるものぞ、こと同じ書きざまなれど、それも古來「アシタニハ」「ユフベニハ」とよみ來て「アシタハ」「ユフベハ」とよむべしといふ證にはならず。加之「者」字を「ニハ」とよむことは卷一「二九」の「夷者雖有」四七の「荒野者雖有」以下その例甚だ多くして一々枚舉すべからず。これにより

て古義の説の根據なく従ふべからぬを見るべし。

○消等言 舊訓「キエヌトイヘ」とよみたるを考には「ケヌルトイヘ」と同じく六音によみ、略解には「キユトイヘ」と五音によめり。按ずるにここは「消ユル」ことをいふに止まれば、略解によめるが如くにすべきなり。これは元來五言二句の形式をとれるものにしてかかる例は他にもあり。卷六「九七三」に「天皇朕字頭乃御手以搔撫曾禰宜賜打撫曾禰宜賜」の如し。さてこの「言を」「イヘ」とよむは上に「露已曾」といひて己曾の係辭あるに對せるなるが、これは普通にいふ係結と趣異なる如くに見ゆ。そは普通には露が主格にしてそれに對して「消ゆ」といへるなれば、その「こそ」に對しては「消ゆれ」といひて結ぶべきが如くなれど、係詞はただ陳述に關係を有するのみにしてその主格と述格との關係を必ず結合すべしとは限らねばかかる異例も起れるなり。これらはもとより普通の例にあらねど、さりとて誤とはいふべからず、例外の一格と見るべきものなり。後世の歌などにもかゝる例あり。而してかゝることは専らと助詞にてつづくる場合に限られたり。

○霧已曾婆 「キリコソハ」とよむ。これも意明かなり。

○夕立而 「ユフベニタチテ」とよむ。露に「オク」といひ、霧に「タツ」といへるは古より今に至るまで同じ。

○明者 舊訓「アシタニハ」とよみたるを上「ユフベニハ」と同じく古義に「アタシハ」とよめり。されど、上の「ユフベニハ」の條にいへる如く、古義の説は従ふべからず。「明」字を「アシタ」とよむこと



は「明旦」の義なり。

○失等言 舊訓に「ウセヌトイヘ」とよみたるを略解に「ウストイヘ」とよめり。今略解に従ふこと上にいへるに同じ。以上八句は攷證に「露こそは朝おきても夕べはきえぬといへ、霧こそは夕へに立ちても明ぬれば、うせぬといへ、されども人はさはあらざるものをといふ意也」といへり。誠にこの言の如くにして、この八句はかの采女のはかなくなるが、露霜の忽ち消失せぬるが如きを下に嘆く心ありてその死を惜む情を言外にあらはせりと見ゆ。而してこの八句はこの前の句とは直接の脈絡なくして註釋的に挿入せるさまなれば、括弧を以て先づとりわけおくべき性質を有す。かくてこれより次の句にうつるにも一の飛躍あり。その間に「然るに又は、然れども」といふ如き意を介してはじめて意通ずる所あるなり。

○梓弓 「アヅサユミ」とよむ。「梓にてつくれる弓なることいふまでもなし。「オト」の枕詞とせることは上(二〇七)の歌におなじ。

○音聞吾母 「オトキクワレモ」とよむ。音にききたる吾もといふことにして、その音とは、采女の死にたりといふうはさをよそに聞きたる吾もといへるなり。この「も」は下にいへる「其婦子」に對して吾さへ悔しきにてその夫は如何ならむといふ情をこめてあらかじめいへるなり。

○髣髴見之 舊訓「ホノニミシ」とよみたるを考に「オホニミシ」とよみたるが、その理由として「反歌に於保爾云々と有即この訓也」といへり。略解は「ホノミシ」と四音によみたれど、注に於いて考にしたがへり。さて、ここは考の説によるべきなり。「オホニミル」といふ語の例はこの外卷三

「四七六」に「吾王天所知牟登不思者於保爾曾見谿流云々」卷七一「二五二」に「人社者意保爾毛言目卷七「一三三」に「佐保山乎於凡爾見之鹿跡今見者山夏香思母風吹莫勤卷十四「三五三」に「於能我乎遠於保爾奈於毛比曾」などあり。さてその「オホニ」といふ語は「オボツカナシ」「オボロ」「オボロゲ」「オホロカ」「オボメク」の「オホ」なれば髣髴の字義にあたりとすべし。「ホノニミシ」は不十分に見しにて見は見たれど十分に見ざりしことをいへるなり。

○事悔敷乎 「コトクヤシキヲ」とよむ。この「ヲ」は「もの」の意にして吾が采女の生きてありしほど、おほよそに見すぐしたる事の今となりては悔しく思はるるをましてその夫たる人は如何ならむかと下の句を導き出せるなり。

○布梓乃 「シキタヘノ」とよむ。「布は、シク」なり。「梓を、タヘ」とよむことは卷一「七九」の「梓乃穗」の下にいへり。又「シキタヘ」といふ語は枕詞にあらずして夜の衣の事なる由は卷一「七二」の「敷妙」の下にいへるが、かくてこれは下の手枕を導けるなり。

○手枕纏而 「タマクラマキテ」とよむ。「タマクラ」は手を枕とするものにして、卷十七「三九七八」に「加弊利爾太仁母宇知由吉底妹我多麻久良佐之加倍底彌天蒙許萬思乎」とあり。「マキテ」は枕とすることなり。この語の例は古事記上卷の歌に「多麻傳佐斯麻岐」又この卷「二二二」に「奥波來依荒磯乎色妙乃枕等卷而奈世流君香聞」卷四「六三六」に「余衣形見爾奉布細之枕不離卷而左宿座」ともあり。即ち采女が手を枕としての意なり。

○劍刀 「ツルギタチ」とよむ。刀劍の最も重んずべきは身なれば「み」の枕詞とせること上(一九四)



○身二副寢價牟「ミニソヘネケム」とよむ。「價」はその吳音「ケ」をとりて假名に用ゐたるなり。共に率寢けむ夫とつづくるなり。

○若草「ワカクサノ」とよむ。「ノ」字なければ加へてよむは例多し。この語上の「一五三」に例あり。○其婦子者「ソノツマノコハ」とよむ。婦は妻の義なるを夫の義の「ツマ」に用ゐたるなり。「コ」は親みてその夫をさせるなり。卷十二〇八九に「稚草乃妻手枕迹大船乃思憑而榜來等六其夫乃子我」卷十八四一〇六に「波之吉余之曾能都末能古等」など同じ語の例なり。「そのは夫それ自身をさせるなり。さてここに采女に夫のある事をいへるを見れば、この吉備津采女は現職の采女にあらずして前の采女たりしものなるべし。現職の采女にして夫ある筈はあるべからぬ事なり。なほこの事に關聯して短歌にいふべき事あり。

○不恰彌可 舊訓「サビシミカ」とよみたるを考に「サブシミカ」と改めたり。「サブシ」も「サビシ」も同じ語なるが、古は「サブシ」とのみいひ「サビシ」とはいはざりけりと見えて「サビシ」と假名にてかける例一も存せず。「サブシ」の語は卷一「二九」に「或云見者左夫思母」とある條にもいへるが、その他の例を少しくあげむに、卷四「四八六」に「吾者左夫思母」卷五「七九五」に「都麻夜佐夫斯久於母保由倍斯母」卷十七「三九六二」に「思多吳非爾伊都可聞許武等麻多須良武情左夫之苦」などあり。その「さぶし」の語幹を「み」にてうけたるにて「さびしく思ふ意をあらはす語とせるなり。

○念而寐良武「オモヒテヌラム」とよむ。「寐」は「良武」につづくる爲に終止形の「ヌ」にてよむべきなり。意は明かなり。

○ この句の次に、神田本、西本願寺本、細井本、活字無訓本、及び類聚古集に「悔彌可念戀良武」の七字あり。これ「クヤシミカ、オモヒコフラム」の二句によむべきものなり。代匠記に曰はく「念而寐良武の下に、別の校本に悔みか念こふらむと云二句あり。上の語勢を以て案ずるにさひしむか念てぬらむとのみにては夫君が心を想像たるほと略にて情すくなきやうなれば、諸本に此二句脱たるか」といへり。この二句在らば、在るにて意強くなるべし。されどなくとも事缺かず。本文のまゝにても在りぬべし。以上十二句は采女の死去につきて惜む情をうたへるものなるが、その前八句と共にすべて二十句は「長命乎より時不在過去子等」につづくべきその中間に投げ置かれたる形になれるものにして、文意を次第を推していはば、その二十句はこれらより下に在りても可なるものなるさまなるが、なほそを委しくはば、その二十句中前八句はなほその「時不在過去子等我朝露乃如也、夕霧乃如也」の上において、そのはかなき死去を形容しつつ惜む情をあらはす用をなすを得るものなるが、以下の十二句は意義上全くこの「時不在過去子等」を惜む精神をうたへるものなれば、その後にはあらはるるが、順序上當然たるものなり。然るにここにこの十二句あり。これ特異の句法にしてこの歌の巧妙なる構成を有する由以て見るべきなり。

○時不在 舊訓「トキナラヌ」とよみたるを代匠記に「トキナラズ」と改め、考には「トキナラデ」とせり。さて「デ」といふ打消の形は當時未だ存せざりしものと見ゆれば、考の説は従ふべからず。次に



「時ならぬ」とよむ時は「子等」につづくべくして意をなさず。契沖の説に従ふべし。若くして死ぬべき時とも思はれぬ時に死にたるによりていへるなり。結局は天壽を全うせずして死にたるをさせるが如く聞ゆ。この故に諸家多くは自殺ならむと疑へり。卷三に攝津國班田史生丈部龍麿自經死之時判官大伴宿禰三中作歌(四四三)に「鬱蟬乃惜此世乎露霜置而往監時爾不在之天」とあるも似たればなり。されどここにては不慮の死といふ事は考へらるれど、自殺なりと考ふべき事情は言の上にあらはれぬなり。

○過去子等我 「スギニシコラガ」とよめり。代匠記には「スギユク」とも心に任せてよむべしといへり。されど「スギユク」は現に死ぬるところをいひ「スギニシ」は死にし後にいへる語なり。而してこれは他より死を傳聞せしものなるべければ「スギニシ」とよむべきものなり。さて又古義は「我を」香字などの誤にや」といひ「死」去し子等哉といふにて香は歎息辭なり」といへり。この説いはれたる如くにて一往は従ふべく見ゆ。何となれば、時ならず過ぎにし子等が朝露の如夕霧の如といひては何となく文の終末もなく見ゆるによりて過にし子等かなにて終止とし、その下二句を嘆息の餘情に發する語とする方穩なるが如くに見ゆるを以てなり。然れども、かく誤字ありといふべき證は一もなくして、熟考するに、かへりて「我」とありてこそ文意も句法も巧妙なりと思はるるものにして、決して誤にあらぬなり。そは如何といふに、これを「我」とするときは、この時ならず過ぎにし子等は主格となりてその果敢なく失せしことを下に朝露の如夕霧の如と比喩にていへるにかりて文勢せまり、感情をよくあらはせるをや。この故に

こはこのままにて巧妙なる構成によれるものといふべし。

○朝露乃如也 舊訓「アサツユノゴトヤ」とよみたるが玉の小琴には次の如くいへり。「如也」と訓べし。也の字は焉の字などの如く只添て書るのみ也。ごとやと訓てはや文字調はさして此終りの四句は子等が露のごと夕霧のごと時ならず過ぬると次第する意、如此見ざれば語調はざる也。さて朝露夕霧は上に云置たる露と霧とを結べる物也」と。攷證はこれに反對して「也」もじはこどくやなどいふにて嘆息の意のや也」といへり。さてこの卷一、二にはかかる漢字の助字を歌中にそのまま用ゐたる例を他に見ねど、他の卷には往々例あること玉の小琴にいへるが如し。たとへば、卷三、四、一、四の「菅根乎引者難三等標耳曾結焉」の「焉」卷七、一〇九〇の「今日之露霖爾吾共所沾者」の「者」一、一〇二の「細谷川之音乃清也」の「也」卷八、一四四二の「後居而春榮探兒乎見之悲也」の「也」二、五三六の「隱野乃芽子者散去寸黃葉早續也」の「也」などこれなり。今これらに准じて本居説をよしとす。

○夕霧乃如也 上の説によりて「ユフギリノゴト」とよむべし。

○一首の意 この歌句法綜錯交雜して目もあやなれば、之を解するに深く注意せずば妙味を味ふことを得ずしてかへりて不可解に陥らむ。試に次にいふ如く屢順序をかへ、又もとにもどりて見るべし。紅顔の美人、嬾々たる佳人たるわが吉備の津の采女は如何に思ひたる事にか、行末長かるべき命をば不慮に過ぎ去りにしことぞや。露こそは朝に置きて夕に消ゆるもの



なりと信ぜられてあれ霧こそは夕に立ちて朝に失するものなりと世に信ぜられてをれ人生は如何にはかなしとでもさるものにあらぬをば如何にしてわが采女は朝露の夕に消ゆるが如く夕霧の朝に失ゆるが如くはかなく失せたる事ぞや。あはれわれは采女の生前ほのかに見たる事ありしが今その訃音を聞いて誠にあはれに惜しき事したり何故に十分に見ずしてありしかと後悔すれども甲斐なきに歎きもあへず。かくその死を傳聞するに止まるわれさへかく歎かしく思ふものを親しく共に手を携はり睦びあひしその夫の君は如何なる思に住すらむ。思ひやるだに心苦しきことなるぞや。あはれ朝露の如く夕霧の如くにして不慮に身まかりし采女の子はや。上の如く大小の環を連ねたる如く屢循環して説かずしてはその意を理解すべくもあらぬなり。その巧妙なる結構に於いてはかの卷一の藤原宮役民作歌に似て更に一段の巧を加へたり。技巧の極ここに達せるかはた天來の妙音おのづからこれを爲せるかわれ未だこれを判するを得ず。人麿作歌中巧妙なるものの一なりといふべし。

短歌二首

毛

○「短歌」の字拾穂抄に「反歌」に作る。又「二首」の字細井本、活字無訓本になし。

(二二八)

樂浪之志我津子等何 舊板本訓をつけず。類聚古集、西本願寺本、細井本、温故堂本等に「シカツノコラカ」といふ假名をつけたり。按ずるに、これは「シカツ」を一語にして「シガツノコラカ」とよむべきなり。「シガツ」の事は卷七「二五三」に「神樂浪之思我津乃白水郎者」又「一三九八」に「神樂聲浪乃四賀津乃浦能」とあり。これは近江國滋賀郡の津の事なるが、その津といふは、大津をさせるならむ。「子等」は前に

○樂浪之「ササナミノ」とよむ。この字面の事は卷「二二九」の下にいへり。枕詞にあらずして、サ

サナミは既にいへる如く近江國內の一地方の名稱にして、今の滋賀郡より高島郡に亘り、湖西一帯の地をさせるが如し。既に「何れ」の同様に「ササナミ」の訓をつけたり。又「神田本」には「シカツノコラカ」京都大學本に「シカツコラカ」といふ假名をつけたり。按ずるに、これは「シカツ」を一語にして「シガツノコラカ」とよむべきなり。「シガツ」の事は卷七「二五三」に「神樂浪之思我津乃白水郎者」又「一三九八」に「神樂聲浪乃四賀津乃浦能」とあり。これは近江國滋賀郡の津の事なるが、その津といふは、大津をさせるならむ。「子等」は前に「浪」も、既に地名になりかたに「浪」は「津」の同様に「ササナミ」の訓をつけたり。按ずるに、これは「シカツ」を一語にして「シガツノコラカ」とよむべきなり。「シガツ」の事は卷七「二五三」に「神樂浪之思我津乃白水郎者」又「一三九八」に「神樂聲浪乃四賀津乃浦能」とあり。これは近江國滋賀郡の津の事なるが、その津といふは、大津をさせるならむ。「子等」は前に「浪」も、既に地名になりかたに「浪」は「津」の同様に「ササナミ」の訓をつけたり。按ずるに、これは「シカツ」を一語にして「シガツノコラカ」とよむべきなり。「シガツ」の事は卷七「二五三」に「神樂浪之思我津乃白水郎者」又「一三九八」に「神樂聲浪乃四賀津乃浦能」とあり。これは近江國滋賀郡の津の事なるが、その津といふは、大津をさせるならむ。「子等」は前に



例なきにあらず。たとへば、卷三、二六四に、物乃部能八十氏河乃云々、卷十一、二七一、四に、物部乃八十氏河之云々といひて、ウヂガハを導き、などする例によりてかゝる事なしとは斷言すべからず。されば、その點はありうべき事とせむに、ここに、志賀津といひ、次に、凡津といへるは語こそちがへ、いづれもさす所は一なれば、この采女に何等かの縁故ありし所ならずや。若し縁故ある所とせば、必ずしも、津を導く料としていひしにあらざるにはあらぬか。童蒙抄は先にもいへる如く、この采女の近江のしがつに居たる由に見たるが、拾穂抄にもしかいへり。しかれども、この歌は藤原朝時代のものと見ゆれば、近江の志賀津に住みて、藤原宮に通ひて奉仕せむことあるべくもあらず。されば、上の二家の説は従ひがたし。按ずるに、この女には長歌に見ゆる如く夫あれば、現任の采女にあらずして前采女なるべきは既に論ぜしところなり。されば、その夫たる人の家が、近江の滋賀津に在りしなるべく思はる。而してその前采女を妻にもてるは世人の耳目を聳動せしものにして名の世に聞えたりしものなるべきなり。何となれば、采女に夫あること既に前采女たることを語り、又吉備出身の采女は直ちに志賀津凡津といふべきいはれなき事なれば、これはその夫たる人の住所か、又は夫をもちての後の住所なるべきなり。若し果して余が按の如くならば、その津の采女といはむ爲といふ説は必要なきに至らむ。

○一云志我津之子我 これは上の一句につきての異説あるをあげたるなり。これは、シガツノコガとよむべくして本文に、子シガツノとあるを、コガとせる點が異説たりと見ゆ。然るに類聚古集

古葉略類聚抄、西本願寺本、神田本には、志我乃津之子我とありといふ。攷證などはこれをよしとせり。されど、いづれにしても大差なければ本文のまゝにて在りなむ。こゝに「志我乃津之子我」とあるは、古葉略類聚抄の誤りなり。

○罷道之 舊板本、ユクミチノとよめり。古葉略類聚抄、京都大學本には、マカリチノといふ旁訓を施せり。拾遺集にこの歌を收めたるが、それには、さゝ浪や志賀のてこらがまかりにしかはせの道を見ればかなしもと改作せり。童蒙抄には、まかりぢのとよみて、采女朝勤の年限はて、吉備津に歸へる道の事を云ひたる義と見えたりといへり。考も亦、マカリヂとよみたるが、玉の小琴には、道は邇の誤なるべし。爰はまかりぢにてはわろしといひたれど、理由を示さず。檜孀手、古義新考等これに従へり。按ずるに、罷字は國語吳語に、遠者罷而未至といふ下に注して「罷歸也」とありて、通常、マカルとよむ字にて、色葉字類抄にもある如く、ユクとよむは古來例なきことなれば従ふべからず。「マカル」といふ語は辭し去る意をあらはすものにして、本集中に、卷三、三三七に、憶良等者今者將罷オキラトウラハイマハナカラム子將哭コナカラム云々、卷五、八九四に、唐能遠境爾都加播佐禮麻加利伊麻タカラノトホノキハシマカハサレマカリイマ勢セ又卷十五、三七二五に、和我世故之氣太之麻ワガセコノキタノマ可良婆思漏多倍乃蘇低乎布良左禰カハラハオモシロタヘノソロヒフハラサノメなどあり。そのまかるは、身まかるなどの例にてしるき如く死去する意にも用ゐたり。これらの意は、マカリヂとよみたりとも、マカリニシとよみたりとも變ぜざるべきなり。さて本居説の誤字如何といふに古來ここに誤字ありといふ證は一も存せず。加之本居説はその理由を示さざるが、攷證にもいへる如く、マカリヂにてもよく聞ゆるにあらずや。さて又、マカリヂといへる語は續日本紀卷卅一に左大臣藤原永手の薨去を悼ませたまへる宣命(五一)に、美麻之大臣乃罷道母



宇之呂輕久心母意太比爾念而平久幸久罷止富良須倍之止詔大命乎宣」とあり。かく「マカリヂ」といふ語の例存する上に「マカリヂノカハセノミチ」といふ語法は必ず「マカリヂ」とよますべきことを吾人に告ぐるなり。何となれば「ノ」といふ助詞は同じ趣の語を重ね示す用をなすものにして「罷道」と「川瀬道」とが大略に於いて同じ意を示す語なるが故に「ノ」にて重ね示すことは既に上の「一六七」の條中にいへる所なれば、今再び例をあげず。されば、これは必ず「マカリヂノ」とよむべき所なること明かなりとす。さてこの「マカリヂ」といふ語の意如何といふに、童蒙抄は上に引ける如く、任はてて吉備津に歸る義とせり。又考は葬送の事とし、略解古義等これに従へり。さてこの「罷道」も、かの宣命の「罷道も元來同じ語なるべきによりて考ふるに、宣命の罷道は俗にいふ死出の旅の道の義なることは下に「平久幸久罷止富良須倍之」とあるにても明かなり。されば、これも采女の死出の旅の道なるべきが、その道は下に「川瀬道」とあれば、この現世に存する道路なり。この道路を通りて死の旅をする由に聞ゆれば、ここはその葬送の道をばたとへていへるものなるべきなり。この事なほ下にいふべし。

「川瀬道」カハセノミチヲとよめり。チの助詞なけれど、下の「見る」の補格なること著しければ、これを補ひよむべきなり。この道は如何なることを示すかと考ふるに、契沖は「川瀬の道は身を投むとて行しを云なるべし」といへり。然る時は上の「罷道」に對しての用法としては吻合せず、本居流の「罷爾之」とせば、その川瀬に身を投げしことともいひうべけむ。されど、然いふべからねば、「罷道」即ち「川瀬道」なるべければ、契沖説は従ふべからず。然らば「川瀬道」とはいかなる道

かといふに、諸家これを説けるもの殆ど見えぬが、新考に「川瀬を渡りてゆく道なり」といへるをよしとす。その川を渡り行く道はいづこなりけむ、今より知るべからねど、その葬地に行くに川瀬を歩渡りして行けることは想像せらる。

○見者不恰毛 舊訓「ミレバサビシモ」とよみたり。類聚古集神田本には「ミレバカナシモ」の訓あり。童蒙抄には「カナシモ」とよむべきをいひ、考には「サブシモ」とよませたるが、爾來諸家みな考の説に従へり。この「不恰」のよみ方につきては上の長歌の「不恰彌可」の下にいへる如く、古は「サビシ」といふ語なく、それらは専ら「サブシ」といひたるなれば、考の説をよしとす。

○一首の意 さゝ浪の滋賀津に住めるわが采女が身まかりて葬られ行く所は、川瀬を渡り行くべきさひしき所なれば、その事を見、その事を思ふに、いかにも心すさまじくなくさめがたしとなり。

(二一九) 天數凡津子之相日於保爾見敷者今叙悔

○天數 舊板本「アマカソフ」とよみたるが、代匠記に「アメノカズ」とよみ、童蒙抄は「アマツカズ」とよみ、考には「ソラカゾフ」とよみたり。古義には「天字を左々か、樂かの誤として、數をナミ」とよみて「ササナミノ」とよませたり。又檜孀手は佛説の天數にて兜率の三十三天を思へるなるべし。さらば「三三並ぶ意にて三三並」とよます義訓とすべし」といへり。然るに、ここに古來誤字なれば、古義の説は従ふべからず。檜孀手の説は極端なる附會説と評するの外なし。されば







○相日 舊訓「アヒシヒヲ」とよめり。童蒙抄には「存日」の誤かといひて「アリシヒヲ」とよみ、考には「アヒシヒニ」とよめり。これは諸本に誤字なければ童蒙抄の説は從ひ難く、下の「見る」といふ語につづけて考ふるに「相ヒシ日」を見ろといふべくもあらねば、考の説によるべし。而してその意は何か事の序ありて彼の采女に相ひし事ありしを思ひ出し、その時に「といふ意なり」。

○於保爾見敷者 「オホニミシカバ」とよむ。「敷」は「シク」の未然形の「シカ」をかりて複語尾の「シカ」にあてたるなり。「オホ」は長歌に「髣髴」とかける意にして、上の「オホツノコ」はこの「オホ」を導かむ爲に意識して「シガツノコ」といふと同義の語を用ゐしならむ。十分に見ざりしかばといふ意なり。

○今叙悔 「イマヅクヤシキ」とよむ。「叙」は係助詞「ゾ」にして、その結として「悔」を連體形によめり。○一首の意 われかつて事の次にかの采女に面會せしことありしが、その時はただおほよそに見過したりしことを思へば、悔しき事よ。その時は未長き人と思ひたればいづれまた、心のかに相語らばむなど思ひつゝありて油斷して、かく遂に死なむとは思はざりしものを。さても残多きことよとなり。歌に前まの歌と同形人聲がたに依りてたのち一度あるを聞き自ら感歎し作らざるありし

讚岐狹岑島視石中死人柿本朝臣人麿作歌一首并短歌。

○讚岐狹岑島 「岑」字西本願寺本、京都大學本に「峯」とす。これは「ミネ」とよむとせば、いづれにても通ずべし。考には「讚岐」の下に「國」字脱せりとす。されど諸本皆この字を存せねば、もとよりな

きものにして、又なくとも意通するなり。かくて「讚岐」はいふまでもなく、今の「讚岐國」なり。「狹岑」は「サミネ」とよまるべきによりて多くかくよみ來れるに、代匠記には「狹岑島」は那珂郡にあり。所の者「サミシマ」と云。反歌にも「佐美乃山」とよまれたれば、「サネ」とはよむまじきなり」といひてより諸家多くこれに從へり。然れども「岑」にしても「峯」にしても、「ミネ」といはむは論なれど、「ミ」とは、よまるべからず。何となれば、「ミネ」といふ語の本體は「嶺」にありて、「ミ」はその「嶺」に對する美稱なるものなれば、この二字を強ひて二音にせば、「サネ」とこそよまるべきものなれ、決して「サミ」とよまるべき文字にあらず。若し「サミ」と必ずよむべきならば、此の字面を用ゐざりしならむ。されば、「サミネ」とよむをよしとすべし。然らば、その「サミネ」の島といふは何處ぞといふに反歌に「佐美乃山」とあるその地と同じきものなるべきなり。果して然りとせば、一方に「サミネ」の島といひ、一方に「サミ」の山といへるは如何。これにつきて新考に説あり。曰はく「サミネ」の島は「サミ」の島といふに齊しと。まさにこの説の如くなるべし。「サミ」即ち島の名なるが、それを「サミネ」といひしことは、かの「ツクバネ」の例にてもしるべきが、なほこの「ネ」は「シマネ」といへる如く古く島にいへることは、卷一「六一」の「在根良」の下にもいへるが、瀬戸内海のこの邊の島又は岩礁にていはば、平根讚岐、赤穂根島、伊豫高根島、安藝宿根島、安藝平根、周防などあり。これらによりて「サミ」の島も「サミネ」にしてやがて「サミネ」の島ともいひしなるべきをさとるべし。さてこの島は古くは那珂郡にして今仲多度郡に屬し、鹽飽諸島の一なる與島に屬する砂彌島なりといふ。即ち宇多津町の北方海中にある小島にして、當時の航路にあたる地なり。



しならむ。

○視石中死人 「イシノウチニミマカレルヒトヲミテ」とよむべきか。代匠記には「石中とは石をかまへて葬るには非ず。石の中に交るなり」といひ、攷證には「磯邊の小石などある中にありしなるべし。石窟などをいふにはあらじ」といへり。さる事なるべし。さてはこれは溺死者の流れ着きたるか、又は行旅の病者などの行き倒れ死にたるなるべし。

○柿本朝臣人麿作歌 これによれば、人麿この邊を旅行せしこと著し。

○短歌 神田本、西本願寺本、細井本、大矢本、京都大學本、小字にせり。

(二二〇)

玉藻吉、讚岐國者、國柄加雖見不飽、神柄加幾許貴寸、天地日月與共滿將行、神乃御面跡次來、中乃水門從、船浮而吾榜來者、時風雲居爾、吹爾奧見者、跡位浪立邊見者、白浪散動鯨魚取、海乎恐行船乃、梶引折而彼此之島者雖多、名細之狹岑之島乃、荒磯面爾、廬作而見者、浪音乃、茂濱邊乎、敷妙乃、枕爾爲而荒床、自伏君之家、知者往而毛將告、妻知者來、毛問益乎、玉梓之道、太爾不知、鬱悒久待、加戀良武、愛伎妻等者。

○玉藻吉 舊本「タマモヨキ」とよめるを代匠記に「タマモヨシ」とよめり。これは讚岐の枕詞なりと古來認められ、それにつきては誰人も異論なけれど、これがよみ方につきては上の如く二説あり、又その意義につきては種々の説あり。然るに、この枕詞は古典にはこの所に一あるのみなれば他より證をとりて論ずる便宜なし。さてこれを枕詞として先よみ方を考ふるにこの「吉」を用言として見る時に於いても終止形をとりて「よし」とよむべきなり。さて他の「在根良朝毛吉」「青丹吉」「大魚よし」「眞菅吉」などの例によらば、「よしはよ」といふに意異ならずして「玉藻よ」といふにおなじとすべし。而して恐らくはその「玉藻よ」の意なるべし。これは先然りとして、その「玉藻」の語は如何といふに、「玉」は古に多き美稱にして、「藻」が本體なるべきが、その文によれば植物の藻をさせりとすべきが如し。或は「裳」の借字とも考へられざるにあらず。今藻として考ふるに「玉藻よ讚岐」とつゞくべき由を知らず。この故に「よし」といふ用言の義として讚岐の國は海藻のいとよき國なればなりといふ説あり。されど延喜式主計式に讚岐の中男作物として「海藻」の目あり、阿波伊豫には中男作物中に海藻三種あれど、民部省式を見るに、阿波伊豫などにはそれぞれ海藻の産あれど、讚岐には一もその名を載せず。これによらば特に「藻」のよき故といふ説は必ずしもよるべからぬものなり。又弘法大師の三教指歸には讚岐をさして「玉藻所歸之島」と見ゆるによれば、「よしは依すの義か」と考ふるに、これは後のものにして、萬葉集の根據とするに足らず。又「玉裳」といふ説もあれど、これも又「サヌキ」といふにつゞく理由をしらす。今はただ「吉」を他の例に倣ひて「よし」とよみて、さてその意はすべて未詳として後の考をまつべ



きなり。

○讚岐國者「サヌキノクニハ」なり。この國の名は古事記に「次生伊豫之二名島此島者身一而有、面四、每面有名……讚岐國謂飯依比古」と見えたるにて古くよりの名なるを知る。

○國柄加「クニカラカ」とよむ。かくのごとき「から」といふ語の例は卷三三「一五」に「芳野乃宮者山可良志貴有師水可良思清有師云々」卷六「九〇七」に「蜻蛉乃宮者神柄香貴將有國柄鹿見欲將有云々」などあり。考には「國がらのからは隨のなを略きたる言にて上に出たる神隨のながらにおなじくて國のよろしきまゝか國つ神の御心よりかく宜きかと云々」といへり。古義には之を否定して柄は故の意なりとし「國柄加はすぐれたる國ゆへにかといふ意なり」といへり。攷證も略同意にて「この言は上に詞を添てのよき故に、のわろき故にと云意の語なり」といへり。而して近頃の學者多くこれに賛同せり。然るに、卷十三「三二〇五」に「蜻島倭之國者神柄跡言舉不爲國」とあるに同じ趣なる語を同卷「三二五三」に「葦原水穂國者神在隨事舉不爲國」といへり。これによれば「カムカラト」といへると「カムナガラ」といへるとは語は異なりとしてもその意は同じに歸するを見るべし。而して「カムカラト」は「カムカラ」に基づきその「カムカラ」は「神」と「カラ」とに基づくものにして「カムナガラ」は「神」と「ナガラ」とに分つべく「ナガラ」は「ナ」の意の古き助詞と「カラ」とに分つべきものにして、結局二語とも「神」と「カラ」との結合せるものにしてその結合の方式が異なるに止まる。この故に考に「國がらのからは隨のなを略きたる言にて」といへるは贊成しうべからぬ説なれど「神隨のなからにおなじくて」と説けることは決して否定すべからず。

されば、考の説を否定せる諸説はかへりて非なりといふべし。さてその意は如何といふに「カラ」はもとより「故」といふ意なれば、諸家の説く所結局は一に歸すべく、彼を是しこれを非するはいづれも「カラ」の眞意に觸れざるものといふべし。さて下の「カ」はいふまでもなく疑問の意の係詞なり。この「國柄か」といふ語は「讚岐國は見れども飽かぬ」といふ事の理由をいへる修飾格に立てるものにして、この讚岐國はいくら見ても飽かぬはさすが名高き國故ならむといふ程の意なりと見ゆ。

○雖見不飽「ミレドモアカヌ」とよむ。考に「ミレドモアカズ」とよみたれど、上にある「カ」の結として「は」連體形の「ヌ」にて終止すべき筈なり。いくら見てもみあかぬといふ意なり。

○神柄加 舊訓「カミカラカ」とよみたるを攷證に「カムカラカ」と改めたり。それは卷十七「三九八五」に「可牟加良夜曾許婆多敷刀伎」四〇〇一に「多知夜麻爾布里於家流由伎乎登己奈都爾見禮等母安可受加武賀良奈良之」とあるにて知るべく、又「カムカゼ」「カムナガラ」の例に準じて「カムガラ」とよむべし。「カ」も上の「む」の勢にて濁りよむべきならむ。さてここに讚岐國につきて「神から」といへるが、卷六「九〇七」「九一〇」には「芳野につきて「神から」といひ、卷十三「三二五〇」には「倭之國につきて「神から」といひ、三二五三」には「葦原水穂國につきて「神ながら」といへる例にても見るべきものにして、卷十七「三九八五」には「二上山につきて「かむからや」といひ、四〇〇一」には「立山につきて「かむがら」といへり。これらは土地その者を直ちに神といへるものにして、かくの如きことは、上代人には普通の思想なりしなり。されば既にいへる如く、古事記上卷に「次生伊豫之二名



島此島者身一而有面四每面有名故伊豫國謂愛比賣讚岐國謂飯依比古云々とありて神の生みましし國にしてその國は同時に子たる神たること著し。されば、この神といへるも讚岐國それ自體をさせるなり。攷證に、この讚岐の國は神の生しし故にかたふとかるらんといへるはこの意に似たるが如くにして不十分なるものなり。即ち、この神は直に國の事なりとせざるべからず。而して國からか神がらかは結局同じ事を語をかへていへるに止まれり。

○幾許貴寸 舊板本「コ、ハカシコキ」とよみたるが管見には幾許を「コ、タ」とよみ代匠記には「貴寸を「タフトキ」とよみたり。按ずるに「貴寸は「タフトキ」とよむべくして「カシコキ」とよまむは無理なるが、幾許を「ココバ」とよむべきか「ココダ」とよむべきかといふに、この二語共に本集に假名書の例あり。卷五八四四に「伊母我陞邇由岐可母不流登彌流麻提爾許陀母麻我不烏梅能波奈可毛」卷十四三三七三に「左良左良爾奈仁曾許能兒乃己許太可奈之伎」とあるによりて「ココダ」といふ語ありしを知るべく、卷十四三五一七に「阿是西呂等許己呂爾能里氏許己婆可那之家」とあるによりて「ココバ」といふ語もありしを知るべし。さて「ココバ」は恐らくは「ココバク」といふ語の略にしてその「バク」は「バカリ」の意なるべし。又「ココダ」は後「ダ」を「ラ」として「ココラ」といへる語にして多き意をあらはせりと見ゆ。さて、幾許の文字は今のいくらばかりの意の文字なるが故に「ココバ」とよむべきが如くなれど又それを以て數多の意に用るたるものとも見ゆれば、「ココダ」とよまむも無理ならず。ここはその疑ふ方によらずして多き方を主としていへるものと見らるれば「ココダ」タフトキ」とよむ説によれり。さてこれは上の「讚岐國」を受けて「讚岐國

は「ここ」だたふとき」といへるなり。「讚岐國」といふ神はいみじき神なる故にか、非常に貴きことよとなり。「貴寸」は「か」の結なることは上の「アカヌ」におなじ。以上第一段落。讚岐國を讚美せるなり。

○天地 舊板本「アメツチノ」とよみたるが、童蒙抄に「アメツチト」とよみ考に「アメツチ」と四音により。ここに「天地ノ」とよむときは「日月」の限定語となるべくして歌の意にあはずと考へらる。又「天地ト」とよまむは如何といふに、卷十三三二三四に「天地與日月共萬代爾母我」とあるは古來「アメツチトツキヒト共ニ」とよみ來れるが、それに照せば童蒙抄の説をよしとすべきに似たれど、「ト」にあたる文字なければ考の説によるべし。これは下の「月日」にただ重ねつづけたるものにして、たり行くといふ語を導く料とせるが、その例は卷十三三二五八に「霞立長春日乎天地丹思足椅」三二七六に「物部乃八十乃心呼天地二念足橋」三三一九に「天地滿言卷十九四二七二」に「天地爾足照而吾大皇之伎座婆可母樂伎小里」などあるが、これらは天地を以て物の足ることのたとへにしたりと思はる。

○日月與共 舊訓「ヒツキトトモニ」とよみたるを考に「ツキヒトトモニ」とよみ改めたり。これは上一六七にもいへるが如く「ヒツキ」にてもあるべきなり。この「日月」も亦足り行くことのたとへに用るたりと思はる。上の「一六七」の長歌に「望月乃滿波之計武跡」とあり、又卷九一八〇七に「望月之滿有面輪」とあるなどにて想ひやるべし。

○滿將行 舊訓「ミチユカム」とよめるを考には「タリユカム」と改めたり。「滿」は「ミチ」とよむが、又滿



足の意にて「タル」ともよむをうべきなるが、こは如何といふに、上の「天地の下にあけたる例に照してタリユカム」とよむをよしとすべきこと知られたり。この「足り行かむ」といふその目標如何といふに下の「御面なり」。神代の神名に面足尊とあるもその意あればいへるならむ。神の御面の漸次に足り行かむといへるなり。

○神乃御面跡「カミノミオモト」とよむ。ここの意は攷證に「四國は神の生まれりといふ傳へにてその國の年經つゝひらけゆきて足と、のひそなはれるを神の御面のそなはれるによせていへるなり」といへるが如き意なるべきが、なほ委しくは、この讃岐國即ち伊豫二名島といふ神の面なればなり。「ト」はと思ひてといふ程の意を含めたり。

○次來 舊訓「ツキテクル」とよみ、攷證は「ツキテコシ」とよみ、古義は「次の上に」云字を脱せりとして「イヒツゲル」とよめり。然れども、云字ある本はかつてなきことなれば、古義の説は従ふべからず。その意につきては契沖は「上中下とも始中終ともいふ時、上より中につき、始より中に次ゆへに中といはんとてつぎてくるといふ歟」といひたるが、童蒙抄はこれを入ほがなりとして「人麿西國にくだる行路の次第を來るつぎ」といふ義、また神のおも跡の次「を來るにさぬきは中にあたる國故中のみとうけんための義ともきこゆる也」との二説を按出し、考には神代よりいひ繼來る也といひ、攷證は「道を次て來るといふ意にて云々」といひ、福井久藏氏の「枕詞の研究と釋義」には「百船の續き來るといふ意なれば枕詞にあらず」といへり。按ずるにこは「次ぎて來る」所の主格如何といふことによりて決定すべきものなり。百船の續き來るといふ

説は頗る面白きやうなれど、果してさる場合に主格を省くことありや。こは殆ど信ぜられず。次に神の御面のつぎて來るといふことは意義をなさず、又いひつぎ來るを單に「つぐ」といふは不條理なり。されば、最も普通に考へらるべきことはその説者自身が主格たる場合に省けることなり。今かく考へ來れば、童蒙抄の前の説を以て得たりとすべし。而して「つぐ」といふ語は今「つづく」といふ語にあたる場合あるものなるが、こはその場合と考へらる。「つづく」は「つぎつぐ」を約せる語なるべし。即ち人麿が西方より上りて讃岐の那珂の湊に來りたるか、若くは東方より下りて那珂の湊に來れるかのいづれかにしてその引つづき來れる航路の中途に那珂の湊に泊りしなりならむ。「つぎて」を引續きての意に用ゐたるは、卷五、八〇七に「宇豆都仁波安布余志勿奈子奴波多麻能用流能伊味仁越都伎提美延許曾」卷十八、四〇五七に「多萬之可受伎美我久伊豆伊布保理江爾波多麻之伎美豆々都藝豆可欲波牟」など例多きことなり。かくて考ふれば「來は」クル」とよむべきなり。

○中乃水門從「ナカノミナトユ」とよむ。これにつきて考に「讃岐に那珂郡あり。その湊をいふならむ」といはれしが、實にさる事と見ゆ。那珂郡は今多度郡と合して仲多度郡となれるが、その那珂の湊は蓋し、丸龜の附近なる中津といへる地ならむ。これより砂彌島へは北東にあたれば、西より東へ航したるならむ。

○船浮而「フネウケテ」なり。この語の例は卷一、七九にあり。

○吾榜來者「ワガコギクレバ」とよむ。人麿自身に船を榜ぐにあらずともかくいふに差支なし。



船に乗りて榜がしめ来るをもかくいへるならむ。

○時風 「トキツカゼ」とよむ。卷六九五八に「時風應吹成奴香椎瀨潮干納玉藻刈而名」その他卷七へてよむべし。その意は契沖は時に隨て吹風なり。下に時つ風とよめる歌どもいかさまにも春にまれ秋にまれ微風を云事とは見えぬ。意を著べしといへり。童蒙抄は「あらし風の事を云。旋風といふ意なるべし。今時のときつかぜと異意也」といひ、考には「うなしほの満來る時には必風の吹おくるをときつ風とはいへり。」といひ、攷證には「思ひよらぬ時に吹來る風をいへる也」といへり。されど攷證の如き意ならば、時ならぬといふ語と同義といふべきにて、時つ云々といふべき理なし。されば、これは略契沖のいへる如くなるべきが、意稍異にしてその時に當りて吹く風の義ならざるべからず。而してそは相當に著しき風なるべきなり。卷六に「時つ風吹くべくなりぬ」といへるはその吹くべき時の豫め知らるるによりていへることと考へられ、又卷七の「時風吹麻久不知」といへるも同義なりと見ゆ。その風の強かりしことは下の詞に見ゆるが、人麿のその航海せる時に當りて吹ける風なるべし。

○雲居爾吹爾 「クモキニフクニ」とよむ。雲居は卷一五二にいへる如く空をさせるが、天の雲脚の異様になりて風暴く吹き初めしことをいへるなるべく、ただ遠き意とせるは當らずといふべし。

○奥見者 「オキミレバ」とよむ。「奥は海のオキ」にして既にしばしばいへり。

○跡位浪立 舊訓「アトキナミタチ」とよみ、代匠記には「アトクラナミ」と云べきかといへり。童蒙抄は古來の訓を心得がたしといひて種々の意味をあて試みたれど、斷案を示さず。考は「跡位は敷坐てふ意の字なるを重浪の重に借て書り。卷三流布本の卷十三立浪母疎不立跡座浪之立塞道麻(三三三五)その次の歌(三三三九)上には敷浪乃寄濱邊丹と有て、其末に腫浪能恐海矣直涉異將」と有も共に重浪てふ意なるに敷とも腫とも書てよみをしらせたるを思ふべし」といひてより諸家多くこれに従へり。さて考ふるに「アトキナミ」とは如何なるものか、ありとも考へられざる語なれば、従ふべからざること著し。さて考にいへる「三三三九の歌の敷浪はシキナミ」とよむこと著しく、その下の腫は「鐘禮をシグレ」とよむが如く、古音「シクシキ」として表示したるものなること著しきが故に、腫浪も亦シキナミなること明かなり。かくてその「三三三五」の歌も、それと同じ趣なるにそのシキ浪に相當する語を跡座浪とかけり。而して今の「跡位浪」とその字面頗る似て、跡位「跡座」いづれも「シキ」とよまるべき筈と見えたり。然れども考の説の如くにては「跡位」又「跡座」を「シキ」とよむべしといふ理由とするに足らず、萬葉用字格には「殿舎」の席は事有時人々の位次によりて座を敷設れば敷座てふ意なるを重浪に借て書り。跡は敷の意也。位も座も均しき也といへり。されど、跡を敷の意とする時に「位」及び「座」はこの字面上に如何なる意と用とをなすものか。通ぜる如くに見えて一向通ぜぬ論にあらずや。然はいへど、跡位「跡座」はいづれも「シキ」といふ語をあらはすに用るたる事は殆ど否定すべからず。然りとせば、ここに何等かの根據なくばあるべからず。然れどもこの二熟字漢語なりとは見



えず。按ずるにこは「跡」字の意と「位」「座」一字に共通する語の意との合同によりて生ぜる語をあらはすものならざるべからず。「位」は國語に「くらゐ」とよむを常とし又天の石位などのときは「くら」とのみよむことあり。「座」は古語「くら」とよむを通例とせり。されば「位」「座」二字に共通する國語は「くら」なり。さてその「くら」とは如何なる語ぞといふに、人ならば「居る所」又物ならば「載せおく所」をいふを本義とせり。されば「位」「座」共にその「くら」の意と見るべし。一方に「跡」字は「アト」と訓するを常とするが、その「アト」の本義は「足處」にして足を下したる所の義なり。然りとせば、「跡」「位」「座」の二字にて示さるるところは足を下す所に於ける、ある物を載せおく所をいふ義なるべし。而してこれは結局足を下してそれを載する所の義と見るべし。かくてこれらの意を以て國語の「シキ」にあてしものならむか。今かく考へてこれにあたるべき「シキ」といふ語なきかと考ふるに、倭名鈔履襪具中に「野王曰屨思協反久都和良一云久都乃之岐屨中薦也」と見ゆるものをさせりと考へらる。「クツノシキ」は古代の履の内部にありて足の下にあたる部位に置く敷物なるによりて「しき」とはいへるなり。而して類聚名義鈔には「居」字に訓して「クツノシキ」といへり。これは上の「座」「位」の字に趣似たり。これを單に「シキ」といへるは色葉字類抄に「履シキ」とあるにても明かなり。されば「跡」「位」浪即ち「シキナミ」とよむも理由ある事と考へらる。重浪とは頻繁によせる浪の義なるが、こは沖に高浪の頻に引つづき立ちよするをいふなるべし。

○邊見者 舊訓「ヘチミレバ」とよみたるが童蒙抄は「ヘタミレバ」とよみ、檜抓手は「ヘミレバ」とよみたり。「ヘタ」といふ語は卷十一「三〇二七」に「淡海之海邊多波人知」とあるが如く集中に例あれど、奥に對してはいつも「ヘ」とのみいふこと古語の例なれば「ヘ」にてよかるべし。さて「見る」に對しては「ヲ」を補へよむべきが如くなれど、上の「一五三」奥放而榜來船邊附而榜來船の例にならひて「ヘミレバ」とよむべきが如し。

○白浪散動 舊訓「シラナミトヨミ」とよみたるが童蒙抄は「シラナミサワギ」とよみ、考は「シラナミサワグ」とよめり。これにつきて攷證曰はく「とよむ」とさわぐとはいとちかくいづれも古言にて、いづれにても聞ゆるやうなれど、よくよく考ふれば、とよむは音につきていひ、さわぐは形につきていふとのわかち也けり。こはまへに邊見者ヘミシとありて形につきていふ所なればさわぐとよむべし」といへり。まことにこの言の如くなるべし。「散動」の字面は卷六「九二七」に「御獵人得物矢手狹散動而有所見」又「九三八」に「鮪釣等海人船散動鹽燒等人曾左波爾有」などあり。さてこは「サワグ」と終止すべき所なり。即ちその沖より打ちよする浪の岸に打よせて碎けて散り浪となりてさわぐをいふ。以上第二段讚岐の海上のあらきをいふ。

○鯨魚取 「イサナトリ」上の「一三一」に出づ。海の枕詞なり。  
 ○海乎恐 「ウミヲカシコミ」とよむ。海を恐み畏れつゝといふ程の意にて下につづく。  
 ○行船乃 「ユクフネノ」なり。「海を恐みて行くその船の」なり。  
 ○梶引折而 「カヂヒキナリテ」とよむ。「梶」を「カヂ」とよむは普通なれど、この字は支那にても集韻類篇等宋時代の字書に見ゆるものにして彼地に古より存したりしか疑はし。而して集韻には「木杪也」とあれば「こずゑ」の義なり。されば萬葉集に用ゐるこの字は本邦若くは三韓などに



てつくれる會意の文字なるべし。而してこれにあつる「カヂ」といふ語は倭名鈔に舟具に釋名云「楫音接一音集賀遲使舟捷疾也」とあるものにして、これやがて今の「舳」といふものに同じと見えたり。さてこのこと同じさまの語は卷二十四三三一に「大船爾末加伊之自奴伎安佐奈藝爾可故等登能倍由布思保爾可知比伎乎里安騰母比豆許藝由久伎美波」とあり。この引をりは引しをる意にして撓むることをいへり。

○彼此之「ヲチコチノ」とよむ。「をち」は「をちかたの」をちなり。その例は卷七九二〇に「百磯城乃大宮人毛越乞爾思自仁思有者」一一三五に「阿自呂人舟召音越乞所聞」卷十七三九六二に「伊母毛勢母和可伎兒等毛波乎知許知爾佐和吉奈久良牟」などあり。意は明かなり。その見渡しの附近に島の多きよしにていへり。

○島者雖多 舊訓「シマハオホカレド」とよめるを考に「オホケド」と改めたり。形容存在詞の已然形に「どの」つける形「ケレド」を「ケド」と約め轉じていへるは例古に多し。一二の例をいはば古事記下卷仁徳段に「波斯多豆能久良波斯夜麻波佐賀斯禰伊毛登能煩禮婆佐賀斯玖母阿良受」日本紀舒明卷に「于泥備椰摩虛多智于須家苔多能彌介茂氣菟能和區吳能虛茂邏勢利禰牟」本集卷五八〇四に「伊能知遠志家騰世武周弊母奈斯卷十七三九六三」に「多麻伎波流伊乃知乎之家騰」などなほ多し。

○名細之「ナクハシ」とよむこと卷一五二の下にいへるが如し。その意もその下にいへるにおなじ。よろしき名の世に聞えし狹岑の島といふ意にて枕詞とせりと見ゆ。

○狹岑之島乃「サミネノシマノ」とよむべきこと詞書の下にいへるにおなじ。

○荒磯面爾 舊板本「アライツワニ」とよめり。代匠記には「面は「回」の誤として「アライツワニ」又は「アリソワニ」と訓じ、考は「回」を正しとして「アリソワニ」とよみ、檜婦手も「回」字を正しとして「アリソミニ」と訓せり。されど、いづれの本にも「面」とありて「回」をかけるものなし。この故に誤字説は従ふべからず。攷證は文字のまゝに「アリソミニ」とよみて「荒磯面」はありそのおもといふおを略けるにて「面」の磯のおもてにて「川」づら「海」づらなどいふつらと同じ。本集十四五に「安思我良能乎豆毛許乃母爾佐須和奈乃云々(三三六一)」とあるも「彼面此面にて面をもといへり。」といへり。「アリソ」は上にいへるが、この攷證の説をよしとすべし。

○廬作而見者 舊訓「イホリツクリテミレバ」とよめるが十音一句は例なき事なれば、この訓疑はし。代匠記はこの句と上の句との間に脱せる句あるかといひて、この句を「イホリヲツクリテミレバ」とよむかといひ、董蒙抄は「イホリシテ」又は「ヤドリテ」とよむべしといひ、考に「イホリシテミレバ」とよみてより諸家多く之に従へり。按ずるに「イホリ」を直に動詞とせる例を知らねば、「イホリテ」とよむは無理なるべし。次に「ス」といふ動詞は汎く諸の動作作用をあらはすに用ゐる語にして殊に「ツクル」を「ス」といふこと多し。古よりものを作る工人を「弓師」「塗師」などいふ語ありて「師」字をあつれど、本來は「ス」の連用形より出でたる「シ」といふ名詞なるべし。されば「廬作」は即ち「イホリス」なれば「イホリシテミレバ」とよむをよしとす。その語の例は卷三二五〇に「野島我崎爾伊保里爲吾等有卷十五三六〇六」に「野島我左吉爾伊保里須和禮波卷一六〇」に「隱爾加



氣長妹之盧利爲里計武などこれなり。これは既にもいへる如く古は旅人宿といふものなかりしかば旅人は至る所の山野海岸などに假廬を作りてやどりしなり。かくの如く假廬をその狭岑の島の荒磯のある邊につくりて見ればといふなり。

○浪音乃「ナミノトノ」とよみて異論なし。「ナミノオトノ」の約なり。卷十四「三四五三」に「可是乃等能登抱吉和伎母賀」などあるその例なり。

○茂濱邊乎「シゲキハマベテ」とよむ。浪の音のしげく聞ゆる濱邊をいふなり。卷九「一八〇七」に「浪音乃驟湊之奥津城爾」とあるも同じ様なる所をいへるなり。

○敷妙乃「シキタヘノ」とよむ。「シキタヘ」は上に履いへり。

○枕爾爲而「マクラニナシテ」とよむ。童蒙抄に「マクラニシツツ」とよみたれど、而を「ツツ」とよむは無理なり。浪の音の茂き濱邊を枕にしてそこに伏すといへるなり。

○荒床 舊訓「アラトコト」とよめるを考に「アラトコニ」とよめり。ここには假名なければ「ニ」も「ト」も加へてよむべきこととなるが「ニ」とよむときはその床が荒床といふ床たることを示し「ト」とよむ時はその床を荒床と形容せることを示すと考へらる。かくて諸家の解釋を見るに契沖は「荒床は和名云野王日櫛古傳反與郭同和名於保土古周棺櫛者也。此おほとこの意にて濱邊の石間をやがて棺櫛とする意か。又常の床にてそれがあらゝかなるを云か。」といへり。考はただ「床として伏をるなり」といひて釋なし。略解は「荒山荒野の荒の如し」とのみいひ、古義は「荒き海邊を寢床になしたるなり」といひ、檜婦手は「死者の床を荒床と云ふを以てなり」といひ、攷證には「あれはて

て人げなきをいへるにて濱邊にかの死人が伏たるを床と見なしてよめる也」といひたり。按ずるに死人の床をあらとこといふ事證なきことなれば契沖の前説と守部の説とはうけられず。かくて残る所は大體荒らかなる床契沖の後説の義のみなるがそれが實際の床をさすか又形容の語かと見るにこれは事實上さる床をさせるにあらねば形容の語たること明かなりとす。然るときは「ト」といふ助詞にて導くを當れりとすべし。その意は攷證の説にて略可なり。即ち濱邊にてかの死人が横はり臥せるそこをば床と見なして荒らゝかなる床としてそこに臥せりといへるなり。

○自君伏之 舊訓「コロフスキミガ」とよみて異論なかりしものなり。然れども「コロブス」といふ語は古今を通じて證なきものにして従來は上の「一九六」の長歌に「立者玉藻之如許呂臥者川藻之如久の如許呂」をよみ誤りて「如」を上句につけて「ゴトク」とよみ「許呂」を下につけて「許呂臥者」とよみたるに基づき、それを以て「コロブス」とよみ「コロビフス」といふ語の約まれるものと稱してここをもしか讀み來れるものなり。然るに既にいへる如く「一九六」は「タテバタマモノモコロフセバカハモノゴトク」とよむべきものにして「コロブス」といふ語は事實なきことを證せり。さればそれによりてここを「コロブス」とよまむは不條理なりといふべし。さらば如何によむべきかといふに「ヨリフスキミガ」とよむを穩かなりとす。新考にはこのわが説によりて「コロブス」といふ語を否定したれど、自を臥の誤として「コイフス」とよむべしといへり。然れども、こは古來誤字なき所なるのみならず、自を「より」とよまば不條理なりといふべきにあらねば、新考



の説には従ひがたし。「自」は「出自」の意にて「より」の語として用ゐることは集中に例少からぬことなれば、あげず。この「君」はその死人をさしていへるなり。

○家知者 「イヘシラバ」とよむ。我れ若その人の家を知らばといふなり。

○往而毛將告 「ユキテモツゲム」とよむ。その家に行きてその家人にしかじかの由を告げ知らせむとなり。

○妻知者 「ツマシラバ」とよむ。ここは「家知者」と詞遣似たれど主客たがへり。即ち、この死人の妻が、その夫のかかる所に横はり死ぬる事を知らばといふなり。

○來毛問益乎 舊訓「キテモトハマシヲ」とよみたるを略解に「キモトハマシヲ」とよみたり。この二様のよみ方はいづれにてもあるべきさまなるが、この語の意は訪ひに來らむといふ意なれば「キトフ」といふ語を基にして、それに「モ」といふ助詞を加へたる「キモトハマシヲ」の方まされりとすべし。かくの如き語はこの歌の「待加戀良武」もそれなるが、なほ卷十七「三九九三」に「可久之許曾美母安吉良米々」卷八「一五六六」に「嗚曾去奈流早田鷹之哭」など例甚だ多し。「乎」はここに「嘆息」の意を含めて終止せるなり。以上第三段とす。

○玉梓之 「タマホコノ」道の枕詞なること上に屢いへり。

○道太爾不知 「ミチダニシラズ」とよむ。ここもなほその妻につきていへるなるが、その妻といふ語は下にある、はしき妻等者といへるものにつきていへるにてその妻が、ここに死にてある事を知らざるべければ、いづこに尋ね行くべきか、その道をだにも知らずしてといふなり。

○鬱悒久 「オボホシク」とよむべきことは上「一八九」の「鬱悒」の字につきていへる如し。意もそこにいへり。

○待加戀良武 「マチカコフラム」とよむ。待ち戀ふらむといふに「カ」といふ係助詞の加はれるなり。意は明かなり。

○愛伎妻等者 舊訓「アシキマツラハ」とよみたるが、代匠記に「ハシキ」とよむべしといひてより諸家これに従へり。「ハシキ」といふ語はこの卷の上「一一三」の歌に「三吉野乃玉松之枝者波思吉香」聞「一九六」の歌に「早布屋師吾王乃」とある所に既にいへるが、なほいはば、卷二十「四三三一」に「奈我伎氣遠麻知可母戀牟波之伎都麻良波」とあるはまさしくこのこと同じ語遣なり。さてこれは主格を顛倒してここにおけるなり。

○一首の意 第一段には讃岐國のうるはしきをほめ、第二段はそれを受けて、天地日月と共に足り行かむ神の御面といひ、さてかく見て旅行しつゝ次ぎ次ぎに泊り來れるうち讃岐の中の湊より船出して進みくれば、時恰も風烈しく遠くより吹き來り、沖にはたえず浪が頻りつゞき、邊にはその浪打ちよせて白浪が立ちさわぐを見るといひて海上の風波荒きをいふ。第三段はかゝるさまなれば海上の路を恐れて行く船の梶を引きたわめて、彼方此方多き島の中にも名高き狹岑の島の磯邊に泊ててそこに下り立ち廬をつくりてさて見れば、かく浪の音のたえず聞ゆる濱邊に打ち臥せる人を見る。あはれこの君はいづこの人ならむ。君が家を我若し知らば、往きてその家人に告げむと思へども、われはそれを知らざれば如何ともしがたし。又この



人の妻がかくと知らば訪ひ來ましと思はるるに、それも知らねば訪ひ來むとも思はれずと云ひて同情をよせ、第四段はあはれこの君の最愛と思へる妻らは、この君のいづくに行きたりしかその道だにも知らねば、如何に覺束なく思ひつゝ待ち戀ひてをるらむ。あなあはれ。といひて、結とせり。

反歌二首

妻毛有者探而多宜麻之佐美乃山野上乃宇波疑過去計良受也。

(二二二)

○妻毛有者「ツマモアラバ」とよむ。その死たる人の妻の共に居るならばといへるなり。

○探而多宜麻之 舊訓トリテタケマシとよみたるが、代匠記には初稿に「探而」を「ツミテ」とよむべしといひ、清撰本には「トリテタケマシ」とよませたり。考には「ツミテタケマシ」とよみ、略解は「トリテタケマシ」とよめり。按ずるに「探」は「トル」とも「ツム」とよむべく、卷一第一の歌には「ツム」とよませたり。ここは下の「宇波疑」に關していへるなれば「ツム」とよむ方よしとすべし。「宜」は集中に「ギ」の假名にも「ゲ」の假名にも用るたり。然るに「タギマシ」とよまむにはさる上二段活用の語ありしことを證せざるべからず。然るにさる語は古今を通じて聞くことなし。されば「タゲマシ」とよむべし。かくて「タゲマシ」とよめる人々の説明を見るに、考は日本紀皇極卷の童謠を證として「紀」に皇童謠に伊波能杯你古佐屢渠梅野俱小猿米燒也 渠梅多你母多礙底騰褒曬栖歌瀧

之々能鳥賦といふは燒たる米の飯を給て行せ也。然ればここも探て給させまし物をといふ古言なるを知めりといへり。古義註疏など略同じ。然るに、略解は本居宣長の説に基づき「りてたげましは死屍をとりあぐる事也。たげは髪たぐなどのたぐと同音なり」といひ、檜婦手、攷證等これによれり。然るに、髪たぐといふ語は四段活用なることは上の「一二三」の歌の例「タケバヌレタカネバ」にても著しきに、これは未然形所屬の「まし」にて受けたる形「タゲ」なれば下二段活用にして全然別なる語なること明かなるをや。されば、これは考の説に基づきて考ふべきなり。これにつきて古義は考の説によりながら「岡部氏考」に多宜は給なりといへるは大誤なりといへり。されど、これはたゞ大まかにその時の語を以ていへる爲の誤にしてさして答むべき程の大過誤にあらざるなり。さて上の皇極紀の童謠なるは聖德太子傳曆には第四句を「喫而イササ今核イササ」とかけるのみならず、下文に「四五日淹留於山不得喫飲」とあるに打ちあはせて考ふれば「タゲテ」は喫字の義と認めたりと考へらる。なほこの語は上宮法王帝説に太子の御歌として「伊我留我乃止美能井乃美豆伊加奈久爾多義氏麻之母乃止美乃井能美豆」とあり、常陸風土記に「安良佐賀乃賀味能彌佐氣乎多義止伊比祁婆賀母與云々」とあるも水酒を喫することをいへりと考へらる。又日本紀雄略卷十四年夏四月の條に「天皇欲設吳人歷問群臣曰其共食者誰好乎」とある「共食者」を古來「アヒタケヒト」とよみ來れり。この語は推古卷十八年冬十月の條にも「以河内漢直贄爲新羅共食者錦織首久僧爲任那共食者」と見え、延喜式治部省式蕃客入朝條に「共食二人掌饗日各對使者飲宴」とある「共食」もみなこれなり。これは相ひ喫ぐる者にして今



いふ相伴人のことなるべし。これによりて「タグ」といふ語は飲食すること即喫字に該當する語なりと知られたり。而してここはまさにそれなりと見ゆ。以上にて一段落なり。

佐美乃山「サミノヤマ」とよむ。童蒙抄に「サミナヤマ」とよみ古義に「乃」は「年」などの誤として訓は「サミネヤマ」とよみたれど、いづれも根據なきことなれば従ふべからず。これは狹容の島即ち後の砂彌島をさせることいふまでもなし。

野上乃字波疑 舊訓「ノカミノウハギ」とよみたるが考に「ノノウハギ」とよみ略解に「ヌノウハギ」とよみ攷證に「ヌノベノウハギ」とよめり。略解に従ひてよむべし。「野上」を「ノガミ」とよむはこの意にあはず、又「上」を邊の意にして「べ」とよむは無理なればなり。かくよむべきは

卷六一〇三五に「田跡河之瀧乎清美香從古宮仕兼多藝乃野之上爾」とある「野之上」又この卷上なる「八八」の穂上などこれなり。「ウハギ」は卷十一「八七九」に「春野之菟芽子探而羹良思文」ありて、本草和名に「薺蒿菜」に和名於波岐といひ、和名鈔に「七卷食經云薺蒿菜……和名於八木」とあるものと見ゆる「オハギ」と同じものたるべしといへるは「オウ」の音轉によるべし。而してこの物今よめなとも野菊ともいふものなりといへり。延喜式には内膳式に漬年料雜菜のうち「薺蒿一石五斗料鹽六升右漬春菜料」とあり。

過去計良受也 「スギニケラズヤ」とよむ。「ケラズ」は「ケリ」の未然形「ケラ」に打消の「ズ」のつけるものなるが、この未然形のケラなる活用形は後世なくなりたれど、當時は用ゐたり。その例は卷五「八一七」に「烏梅能波奈佐吉多流僧能阿遠也疑波可豆良爾須倍久奈里爾家良受也」卷八一四

五七に「此花乃一與乃裏波百種乃言持不勝而所折家良受也」あり。ここに「過ぐ」とはかのうはぎの摘みて喫ぐべき時の過ぐるをいふなり。この「ヤ」は詞の玉緒卷七に「ヤハ」の意にてケラズヤは「ケリ」といふ意におつるなりといへり。即ち反語をなせるなり。

○一首の意 第一段はここにこの人の妻もあらば、この山の野のよめなを採みて、食用に供せましものをとらなり。第二段は今この野を見れば、はやくも採むべき時節が過ぎ去りて食ふべくもあらずなりたるにあらずやとなり。これは新考に「その死人を假に餓死したるものと断定し、その傍によめ菜の多く生ひて盛過ぎたるを見て若し、妻を具したらば、此よめ菜をつみて食はずべく、さらば餓死にも及ばじをといへるなり」といへるをよしとす。而してそのうはぎの食ふべき時のすぎたるを見てよめるものとせば、まさに夏も闌なる頃なりしならむか。

(二二三)

奥波來依荒磯乎色妙乃枕等卷而奈世流君香聞

○奥波 「オキツナミ」とよむ。この語の例甚だ多きが故に「一一」をあげむ。卷三「三〇三」に「稻見乃海之奥津浪卷七、一一八四」に「奥津浪驂乎聞者」などなり。

○來依荒磯乎 舊訓「キヨルアライソナ」とよめるを代匠記に「アライソナ」とよめり。代匠記によるべし。長歌にいへる如く奥より浪の依りくる荒磯を枕としてといふなり。

○色妙乃 「シキタヘノ」とよむ。「色」の字音をかりたるなり。「色」を「シキ」に借りたるは本集には稀なれど、古事記の人名には多し。











○一首の意 この鴨山にて病の床に臥して今や死なむとしてゐる我をばかかる事とは知るべくもなければ、わが妻は今や無事にてかへらむ、今幾日せば夫がかへるらむとて待ちつつ居るならむかとなり。

柿本朝臣人麿死時妻依羅娘子作歌一首

○柿本朝臣人麿死時 上に人麿の臨死時の歌あれば、その後まもなく死に、その妻の悼み詠める歌をここにあげたりと見ゆ。

○妻依羅娘子作歌 この妻は上の「柿本朝臣人麿從石見國別妻上來時歌」の次に「柿本朝臣人麿妻依羅娘子與人麿相別歌」とあるその人と同じ人なること明らかなるが、この人をば京におきたりし妻なりといふ説考などもあるやうなれど、既にいひし如く、上の歌の次第にて上京の際石見國に置きたる妻が即ち依羅娘子なるべきことは否定すべからねば、こゝもその石見國にこの依羅娘子は在りしならむ。

(二二四)

○且今日且今日 上の「且」を流布本に「且」に誤れるが、下の「且」と同じ文字なるべきこと明かなり。

これに「ケサケサト」とよみたり。これは「且」を「アサ」の義にとりしが爲にかくよみしならむが従ふ鈔に「ケサケサト」とよみたり。これは「且」を「アサ」の義にとりしが爲にかくよみしならむが従ふ

○且今日且今日 吾待君者石水貝爾交而有登不言八方。

べからず。童蒙抄に「アケクレト」とよみたれど、かくよむべき理なし。こゝと同じき字面は卷九一七六五に「且今日且今日吾待君之船出爲等霜」卷十二二六六に「出夫者天飛鴈之可泣美且今日且今日云二年曾經去家類」にもありて、こゝも「ケフケフト」とよみ慣はせり。この場合の「且」は何の爲に書き加へたるか。契沖は「けふく」とは「けふもく」の意なり。凡集中に此心に用たる時は皆「且」の字を加へたり。苟且はかりそめにてたしかならねばなり」といひ、童蒙抄には種々の説をあげたれど治定せず、古義は「且」は不定辭也と注せり。たしかに其日と定めず今日か今日かとおもふよしにて書る字なるべしといへり。ここに卷八一五三五の歌に「吾背兒乎何時曾且今登待苗爾於毛也者將見秋風吹且温故堂本」とかき、卷十二三二三に「吾背子乎且今且今出見者沫雪零有庭毛保杼呂爾」卷十二二八六四に「吾背子乎且今且今跡待居爾夜深去者嘆鶴鴨」とかけるあり。これらはいづれも「且今」を「イマカ」とよみ來れり。而してこれを「イマカ」とよみて意よく通じ、しかもそれより外のよみ方もなしと考へらるれば、まさしく「且今」は「イマカ」といふ語にあてたりと見えたり。然りとせば「且」は「今」かの「カ」の意をあらはすに用るたりと見らるるなり。然らば、何の故を以て「且」を「カ」にあつるを得るかといふに、これは「且」字の漢語としての本來の用法に基づけるものなるが如し。「且」字は漢文の助字として種々の用法ある字なるが、そのうちに戰國策に「且天下之半」といへるに注して「猶幾也」といへるが如く、類聚名義抄には「ナムく」トスといふ訓あるその意にて「且今」の二字を「イマカ」と訓すべく用るたるなるべし。然りとして考ふれば「且今日」は「ケフカ」にて「且今日且今日」は「ケフカケフカ」といふ意をあらはせる



字面といはざるべからず。然らば「ケフカケフカト」とよむべきかといふにかくては七音になりて五音の句をかくせる例を見ねば、なほ古來の如く「ケフケフト」とよむべきが如し。若しかくよむべきものとせば、他に同じ用例あるべく思はるるによりて之を検するに、卷五八九〇に「出豆由伎斯日乎可俗閉都都家布家布等阿袁麻多周良武知波良波良波良母卷十三三四二」に「今日跡將來跡將待妻之可奈思母卷十五三七七一」に「宮人能夜須伊毛爾受豆家布家布等麻都良武毛能乎美要奴君可聞」といへるが、いづれもその語の證となるべきなり。されば「ケフケフト」とよみて「ケフカケフカト」の意に解すべきなり。

○吾待君者「ワガマツキミハ」なり。意明かなり。

○石水 仙覺が「イシカハノ」とよみしより之に従ふ事となれり。金澤本、類聚古集、神田本、西本願寺本、溫故堂本、大矢本、京都大學本には「水の下に」之字あり。檜孀手は「水の下に」山字脱せりとして「イハミヤミ」とよめり。されど、いづれの本にもさる字なければ従ひがたし。「水字をカハ」とよめるは所謂義訓なるが、これは例少からず。本集にては卷七一〇に「湯種蒔荒木之小田矣求跡足結出者所沾此水之湍爾」。又日本紀には「水を川の義に用るたるもの少からず、雄略卷には「於是日晚田罷神侍送天皇至來目水」とあり。又三代實錄卷五貞觀三年四月十二日に「賀茂齋内親王臨鴨水修禊」とあるを見よ。されば「石水」は「イシカハ」とよむべく、次の歌には「石川」と明かにかけり。さてその石川といふは何處かといふに、岡熊臣は今の高津川の古名なりとせり。されど、その高津が古の鴨山なりといふ事既に疑はしきに高津川即ち石川なりといふ事も證

なき事にして従ふべくもあらず。今はただ不明なりとしおかむのみ。

○貝爾一云爾交而「カヒニマジリテ」とよむ。「貝」字金澤本、類聚古集、古葉類聚鈔、神田本「見」に作れるが「見」にてはよみ下すを得ざれば「貝」を正しとすべし。守部は「交而」を「コヤシテ」とよみたれど「交」は「コヤス」とよむべき由なし。この語の意如何といふに契沖は「貝」にまじりては鴨山の麓かけて川邊に葬れるにこそといひ、なほいはく「仙覺抄に源氏蜻蛉を引て云、水の音の聞ゆる限は心のみさはぎ給てからをたに尋ず。淺ましくてもやみぬるかな。いかなるさまにていづれの底のうつせに交りけむなどやるかたなくおぼす」と、これによれば、その石川に溺死せしかの如くにも考へられしと見ゆ。かくて、多くはこれらの説により、略解の如きは「一首の意心得がたし。猶考ふべし」といひたるが、荒木田久老は槻之落葉卷下にて「卷二にけふ」とわが待君は石水の玉にまじてありといはずやもとあるは火葬せしその骨をいへる言と聞ゆれば云々といへり。「石水の玉」といへるは上記の覺え違なり。然れども石川の貝に交りてありといふ事がその火葬せし遺骨をいふとするときはその遺骨をそこに散亂せしめしことをいふべきなり。然れども、當時かく散骨せしといふ事は果して信すべきか、疑はしき事といふべし。ここに近藤芳樹が註疏にいへる一説あり。「貝は借字にて峽なり。和名抄に考聲切韻云、峽山間、峽處也、俗云加比とあるカヒにて石水は國府近邊の山間の谷川なるゆゑに、その谷川のある山と山との峽にまじりての意なり。交而とは野山に入て遊ぶことを古今集などにマジリテといへり云々」といへり。恐らくはこの説よろしかるべし。「カヒ」は山と山との間の峽谷をいふ



なれば、そこに石川といふ川の流れてあらむには石川の峽といはむに差支あるまじ。次に「まじり」はそこにたち入ることをいへるは註疏の説の如くなるがなほいはば古今集物名に「ほととぎすみねの雲にやまじりにし、ありとはきけどみるよしもなき」又古今集春下に「いざけふは春の山べに、まじりなん、くれなばなげの花のかけかは竹取物語のはじめに「野山にまじりて竹をとりつゝよろづの事につかひけり」といへるなど、いづれもその間に入り込むことをいへるなり。さればその一云に「谷爾」とあるも同じ意なるが、ただ「峽」と「谷」との語の異なるのみなりとす。

○有登不言八方 「アリトイハズヤモ」とよむ。「ヤモ」は反語をなせり。卷三、四二四に「隠口乃泊瀬越女我手二纏在玉者亂而有不言八方」とあるも似たる語遣なり。ここの言ふはその死を告ぐる人のいふなり。

○一首の意 今日かへり給ふか明日かへり給ふかとわが待ちわたる夫君は石川の峽に入り込みてそこに有と人が来りて告ぐるにあらすや。誠に然らば思ひもかけぬ事なるよとなり。ここに何等の悲みの語をあげざるはその悲みの大にして言語道斷あきればはてたるさまをよくあらはせるものと見ゆ。

(二二五)

直相者相不勝石川爾雲立渡禮見乍將憇

○直相者 舊訓「タダニアハバ」とよみたるを玉の小琴に「ただのあひは」とよむべし。直にあふを

かく云は逢を體言に云る物也。其例四卷二十丁に夢之相者苦かりけり(七四一)と有。是も夢に逢ことをいめのあひと云りといへり。攷證にはこれを否定せり。されど、その理由を示さず。按ずるに「タダノアヒハ」とよまば、下は多くは形容詞となること玉の小琴のあげし例にてもしるべく、なほかかるいひさまの例をいはず、卷八一五〇〇に「夏野乃繁見開有姫由理乃不知所戀者苦物乎」卷十二、二八六五に「夜之長毛歡有倍吉」などあり。而して「タダノアヒ」といふ語は「アヒモカ子テム」の主格とはなるべき語にあらねばことばつゞき連続せざるなり。されば「タダニアハバ」といふ舊訓の方まされりとす。「ただにあふ」といふ詞の例は古事記中卷神武卷に「哀登賣爾多陀爾阿波牟登」又この卷上の歌(一四八)に「目爾者雖視直爾不相香裳」卷五、八〇九に「多陀爾阿波須阿良久毛於保久」とあるによりて見るべし。「ただにあふ」とは現實に直接にあひ見る事をいふ。されど、ここは「相はむとせば」といふ程の義にていへりと考へらる。この如き語法は日本紀崇神卷の歌に「飲朋佐介珥菟藝能煩例屢伊辭務羅場多誤辭珥固佐麼固辭介氏務介茂」などあり。

○相不勝 舊訓「アヒモカネテム」とよみたるを、董蒙抄に「アヒガテマシテ」とよみ、考これに従へり。然るに玉の小琴には「本の儘に、あひもかねてむと訓かた穩にて能當れり。不勝をかねと訓例も多き也。考にあひかてましをと訓れたるはましをの辭爰に叶はず」といひ、新考には橋本進吉氏の説によりて「アヒカツマシジ」とよめり。この新考の訓は道理あるさまなれど、本集中「不勝を、カヌ」といふ語にあてたること少からず。その例は卷三、三〇一に「凝敷山乎超不勝而」卷八



「一四五七」に「百種乃言持不勝而所折家良受也」二六一七「落涙者留不勝都毛」などあるが、これらは「カツマシジ」とはよまるべきさまならずして古來の訓の如く「カヌ」にあてたりとすべし。ことに「タダノアヒハアヒカツマシジ」といふは前後打あはぬなり。これは上の「たごしにこさばこしがてむかもの例に准じてよむべきものにして舊訓によるをよしとす。みまかれりといへばあふ事を得がたからむといふ意なり。以上第一段落なり。

○石川爾 「イシカハニ」とよむ。上の「石水とかけると同じ地なることいふまでもなし。

○雲立渡禮 「クモタチワタレ」とよむ。義明かなり。たゞこの「雲」につきて契沖はただの雲とし、童蒙抄は「人死ては雲となり、雨となるなどいふ事もあればそれによりてよめる也」といひ考には「川」に雲はよしなけれど、遠きさかひの事なれば雲をもていふは古へよりのならひ也といひたり。この雲はただ單にその葬所といふ石川にせめて雲なりとも立渡れといへるに止まりて雲の立つといふことに深き寓意あるにあらざるべし。以上第二段落とす。この段落の上に「せめて」といふ如き意を含めて見るべし。

○見乍將偲 舊訓「ミツツシノバム」とよみたるを考に「ミツツシヌバム」とよめり。「シヌブ」といふ語の事は卷一「六」の「小竹櫃の下にいひ、又偲をシヌブ」とよむ事は卷一「六六」の下にいへり。さてこの句の上に「それをだに」などいふ如き意を含めて解すべし。

○一首の意 夫人膺は既にみまかれりと人のいへば直接にあひ見むとせば、相見む事も難からむ。せめてはその葬地なりといふ石川に雲なりとも立ち渡れかし。然らば、それをだにかたみとみつつ夫を偲ぶよすがとせむとなり。以上この依羅娘子につきては既にいひたる如く多くの學者、大和國にありし人にして、人膺の死をきつて石見に下りてよめるものなりとせり。然れどもこの詞書は上の「石見國臨死時」とあるをうけてそのまゝ直ちに人膺死時とあれば、その妻が特に石見に下れりといふ事は全く見えず、しかも歌の趣はその石見國にての詠と聞ゆることは明かなり。而して、上の相聞歌の趣も亦依羅娘子は石見に在りし事を示せり。これらによりて京に在りてよめりとする説も京より遽に下れりとする説も信ずるに足らずと知られたり。

### 丹比眞人名闕擬柿本朝臣人膺之意報歌

○丹比眞人名闕 「タヂヒノマヒト」なり。「名闕」の二字流布本大字にせれど、金澤本、類聚古集、神田本、西本願寺本、細井本、溫故堂本、大矢本、京都大學本に小字横行にせるによりてここに旁書せり。さて「丹比」は氏、眞人は姓なるが、この人如何なる人なるか、名闕とあればもとより詳かならぬが、卷八秋相聞にも丹比眞人歌一首(一六〇九)とありてその下に「名闕」と注せり。又卷九にも丹比眞人歌一首(一七二六)あり。この外に丹比氏の人にして名を記せるもの笠膺(二國人(二縣守(二屋主(三乙膺(三土作(七膺主(七)あり。されど、ここに名闕とあれば、上の七人のうちの一人なりや、はた七人の外なりや今にしてもとより知るべからず。種々の説をなせるものはいづれも推當の論なり。



○擬柿本朝臣人麿之意「擬は考にナヅラヘテ」とよみたるが、攷證に「はかりて」とよむべし。玉篇に擬魚理切度也と見えたり。」とあり。されどここは柿本人麿の意を推しはかりそれになぞらへつくれるなれば、意味の重點はなぞらふことにあるべければ、よみ方は考によるべし。

○報歌 考には「報と云へき所にあらず、後人さかしらに加へし言と見ゆ」といひて「作歌」と改めたり。道理はさることなれど、ここは柿本人麿が返歌としてかくあらむかと、はかり擬してよめるなれば、報歌とある方よかるべきなり。ただ今のかき方にては實際に報じたる如くに聞ゆる點が面白からぬなり。さりとしてこれにて不都合なりといふべきにもあらず。

さてこの歌は上の依羅娘子の歌の報としてよめりとするが、普通の人の見解にして契沖以下大抵かく認めたり。然るに、檜孀手はこれをさきの狹岑島の石中の死人に擬してよめりとして歌の位置を改めて、かの反歌の次におき、その詞書も

丹比真人名擬石中死人報柿本朝臣人麿作歌一首

と改めたり。その説明に曰はく「歌の意石中死人の人麿に報へたるなれば、右の如く端書を補ひて原に復しつ」と。げに歌のさま一往この説の如くに聞ゆる點もあれど、かく位置を改め詞書をまで改め造るは、いみじきさかしらといふべし。この事につきてはなほ下にいふべし。

(二二六)

荒浪爾縁來玉乎枕爾置吾此間有跡誰將告

○荒浪爾「アラナミニ」とよむ。意明かなり。

○縁來玉乎 舊板本「ヨリクルタマヲ」とよみたるを金澤本類聚古集に「ヨセクルタマヲ」とよみ考またかくよめるより人多くはこれに従へり。然るに「縁字は動詞としては「ヨル」とよむが普通のことにして「ヨス」とよむは無理なること卷一、三の歌の下にもいへる如し。なほ又「ヨセクル」といふ時は、その玉の自らよせくる事と解すべきに至らむが、さる事は決してあるまじき事にして、荒浪の打よするによりて玉がよりくる事なれば、舊訓をよしとす。若し又必ず「ヨセクル」とよまむは、上の句は「荒浪乃」といひて「荒浪爾」とはあるべからず。さてここに玉といへるは、卷一、二の歌に「底深伎阿胡根能浦乃珠曾不捨」の下にいへる如く、貝をもその貝の中に生ずる珠をもいへるならむが、又石をもよめるならむ。卷七、二〇六に「奥津波部都藻纏持依來十方君爾益有玉將縁八方」などもこの語例とすべし。

○枕爾置 舊板本「マクラニテ」とよみたるが、古葉略類聚鈔に「マクラニヲキ」とよみたり。代匠記には「マクラニオキ」とよみ、董蒙抄は「置は四直二字の誤として「マクラニマキ」とよみたり。されど、諸本すべて有は理りなし、卷の草より誤しものなり」として「マクラニマキ」とよむべき理由なければ、舊板本の訓も從ひが誤なければ、誤字説はうけられず。次に「置をテ」とよむべき理由なければ、舊板本の訓も從ひがたし。されば代匠記の説によりて「マクラニオキ」とよむべきなり。枕は枕邊即ち枕の方の義にして、伏したる枕の方に玉を置きといふ語なるが、その意は玉即ち荒浪にて海より打ち寄せられたる貝や玉のある所に伏しての意なるを、歌詞としてかくいへるなり。理なきが如くなれど、かくの如きは歌詞の常なり。理なしなどいふべき事にあらず。



○吾此間有跡「ワレコ、ナリト」とよむ。古義には「コ、ニアリ」とよみたれど、いづれにてもよきなり。われここに有りといふ義なり。即ちわれここに海邊の貝や石やを枕にして伏して有りといふ意なるべし。

○誰將告 舊板本「タレカツケナム」とよみたるが、金澤本古葉略類聚鈔、類聚古集等には「ツケ、ム」とよみ、考は「ツケマシ」とよめり。按ずるに「マシ」とよまむには古語の例によりて上に同じく「マシ」の語のあるべき筈なれば考の説は従ふべからず。又「將」字は普通「ム」にあつる字なれど、場合によりては「ラム」とも「ケム」とも「ナム」ともよまるべく用ゐたり。この卷にても「一四二」に磐代乃岸之松枝將結人者反而復將見鴨とある、將は二字とも「ケム」にあてたり。さてここは「ツゲナム」とも「ツグラム」「ツゲケム」ともよまるべきが「ツゲケム」とよまむ方歌の意に叶へりといふ。なほこの事は下にいふべきがその意は誰がわが事を家人に告げけむかとなり。

○一首の意 これにつきては大體二説あり。その二説をば、註疏に併せ説きたれば、先づそれをあぐべし。曰はく「古義には板本にツゲ、ムとあるに従て誰有てか吾此處にて死シりたる事を告行て妻を歎き下らしめけむと云よしに解けり。されど思ふに上句も人麿の國衛にてみまがれるを作るコさまならず。さるは石川の峽カにまじりてなどはいひもすべけれど、荒波によせ來る玉を枕に置といひては海邊にて溺死などしたらん人の如し。いかにもかくはよまじくおぼゆ。守部がいへるは此歌は上なる人麿の石中死人をよめる歌の意に擬てそれに報コへし歌なりといへり。もし然れば、荒浪の玉をよせ來るはげしき海邊を枕としてここにありと

いふことを誰か家の人にも告なむ。告る人もなしといふ意にて人麿のよみたる厚意に謝コたるなるべし。これ一説に備ふべし。」といへり。按ずるに、この歌の意はまさに古義の説けるに近きものなるべし。されど「妻を歎き下らしめけむ」といふ意に説けるは首肯すべからず。これは荒浪のよせくるはげしき濱邊を枕としてわれここに有りと誰か家の人に告げけむといひてその妻にいかにして我がここにあることを知りたまへりしかといへるなり。ここに人麿が海邊にて死せるを見るべし。これによりて考ふるに、この歌、妻がその死地又は葬地に臨まずしてその訃報を受け取りしことをのみいへるものとすべきなり。かくて守部の詞書を改修したるはさかしらなりといふべきこと著し。

或本歌曰

○ 左注によるに、ここにこの歌を載せたるは古本にかく載せたるまゝに従へる事著し。然るに、考には

擬柿本朝臣人麿妻之意作歌

といふ詞書を製し加へ、檜婦手は又

丹比真人名擬石中死人妻報柿本朝臣人麿作歌

といふ詞書を製し加へて、位置をも上の歌の次にうつせり。然れども、かくの如きことはいづれもさかしらなれば従ふべからず。ただ古よりのまゝにあるべし。



(三二七)

天離夷之荒野爾君乎置而念乍有者生刀毛無

○天離「アマサカル」とよむ。その意及び夷の枕詞とすることは卷一(二九)にいへり。

○夷之荒野爾「ヒナノアラヌニ」なり。「荒野」は卷一(四七)にいへり。田舎の人氣稀なる野になり。

○君乎置而「キミヲオキテ」なり。上の(二二二)「衾道乎引手乃山爾妹乎置而」といへるに同じ趣にして君をさる荒野に葬り置きての意なり。

○念乍有者「オモヒツ、アレバ」なり。童蒙抄に「シノヒツツ」とよみたれど「念」は「オモフ」とよむべく、又「オモヒツ、アレバ」にて意よく通るなり。君の事を思ひつゝ、在ればといふなり。

○生刀毛無 舊訓「イケリトモナシ」とよめり。これは上の(二二二)「引手乃山爾妹乎置而山徑往者生跡毛無」とあると同じ詞なれば、そこにいへるに同じく「イクルトモナシ」とよみてあるべし。意もそこにいへり。

○一首の意 これにつきては攷證に「この歌を人麿の妻の意にかはりてよめる歌也」といひたるが、古今の諸家多くかく見たり。果して然りといふ證もなき事なれど、歌の意然るべく思はる。即ちかゝる田舎のしかもすさまじき所に君を葬置きて、さてその事を念ひつつかくてあれば、生きてある心地もせずとなり。

右一首歌作者未詳。但古本以此歌載於此次也。

○ この左注につきて註疏に曰はく「かくあれば人麿の死にも石中死人の事にもあづからぬ異歌なるをここに載せたるならむ歎」と。まことにこの説の如くなるべし。されど、かく注せる人が、この歌をここに載せたることは、全然無意味にてせしにもあらざるべし。

### 寧樂宮

○ この三字につきて考は「今本ここに寧樂宮とせるは和銅三年の遷都なれば也。然れども、此標上の例によりて同元年の所へ出しつ」とて、これを「但馬皇女薨後穗積皇子冬日雪落遙望御墓悲傷流涕御作歌」の前につし、さてその頭注に曰はく「下の和銅四年と有所に此標あれ(一)上卷の例に依てここに出す」と。これに倣ひて略解以下多くかくせるが、檜孀手の如きは、更にそれを「寧樂宮御宇天皇御代」とさへ改め修せり。されど、攷證、註疏などはもとのまゝなるをよしとせり。そがうちにも註疏は「例によれば宮宇の下御宇天皇代の五字あるべし。寧樂は元明より光仁まで凡七御代ましませり」といへり。按ずるに、この宮の名をあげる事は卷一にもあれど、それにも寧樂宮とのみありて、御宇天皇代の文字なし。されば、この宮の條は上の他の御宇天皇を以て標したると少しく異なる心にて記したるなるべく、思はる。これにつきては攷證卷一の頭書に「藤原宮までは過さりし古都なれば、その所に都を遷給はぬまへをもその天皇の御宇の歌をば、その宮の御宇天皇の下に載へき事、尤さる事なれど、寧樂宮は當代までの都なれば、當都よりは年月をこまかにわけしなり」といへるはその真意に近きが如くなれど、わが思ふ



所は少しくそれとも異なり。これは恐らくはこの巻を記しし人がこの御世の人なりしなるべくして、その當代の御事をは御宇天皇代といふ如く、過去の天皇をさし奉る如き口吻を以て申し奉るは憚るべきことなれば、ただ宮號のみ標出したるなるべし。即ち過去の御宇はいづれも、某宮御宇天皇代とし、當代なるが故に宮號のみあげしならむと思はる。次に、ここにこの三字あることは恐らくは元本のままにして動かすを要せざるものなるべし。その故は寧樂宮に遷都ありしは和銅三年三月なるが故なり。既に御宇天皇代といふことを標目とせぬ以上は實際の遷都ありし時以後を以てその宮の御時とすべきは當然といふべし。されば和銅三年の三月以前の部分に寧樂宮の文字をうつすはかへりて不當なるべくして、和銅四年の上にあるが當然なりといふべし。かくして同時にかの入麿の死は和銅三年三月以前なりしことをも想像しうべき筈なり。

和銅四年歲次辛亥河邊宮人姫島松原見孃子屍悲歎作歌二一首

○和銅四年歲次辛亥「辛亥」の二字古葉略類聚鈔に小字二行とせり。考は歲次二字を衍と認め「時」と月とは落しならんといへり。或はさる事ならむが、今にして知るべからぬ事にしていづれの本もかくあれば、それに基づきて考ふるより外の方法なきなり。「歲次」は諸書これを讀まねど、元來は歲星の次るところをさす語なれば、無意義のものにあらず。そのよみ方は本義は「ほしのやどり」とよむべきものなるが、「トシノツイデ」ともよむべし。

○河邊宮人　これは氏は河邊名は宮人といふ人をさせるならむが、その人は史書に傳ふる所なし。この人の名は卷三にも見えて、そこはこの歌に對しての異傳をあげたるなり。即ちその詞書もこのこと大差なくして歌四首(四三四—四三七)を載せたるが歌は一首も同じきものあらず。かくてこの人のことは明かならず。この河邊氏につきては、攷證に「河邊氏は新撰姓氏錄卷四に川邊朝臣武内宿禰四世孫宗我宿禰之後也云々。書紀天武紀に十三年十一月戊申朔川邊臣賜姓曰朝臣云々とありて姓朝臣なるをいかにしてかここに姓を脱しけん本集六丁廿七八丁十九丁<sup>卅一</sup>などに河邊東人てふ人のあるはかたのことく朝臣の姓を加へたり」といへり。古義もかゝる意見と見えて、その人物傳には朝臣の部にこの人を收めたり。然れどもこの卷一、二の例を見るに、あるべき姓を省けるが如きはあらず。これによりて案ずるに、こはもとより姓のなき人にして朝臣の姓ある河邊氏にはあらざる人なるべし。河邊氏は新撰姓氏錄には載せねど他の一族あり。そは勝の一族にして、大寶二年豊前國上三毛郡加自久也里の戶籍に河邊勝鳥賣その他の一族九人の名その他河邊勝の姓なるもの名を載すること少からず。もとよりこの豊前國の河邊氏がこの河邊宮人の一族なりといふにあらねど、川邊氏には朝臣ならぬ他のものもありしことの證には確かになりぬべし。この故に、これを朝臣の姓を脱せりといふは受けとり難き説なり。これは恐らく姓なき人にして或は勝なりしかも知られず。而してその氏の川邊はこの歌の趣によるに蓋攝津國川邊郡の地名に因みしならむ。新撰姓氏錄考證には萬葉二に河邊宮人などみえしは部曲の氏人なるべしといへり。(勝は歸化



人の一種の稱號たりしなり

○姫島松原 この松原の事は仙覺抄に引ける攝津風土記に曰はく「比賣島松原古輕島阿岐羅宮御宇天皇御宇新羅國有女神遁去其夫暫住筑紫國伊波比乃比賣島乃曰此島者猶不是遠若居此島男神尋來乃更遷來停此島故取本所住之地名以爲島名」と見えたるがその島は又日本紀安閑卷二年條に「別勅大連云宜放半於難波大隅島與媛島松原冀垂名於後」と見えたる處にしてここに御牧ありしこと上の紀の文にて知られたるが續日本紀によれば靈龜二年二月に「令攝津國罷大隅媛島二牧聽百姓佃島食之」とあればこの歌よみし頃はなほその地帯牧たりしならむ。この地は古來より名高かりし所と見えて古事記下卷仁德天皇卷に「亦一時天皇爲將豐樂南幸行日女島之時云々」と見えたり。この島は攝津國西成郡にして古事記傳に「難波の古き圖を見るに姫島は九條島の南に並びたる島にて今世に勘助島と云處のあたりにあたれり。大阪の西の邊りにて南によれる處なり。然るを或説には姫島は今稗島と云處是なりと云り。稗島村は下中島と云處の内にて大阪の西北方なり。彼古圖の地とは合はず。なほよく尋ねて定むべし。」といへり。而して日本書紀通釋には別に一説あり。東生郡猪飼野村より西北方に方る所姫島なりとも云り」とあげたり。かく諸説ありて未だ遽に定むべからず。

○見孃子屍 孃子は「ナトメ」とよむべし。孃は娘におなじ。娘子を「ナトメ」とよむことは卷一「六九の歌主に例あり。卷三なるには見姫島松原美人屍」とかけり。これはそこに横はれる屍體を見たるなるべし。

○悲歎作歌 卷三なるは「哀働作歌」とかけり。いづれも「カナシミテヨメルウタ」とよみてあるべく思はる。さてこの歌は藤原濱成撰の歌經標式にも見ゆるがそれには角沙彌美人名譽歌と題せり。この方この歌の意にふさはしくきこゆ。これにつきては下にいふべし。角沙彌といふ人も亦詳ならず。

(二二八) 妹之名者千代爾將流姫島之子松之末爾蘿生萬代爾

○妹之名者「イモガナハ」とよむ。歌經標式には「伊母我那婆」とかけり。ここにいふ妹はその屍の當人をさせるなり。さてここに名は流れむといひたれどその名を何といひしかはこの歌にては知られず又その何人とも知らぬ人の屍をよみたるなるべければその人の實際の名につきていへりとは考へられず。さればここにいふ名は實際の名をさせるにあらずしてその人の事といふ程の意に止まるものならむ。

○千代爾將流 古來多く「チヨニナガレム」とよみ來れるが金澤本には「ナカサム」とあり。歌經標式「知與爾那我禮牟」とかけり。ここはおのづから流れむといふ意に解するを穩なりとすれば「ナガレム」の方をよしとすべし。これは上の明日香皇女を奉悼せし人麿の歌(一九六)に「御名爾懸世流明日香河及萬代云々」といへると同じ心ちにていへるなり。「ながるは元來長」といふ語が源にて活用せしものなれば永くつづく事をいへるなり。以上にて終止せるが下三句は修飾格なるを顛倒しておけるなり。



○姫島之 舊訓「ヒメシマガ」とよめり。されど、大多数の古寫本「ヒメシマノ」とよみ、代匠記またしかよみ、それより後の學者もそれをよしとせり。實にもここを「ガ」とよみては「ヒメシマガコマツ」といふ一語成立してありしこととなるべきが、さることあるべくもあらず。「ノ」とよむべきなり。歌經標式にはこれと次句とを「比賣旨麻爾古麻都我延陀能」とあり。されど、本歌の方をよしとす。

○子松之末爾 舊訓「コマツノウレニ」とよめり。古葉略類聚鈔には「コマツカスエニ」とよみ、神田本「コマツカエタニ」とよみ、類聚古集、細井本、溫故堂本、京都大學本には「コマガウレニ」とよめり。代匠記また「コマツガウレニ」とよみて諸家それに従へり。按ずるに「末」は「エタ」とよむべき字にあらず、「スエ」とも、「ウレ」ともよむべきが、「ウレ」とよむをよしとす。「ウレ」の事はこの卷「二二八」の「葦若末の下にいへり。ただ問題は「之をガ」とよむがよきか、「ノ」とよむがよきかといふ事なるが、これは、いづれにもよるべくして假名書にて證明すること能はざれど本集に「コ松」と「ウレ」とをつづけたる歌この外に「一四六」「一九三七」「二二四」「二四二」「二四八七」の五首あれどいづれも古來「コマツガウレ」とよみ來れり。然らば、「このみ」を「ノ」とよむは特別の理由なき限り、従ふべからざる事なり。

○蘿生萬代爾 「コケムスマデニ」なり。「蘿」は上「一一三」の詞書に「蘿生松柯」とある下に「いへる如く」「マツノコケ」即ち「サルヲガセ」なり。これを考に「日影かづら」といへるは、當らず。日影葛は地上に這ひ生ずるものにして木梢に着生するものにあらず。又古義に「蘿」字は書たれども、たゞよのつねの「苔なり」といへり。然れども、註疏にはそれを否として曰はく「古義に蘿字は書たれども、たゞよのつねの「苔なり」といへど、こは蘿ともよのつねの「苔」とも定むべきほどならぬ、小松の事ながら松にはかならず蘿のおひかゝるものなれば、千とせへて小松のするに蘿のおふるまでもといへるなり」といへり。この説よしとすべし。然る時は同じく「コケ」とはよめど、蘿はその字義によりてかけりと見るべきなり。卷七「一二二四」に「安太郎去小爲手乃山之眞木葉毛久不見者蘿生爾家里」などもこれの例なり。「萬代爾」三字は音をかりてかけり。その例は卷一「一七」に見ゆ。

以上三句は千代に流れむといふ事の修飾格におきたるなり。

○一首の意 わが見る娘子よ。君の身體はこの姫島の松原に空しく朽ちぬとも、この島にある小松が老木となりて、その末に蘿の生ずる遠き千萬年の後までもわが娘子の名は流れ傳はらむとなり。さてかく解してこの詞書に照すに、この歌には死者を悲めるさまみえず。而して卷三なる四首中にも直接に死者をよめるにあらざるものあり。これは恐らくはその死者をうたへたる數首連作の中の一たりしものを抽出せし爲にかかるさまを呈せるならむ。

(二二九) 難波方鹽干勿有曾禰沈之妹之光儀乎見卷苦流思母。

○難波方 「ナニハカタ」とよむ。「方」は借字にして、その「カタ」は新撰字鏡に「灘字、瀨字、洲字」に注して「加太」といへるその「カタ」にして、和名抄に「瀉」を注して「文選海賦云海廣瀉」同師說「加太」といへる語



なり。「カタ」の語は上相聞の柿本人麿石見の長歌(一三一等)に見えたれど、それは表日本の海岸の地にていふ一種の湖にして、ここは表日本の海岸の地にいふ、ひかたの、かたなり。而して瀧瀨洲の文字はいづれもこの意の「カタ」をさせるなり。「ナニハ」に「ヒカタ」のありしことは本集に多くの證を存す。その事は次の句の下にいふ。

○鹽干勿有曾禰「シホヒナアリソネ」とよむ。「鹽干」は潮のひるなり。「ナニハカタ」に「ヒカタ」のありし由は、卷四「五三三」に「難波方鹽干之名凝飽左右二人之見兒乎吾四乏毛」卷六「九七六」に「難波方潮干乃奈凝委曲見在家妹之待將問多米」卷七「一一六〇」に「難波方鹽干爾立而見渡者淡路島爾多豆渡所見」卷九「一七二六」に「難波方鹽干爾出而玉藻珂海未通女等汝名告左禰」などに見るべし。勿ありそは所謂「ナ」の格にしてその下に他に詠ふる意を示す終助詞「ね」を添へたるなり。その例は卷七「一二七四」に「住吉出見濱柴莫柯曾尼」卷十九「四二二八」に「大殿乃此母等保里能雪奈布美曾禰」卷二十「四三三五」に「宇奈波良乃宇倍爾奈美那佐伎曾禰」四四五七に「和我見流乎努能久佐奈加利曾禰」なり。以上一段落なり。

○沈之「シヅミニシ」とよむ。「シツミニシ」ともよむべき文字なれど、音數足らねば「シツミニシ」とよむをよしとす。これによれば、その屍體は潮干れば見え、潮満つれば見えざりしものと考へらる。

○妹之光儀乎「イモガスガタ」とよむ。「イモ」はその死せる婦人をさせり。「光儀」は支那に存する熟字にして文選の禰衡が鸚鵡賦に「青蠻夷之下國侍君子之光儀」と見え、范雲が詩にも「誰云相

去遠、脉脉阻光儀」とあり。その注に「光景容儀」とあり。光儀二字を一語としてよみたる例は本邦の字書には未だ見えぬが、類聚名義抄には「光にウルハシ儀」に「スガタ」の訓あり。されば字面どほりにては「ウルハシキスガタ」といふべき如し。然れどこは文選の注の如く、容儀の意にして、古よりよめるまゝにただ「スガタ」とよむべし。「光儀」を「スガタ」にあてたる例は卷十二「二五九」に「秋茅子之上爾白露每置見管曾思努布君之光儀乎」卷十二「二八八三」に「外目毛君之光儀乎見而者社吾戀山目命不死者」二九三三に「不相念公者雖座肩戀爾吾者衣戀君之光儀」三〇〇七に「野干玉夜渡月之清者吉見而申尾君之光儀乎」三〇五一に「吾波曾戀流君之光儀乎」卷八「一六二二」に「吾屋戸乃秋之茅子開夕影爾今毛見師香妹之光儀乎」卷十二「二八四」に「秋茅子之四搓二將有妹之光儀乎」卷十二「三〇八四」に「代二毛不忘妹之光儀者」などあり。いづれも「スガタ」とよみ來り、又それより外のみ方なく見ゆるが、その用るたる場合を通じて見るに、君が光儀、妹が光儀などすべて賞美する意を下に含めてかけりと見えたり。

○見卷苦流思母「ミマククルシモ」とよむ。「卷」は上の「一〇三」に「大原乃古爾之郷爾落卷者後」などに見ゆる借字にして「見マク」の「ク」は「コト」の意なり。「クルシ」は苦しき意にて「クルシモ」の「モ」は歎息の意を含めたるなり。

○一首の意 この難波瀨には鹽の干るといふ事なかれ。鹽乾なば海中に沈み溺れ死にてある妹が容儀の見えなむが、それを見む事のいたはしく心苦しければ、乾る事なかれとなり。



## 靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親王薨時作歌一首并短歌。

○靈龜元年歲次乙卯秋九月 考には靈龜二年丙辰秋八月と改めたり。これは蓋し續日本紀同年八月の條に「甲辰朔甲寅十一日二品志貴親王薨云々」とあるによりたるものなるべし。若し果してかくの如しとせば、何故に本書に靈龜元年九月とせしか。頗る奇怪の事といふべし。これにつきてはなほ次に論ずべし。

○志貴親王薨時 「親字流布本視につくれり。古寫本すべて「親字につくれるを是とすべし。蓋し古活字本に生ぜし誤植に基づくものなるべし。さてこの親王は卷一の五一及びその後二三の歌の詞書にある志貴皇子と同じ方なるべし。この方は既にいへる如く、天智天皇第七の皇子にして光仁天皇の御父にましまするが、卷一に「志貴皇子とかき、こゝに「志貴親王とかけるは一致せぬに似たり。されど、大寶令繼嗣令の制に「凡皇兄弟皇子皆爲親王」とあれば、そのとき以後「親王」と書くが、當時の制度に従へるにて「皇子」とかくはその法令制定以前の書き方と見えたり。さてこの親王の薨ぜられしは續紀には前記のごとく、二年八月と見ゆれば、本書の記載と一致せざるなり。この故に考はその詞書の年月を續日本紀の如くに改めむとせり。されど、誤も一二字なるは考へらるべけれど、かく年月干支までも同時に誤れりとするは無理なりといふべし。この故にこれを釋せむ爲に二様の説起れり。一は攷證の説なり。曰はく「續日本紀に靈龜二年八月甲辰甲寅十一日二品志貴親王薨云々」とあるを、ここには靈龜元年とあり

て、しかも干支をさへたしかに紀したるはいとあやしきに似たれど、よくよく考れば、ここに靈龜元年九月とあるぞ正しかりける。いかにとなれば、この元年九月は元正天皇御即位の事ありて、さわがしく、しかもいまはしき事を忌はざるをりなれば、實はこの元年九月、薨給ひしなるべけれど、翌年八月まで薨奏延して、翌八月薨奏せしかば、その日を以て紀にはしるされたるものにて、ここに元年九月とあるは實に薨給ひし時也。これらにてもこの集は貴くかたじけなき古書なるをしるべし。」といへり。他の一は契沖の説にして古義これを敷衍せり。古義に曰はく「志貴親王は天武天皇の皇子磯城皇子なるべし。天武天皇紀に朱鳥元年八月癸未芝基皇子磯城皇子各封加二百戸と見えたり。此磯城皇子の薨賜へる年月紀文に見えず、記し漏せるか、又後に脱したるにもあるべきなれば、此集をもて證とすべきか。」といひ、又天智の皇子なる志貴親王につきて一往の説を述べてさて曰はく「さて集中にも其皇子を志貴と書し續紀にも志貴親王とも志紀親王とも書るを思へば、此なるも其同じ皇子ならむとも思はるれども、後、皇子は靈龜二年八月甲寅に薨賜へるよし、續紀にも見えて、今とは年も月もたがへるを、然ばかりやごとなき皇子の薨をおぼえたがひて選者のしるすべくもあらざれば、なほ磯城の皇子なるべし。」といへり。ここに天智天皇の皇子なる芝基皇子、天武天皇の皇子なる磯城皇子殆ど同じ名の皇子同時に二人おはせは甚だ紛はしき事となれりといふべし。さて、日本紀を見るに、天智天皇の御子なるは、施基皇子、天智紀、天武天皇の御子なるは、日本紀に磯城皇子、天武二年條、芝基皇子、同八年條と見えたるが、持統天皇の三年なるに見ゆる、皇子施基は天智の皇子



なるべし。然るに朱鳥元年なるには芝基皇子磯城皇子と見ゆれば、はやく二皇子の名混同して一となれりと見ゆ。さて又續紀に見ゆる志貴親王はその下に明かに「寶龜元年追尊稱御春日宮天皇」とあれば、天智の御子なる方をさせり。然るに又本集卷十三「三二五四」に「志貴島倭國」とあるは、磯城島と同じ語を記せるなれば、この志貴親王も磯城皇子にあらずと斷言するを得ざる筈なり。以上の如くなれば、この志貴皇子なりと定むる事は不可能なりとす。然らば、天智の皇子とせむか續紀に牴觸す。天武の皇子とせむか、古書に證なし。さて本集なる志貴皇子の御歌六首のうち五首後世の勅撰集新古今(一)新勅撰(二)續古今(三)に入れるがいづれも田原天皇御製と見えれば古來天智の皇子の方と信ぜられしことなるは明かなり。然らば、靈龜元年の薨とすることは如何。これは攷證の如くに解せずば、天智天皇の皇子の方なりとはいふを得ざらむ。然れども、果してさる事を信じうべきか如何。古昔親王大臣等の薨去には薨奏の儀ありしが、新年などには直に上奏せぬ例なりしことは北山抄の薨奏の條に「前例新年始奏時不奏凶事」と見えたるにて知られたるのみならず、實例を見るに、寛和二年五月十五日視子内親王の薨せしを五月二十二日に奏上したる如く、二三週の後には薨奏のありし例はあれど、それも事實のまゝに記してあるなり。今ここを薨奏の事に基づくとせば、靈龜元年九月は元正天皇受禪即位の大禮をあげさせられたるなれば、その時にこの薨去ありしならば、薨奏は後れたりしならむといふ事は當然考へらる。されども殆ど一年の後に薨奏し、しかも、その薨奏の時を薨去の日とせりとすべき事となるが、かかる事の當時行はれしか否か、頗る疑ふべし。さ

ればこの事はいづれにしても決定的の事はいひうべきにあらねば、疑を存しおくべし。但し、續紀光仁天皇寶龜二年五月に「甲寅、始設田原天皇、八月九日、忌齋於川原寺」とあれば、その薨去の月は八月なりしなるべければ、ここに九月といふは當らず。さりとして續紀の二年八月甲寅の日に薨去ありとせるが、甲寅日が九日ならば、朔日は、丙午なるべきに流布本には甲辰朔と注せり。甲辰朔ならば甲寅は十一日なり。かたゞ、續日本紀にも誤あるを見るなり。

○作歌一首并短歌 「短歌の二字多くの古寫本小字にせり。この歌作者を記さず。されど左注には笠朝臣金村の集に出づといへり。この事につきては左注の下に説くべし。

(二二三〇)

梓弓、手取持而大夫之得物、矢手插立向、高圓山爾、春野燒野火登見、左右燎火乎、何如問者、玉梓之道來人、乃泣淚霏爾、落者白妙之衣、溼漬而立留、吾爾語久、何鴨本名言、聞者泣耳、師所哭語者、心曾痛、天皇之神、之御子之御駕之手、火之光曾幾許、照而有。

○梓弓 「アヅサユミ」 よみ方解義に議論なし。

○手取持而 「テニトリモチテ」なり。意明かなり。

○大夫之 金澤本「丈夫之」とかけれど、他の諸本皆「大夫」と書けり。「大夫之」とかけるは卷一の「五六



一「七六等皆然り。これを「マスラ」とよみて可なる事は卷一「五」の下にいへり。  
○得物矢手插 舊訓「トモヤタバサミ」とよみたり。この字面は卷一「六一」の歌にあり。よみ方は  
そこと同じく「サツヤタバサミ」とよむべきなり。意もそこに同じ。

○立向 「タチムカフ」なり。以上三句は卷一「六一」におなじきが、ここにはこの上二句をあはせ五  
句が「高圓山」といふ語を導く爲の序の詞にして、その序となる縁は高圓山の圓マに存するなり。  
即ち大丈夫の梓弓を手に執り持ちて射むとて立ち向ふマ的マといふ縁にて序とせるなり。その  
關係、卷一「六一」の「大夫之得物矢手插立向射流圓方」といへるに著しく似たり。

○高圓山爾 圓字類聚古集に「國とすれど他本皆圓」とありて誤なること著し。よみ方は「タカマ  
トヤマニ」とよみて異論なし。この山の名は集中に屢出で「多可麻刀」卷二十「四二九五」「四三一六」  
「四三一九」「四五〇八」「多加麻刀」卷二十「四五〇六」「四五〇七」「四五一〇」「四二九六」「四二九七」などかけ  
るこれなり。この高圓山は今の奈良市の東、白毫寺の後の山にして春日山の南に谷をへだて  
て立てり。この山は西方の見渡しは舊平城宮址のあたりを一眸の下に收め、眺望よき地にし  
て、聖武天皇の御宇にここに離宮を營まれ、その宮の事は本集卷二十などにも見えたり。而し  
てこの高圓山をば志貴親王の宮の在りし處なりといふ説ありて、己もはじめは然らむかと思  
ひしが、よく考ふれば然らざるものと見ゆ。かく考ふる由は寶龜元年十一月にこの親王を追  
尊して天皇と稱し奉らるる時の宣命に「御春日宮皇子奉稱天皇」とあれば、春日の地に住ませ給  
ひしことは明かなり。而して春日の地と高圓の地とは近き地なれども、高圓をもすべて春日

と稱へし由はその證を見ず。されば春日の宮と高圓の宮とは自ら別なりしなるべし。而し  
てこの頃また春日離宮といふが在りしことは和銅元年に平城京の經營をはじめられ、九月に  
天皇巡幸してその地形を見給ふついでに春日離宮に到りまし、事を續日本紀に載せたり。  
この春日離宮が志貴親王の住ませ給ひし所か、或は又志貴親王の宮が別にあるかは明かな  
らず。されど、春日宮は高圓にあらざることは考へざるべからず。果して然りとせば、何故に  
ここに高圓山をいひたるかと考ふるに、この親王の御陵は所謂田原西陵にして、延喜式にはこ  
れに注して「春日宮御宇天皇在大和國添上郡」とせるが、又その陵地によりて「田原天皇」とも申し  
しことは續紀に寶龜二年五月に「始設田原天皇八月九日忌齋於川原寺」とあるにても知られた  
り。その田原西陵は今田原村宇東金坊の東矢田原といふ地に儼然として存す。而して春日  
の地よりこの田原西陵に至るべき順路は春日より南に向ひ、高圓山の中腹をめぐる漸次に東  
方に轉じて東に鉢伏峠といふを超えて行くべき所なり。攷證にこの句を釋して「春日にをさ  
め奉らんとして御葬送のこの高圓山をすぎしなるべし」といへるは地理をとり違へたる失は  
もとよりいふまでもなければ、御葬送が高圓山をすぎたりし由に考へたるは正しといふべし。  
○春野燒 舊訓「ハルノヤク」とよみたれど「ハルヌヤク」とよむべし。「野をヌ」とよむこと卷一以來  
に屢いへり。「春野燒」は上の高市皇子宮殯宮の歌(二九九)に「冬木成春去來者每野著而有火之云  
々」とあり、又その注に「一云冬木成春野燒之」とあるが如く、古燒畑をつくる爲に、春は野の枯草を  
燒きたるなり。



○野火登見左右 舊訓ノビトミルマデとよみたれど野火は「メビ」とよむをよしとすること上に同じ。「左右」を「マデ」とよむことは、卷一三四の「幾代左右の下にいへり」。

○燎火乎 舊訓「モユルヒヲ」とよみたるを考に「タケルヒヲ」とよめり。「燎」字は類聚名義抄に「モユ」とも「タク」とも注せる如く、いづれともよまるものなれど「モユル火」といふ時はその火の起りたる原因を考に入れずしてただその火のもえてある現象をあらはすに止まり「タケル火」といふ時はその火を人がたける事を意識せる語となる。然るに、ここは遙にその火を眺めて何ぞと怪み問ふ由に見ゆるを以て考ふれば「タケル火」といふべき所にあらざるなり。されば舊訓をよしとす。さてその火は下の語によりて、御葬送の手火なりしことを知るべし。されどここにては未だその事の知られざるさまなり。

○何如問者 「イカニトトヘバ」とよむ。「何如」を「イカニ」といふは其の義によれるものなるが、「イカニ」といふ語の例は卷五八一〇に「伊可爾安良武日能」卷十五三六四七に「和伎毛故我伊可爾於毛倍可」など多し。「あの火は如何」と問へばといふなるが、誰に問ひしかと見るに、下に「道來人」といへるが、その問を受けし人なるを見る。

○玉梓之 「タマホコノ」にして「道の枕詞なること、卷一七九の下にいへるなり」。

○道來人乃 「ミチクルヒトノ」とよむ。道を往來する人なり。その語例卷十三三二七六に「玉梓乃道來人之立留何常問者答遣田付乎不知」又卷十九四二一四に「玉梓之道來人之傳言爾吾爾語良久」などあり。この往來する人に上の事を問ひしさまにうたへるなり。さてこの「道來人」は

主格にして、その人の「立ち」とまり吾爾語らくとつづくべき語勢にして下四句はこの道來人の悲めるさまを書き出せる修飾格の句なり。

○泣淚 「ナクナミダ」とよむ。意明かなり。

○霈霖爾落者 舊訓「コサメニフレバ」とよみたるを、契沖は代匠記の初稿にては「ヒサメ」とよむべしといひ、清撰本には訓はもとのまにして「霈霖」の誤なるべしともいへり。童蒙抄には「ササメ」とよみ、考は「ヒサメ」とよめり。按ずるに「霈霖」の二字金澤本温故堂本、大矢本、京都大學本、霈霖と書き、類聚古集、霈霖、西本願寺本、霈霖とかき、神田本、霈とかけり。これはいづれにしても二字なるべきに、神田本一字にせるは誤なるべし。次に、上の古寫本ども下字は「霈霖」の二體あれど、本の字、霈なるべし。この字は爾雅に「小雨謂之霈」と見ゆるものなり。又上の古寫本の上字は「霖」。「霈霖」の三體あるが、いづれも他に見ざる文字なり。これは恐らくは「霈」字の訛なるべし。然るときは「霈霖」の字の系統のものは細井本以外のすべての古寫本にして、細井本のみ「霈霖」とかき、その系統に屬するものが、古活字本及びその流布本なりといふことになるべし。さてこの二者いづれによるべきかといふに、霈霖はもとより支那より傳はれる熟字なれど、霈霖といへる熟字は未だきかざる所なり。而してその字義を検すれば、霖は和名抄に「文字集略云霈音沛大雨也」と見え、ヒサメの訓を注し、霖は和名抄に「兼名苑注云霖案一名連雨一名苦雨三日以上雨也」とありて、一方は大雨、一方は連雨にて二者の熟字をなすは殆ど有りうべからざるが如く考へらる。この故に若し、これらが二者相合するものは上字によれば「ヒサメ」とよむべく、下字に



よれば「ナガアメ」とよむべきものにして二者相合して如何なる義とよみ方とをなすべきかは今想像するに苦しむものなり。而して、大多数の古寫本の文字は正しく「露霖」とはあらざれども、古來「コサメ」とのみよみ來りて他の訓なきを見れば、もと「露霖」とかきたるをあやまりしならむ。この熟字は詩經、文選等に見えて、よく知られたるものにして本集にも他に用ゐたるなり。卷十一「二六八三」に「彼方之赤土少屋爾霖零床共所沾於身副我妹」とあるはこれも古來「コサメ」とよみ來り、霖は「霖」の誤なること著しきが、類聚古集細井本活字無訓本には「露霖」とかけり。而して神田本には又「露霖」と書けり。又卷十六「三八八三」に「伊夜彦於能禮神佐備青雲乃田名引日須良霖曾保零」とあるが、この「霖」をも神田本活字無訓本には「霖字とせり。これにより「霖」を往々「霖」に誤ることありしを見るべく、こゝもまさしく「露霖」にして「コサメ」とよむべきものといふべきなり。さて又こゝは涙の流るる形容なるがただ涙の雨の如く降ることをいへばよき筈なれば「コサメ」といひて十分なる筈なり。この事は代匠記に「土佐日記に行ききに立白浪の聲よりもおくれてなかつ我やまさらむと云別の歌をいと大聲なるべしとかけるをおもへば火雨もあまりにて今の本は此露霖の誤なるべし」といへるにて明かに考へらるべし。泣くことを雨にたとへしは古事記上卷、八千矛神の歌に「宇那加夫斯那加佐麻久阿佐阿米能佐疑理爾多多牟叙」とあるは、その泣く涙が朝雨の降り霧らふが如くならむといへるにて、更科日記などに「さめさめと泣く」といへるもそれなり。さて「コサメ」といふは修飾格に立てるものなれば「コサメ」の降る如くにの意なりとす。「落をフル」とよむは卷一「二五」にいへり。

○白妙之 「シロタヘノ」とよむ。これは枕詞といふ説あれど、さにあらずして、實際の白き布帛をさせるものにして葬儀に用ゐる素服を思はする心あるべし。

○衣溼漬而 「コロモヒヅチテ」とよむ。「ヒヅチは上「一九四」の歌に「且露爾玉藻者溼打」の下にいへる如く、本義は雨露などによりて道ゆくに衣の下部の溼土にぬるゝ由なるが、こゝは涙の落つるを雨と見立てたれば、その涙にぬるるをわざと「ひづち」といへるにて、ただ濡るといふ事のかへ詞にはあらざるべし。以上四句は、その間を受けし人の悲める姿を描き出したるものにしてそれを以て修飾格としたるなり。

○立留 「タチトマリ」なり。よみ方に異論なし。道を行ける人が、その間を受けしが爲に立ち留りしにて意義も明かなり。

○吾爾語久 「ワレニカタラク」とよむ。その人の我に答へ語ることはといふなり。

○何鴨 舊訓「イツシカモ」とよみたれど、義をなさず。代匠記に「ナニトカモ」とよみ童蒙抄に「イツシカモ」とよみたるを考に「ナニシカモ」とよみてより略解以下これに従へるが、今もそれに従ふべし。かくよむ例は上「一九六」に「何然毛」とかけるあるが、又卷七「二五一」に「佐保河爾鳴成智鳥何師鴨川原乎思努比益河上」など例多し。何故にといふにおなじ。以下六句はその道來人の答へたる詞としてあげたるなり。

○本名言 舊訓「モトノナトヒテ」とよみたれど、義をなさず。代匠記には初稿に「モトナイヘルテ」とよみ、清撰本には「モトナイヒシテ」とよみ、童蒙抄に「モトナトイヒテ」とよみたり。かくて「本名



を「モトナ」とよむことは確定的となりたるが「言」を「イヒシテ」とよみても「イヒテ」とよみても治定せず。考に「モトナイヒツル」とよめるは上の「カモ」の係に對してをさまりはあれど、「言」一字を「イヒツル」とよまむことはこの卷一、二の例としては無理なる嫌あり。玉の小琴に「言はいへると訓べし」といへり。これも正しくは「言有」と書きてあるべき筈なり。されど今他によきよみ方を知らねば姑くこれに従ふ。「モトナ」といふ語はかつて奈良文化に掲げたる「母等奈考」にて説きし如く語の源は「根據なく」といふ事なるべく、わけもなく「よしなく」みだりになどの意にてその所に適すべく解すべきものと思はるるが、今も亦然り。ここは玉の小琴に「今世の俗言にめつたにと云に同じ」といへる如き意ありとすべし。何故にさやうなめつたな事を答へたまふぞといへるなり。これはその心の悲をこの問によりて新にするを恐れたる言なり。ここによく似たる用ゐるさまの例は卷十五、三七八一に「多婢爾之豆毛能毛布等吉爾保等登藝須毛等奈那難吉曾安我古非麻左流」などなり。

○聞者 舊訓「キキツレバ」とよみ、諸家これに従ひきつるを玉の小琴に「キケバ」と三言の句に訓むべし」といへり。これも上の「言」字の如く「ツル」を加へてよむは卷一、二の例にあらねば、本居説に従ふべし。三言の句は卷一の「一」の「コモヨ」をはじめ、この卷にても「一九六」に「立者臥者」を「タテバ」「フセバ」とよむべきことをいへり。汝の問をきけばとなり。

○泣耳師所哭 舊訓「子ノミシヅナク」とよみたるが、代匠記には「所哭」を「ナカル」とよむべしといへり。この「所」は假名にあらずして「所聞」「所見」「所徳」「所思」などの如く「ル」「ラル」といふ形をあらはすに用ゐたるものなるべければ代匠記の説によるべし。但し、考に「ナカユ」とよみたるによるべし。「ユ」「ル」同じ語ながら「ユ」の方古ければなり。この語の例は多きがその一をあげむ。卷五「八九七」に「可爾可久爾思和豆良比爾能尾志奈可由」とあり。「シ」は強勢を與ふるに止まるが、「ナカユ」は自然に泣かるるなり。

○語者 舊訓「カタラヘバ」とよみたるが、玉の小琴に「カタレバ」とよむべしといへり。上の「キケバ」の三言の句に對していへるなれば、四音によむを調ととのへりとす。その次第を語ればの意なり。

○心曾痛 「ココロゾイタキ」なり。卷二十、七夕歌(四三〇七)に「秋等伊弊波許己呂曾伊多伎」とあり。この「いたし」は上の人麿の石見國より上り來れる時の長歌(一三五)に「肝向心乎痛念乍願爲臚」とあるにも似て、その悲しさの苦痛に堪へられぬ意を示せり。

○天皇之 「スメロギノ」とよむ。意明かなり。

○神之御子之 舊訓「カミノオホミコノ」とよみたれど、御子を「オホミコ」とよむは例なきことなり。考に「カミノミコノ」と六音によみたるに従ふべし。天皇の神とは天皇即ち神にてましますが故にいへり。天皇の御子即ちここに志貴親王をさし奉るなり。

○御駕之 舊訓「オホムタノ」とよみたるが、「オホムタ」といふ語は日本紀には仲哀卷に「車駕」に「オホムタスル」といふ訓をつくるなど、所々にこの訓をつけ、これを釋するに倭訓栞に「大共の義なり」とす。然れど、これらの訓の外に、古典にかつて見ぬ語なれば頗る怪むべし。考には「イデマシ



ノとよめり。この方穩なりと思はるれば、他日「オホムタ」といふ語の正しき證の出づるまでこれに従ふ。「いでまし」といふ語の事は卷一「五」の歌の「行幸の下にいへるが、天皇に限らず、皇族貴人にはいへりしものならむ。ここの「いでまし」は御葬送をいへること著し。

○手火之光曾 「タビノヒカリゾ」とよむ。「タビ」は手に執る火の義なり。日本紀神代卷上に「伊弉諾尊不聽陰取湯津爪櫛牽折其雄柱以爲秉炬而見之者云々」とありてその訓注に「秉炬此云多妣」とあり、釋紀卷六に「秉炬」の條に「私記曰、問此云「タビ」其意如何、答師說猶如云「手火云々」と見ゆ。又新撰字鏡に「炬」字に注して「太比又止毛志比」とあり。この手火は恐らくは今いふ「たいまつ」なるべきが、ここは御葬を送り奉る人の手火なるべし。葬に手火をともして送る事は古き繪巻などに見えたり。

○幾許照而有 「コゴダテリタル」とよむ。「幾許」を「コ、ダ」とすること及びその意は上「二二〇」にいへり。上の「ゾ」の係詞に對しての結としてここに連體形にて「タル」と結ぶなり。上「何鴨」よりこまではその人の答ふる語としてあげたるものにして「天皇之神之御子」以下はかの火は志貴親王之御葬送の火なりといへるなるが、火を主としていひ、しかもその人の語としてあげたるのみにて間接引用の方法をとらぬ所に歌としての趣あり。

○一首の意 高圓山に春の野を焼く野火と見るまで、火の燎ゆるを見て「これはその御葬送の儀が高圓山の中腹を西より南に取り巻きて行き亘れるを見ての詠なるべし」。あの火は如何にしたる火ぞと、道を來る人に問へば、その人の立ち留りて涙を雨の如くふらして、衣をぬらしてきていひけるは「ああよしなき事を問ひたまふものかな。君がかく問ひたまふを聞けば、ただ泣きに泣かるのみなり。語らむとすれば、心苦しくて堪へがたし。あれは志貴親王と申す皇子の御葬を送り奉る人々の手にせる松明がかく澤山に光れるなりと。かく終の邊をば答者の直接の語としていひ放てるによりて力強く感ぜしむるなり。

### 短歌二首

○ 目錄には「云々志貴親王薨時歌一首」のみありて、并短歌の字なし。これによりて考は「今本」ここに短歌二首と書て左の反歌の如く書たるはいと後に歌をも心得ぬ人のわざ也。目錄に右の反歌はなく、或本「哥二首」としるしたるは即ち左の歌をいふ也。然れば、右の反歌は落失、ここには別に端詞有て左「哥」を載しを其詞も失し也けり」といひて「志貴皇子薨後姓名作歌」といふ題詞を製して加へたり。古義には又同様の論をなして、同じく「志貴親王薨後悲傷作短歌二首」とせり。然れども、上の詞書にある、並短歌の三字及び、ここの「短歌二首」は諸本に存する所にして、必ずしも後人の記入と斷ずべからず。加之「目錄」と本文と一致せぬこと、卷一の「和銅五年壬子夏五月遣長田王子伊勢齊宮時山邊御井歌」は本文には歌の數を記さずして三首あり、目錄には明かに三首と記せるあり、又その前の「或本從藤原京遷于寧樂宮時歌」には、反歌あれど詞書に「并反歌」の文字なく、目錄は極めて略して「二書歌」とのみ記せり。されば、ただ「目錄」と一致せぬ點のみを以て之をとかくに論ぜむとするは早計なりといふべし。かかれば、その歌の意が上の



歌の反歌として相應せずと論ずるは穩かならず。而して以上の諸家の論も、この歌を以て志貴親王の薨を悼みたるものとせる以上は五十歩百歩の論にすぎず。然るときはただ目錄になしといふをのみ理由として改むるは武斷なりといふべし。

(二二二) 高圓之野邊秋芽子徒開香將散見人無爾

○高圓之「タカマトノ」なり。

○野邊秋芽子「芽字流布本」芽につくれり。されど多くの古寫本に「芽」とあるによるべし。「二三」には正しくかけり。「芽」を「ハギ」とよむことは上の「二二〇」の「秋芽之咲而散去花爾有猿尾」の下にいへる所なるが「芽子」もまた「ハギ」なり。漢語にて「子」を名詞を示す語の下につくることは「鍋子」「刀子」「銚子」「調子」「拍子」「倚子」「扇子」など例多し。さてここは「ヌベノアキハギ」とよむべし。高圓の野といふは、かの高圓山の西麓なる緩なる斜面地をさせるなるべし。ここが秋芽子の名所たりしことは卷八一六〇五に「高圓之野邊秋芽子」卷十二一〇一に「吾衣摺有者不在高松之野邊行之者芽子之摺類曾」二二二に「高圓之野邊之秋芽子散卷惜裳」卷二十四二九七に「乎美奈弊之安伎波疑之努藝左乎之可能都山和氣奈加牟多加麻刀能野曾」などの歌にて知らる。而してこの萩は下の「二三二」の歌によれば親王の愛したまひしものならむと思はる。

○徒「舊板本」從に作り「イタヅラニ」と訓せり。然れども「從」字は「イタヅラニ」とよまるべき文字にあらず。すべての古寫本及び活字素本に「徒」とあるを正しとす。「イタヅラニ」といふ語は卷一五一の「無用爾布久」の下に例をあげて説明せるが、ここもそこにいへる無効の意にして「開けど開くかひもなきをいへるなり。」

○開香將散「舊訓」サキカチルラム」とよめり。考に「サキカチリナム」とよみ、玉の小琴に「チルラム」をよしとせり。按ずるに「將」字は既に屢いへる如く「ラム」とも「ナム」ともよまむに差支なき文字にしてここはいづれにても意通るやうなれど「チリナム」とせば現在の事にあらで、將來さる事あらむといへるものとなるなり。然する時は、この歌は直感的にあらずして推理的となりて興味索然たり。「らむ」といふ時は現實の事につきて推量する事となりて感興に生氣あり。「らむ」の方まされりとす。「サキカチルラム」とは「開き散る」といふ語より「らむ」を分出せしめたるに「カ」といふ係助詞が介在せるものなり。されば「さき」と「ちる」とを離れたるものと解するは當らず。開き落ることをするならむかといふ意なり。

○見人無爾「ミルヒトナシニ」とよむ。卷十一八六三に「去年咲之久木今開徒土哉將墮見人名四」二卷十五三七七九に「和我夜度乃波奈多知婆奈波伊多都良爾知利可須具良牟見流比等奈思爾」とあるなど、こと同じ語遣なり。この句は「見る人無し」といふ一の句を以て修飾格としたるものにして、それが轉倒してここに置かれたるなり。その見る人といふはそれを見て愛ではやす人といふ義なるが、裏に親王をさし奉れることいふまでもなし。

○一首の意「今はこの花をめでたまへる親王もおはしまさねば、この高圓の麓の野邊の秋芽子は徒らに咲き散るらむかとなり。即ち親王おはしまさば、今かく咲けるを如何にめでたま



ふらむと思はるるが、おはしまさねば折角さきても詮なからむといふなり。これにつきて考は「此皇子の宮ここにありし故にかくよめり」といひたれど、ここに皇子の宮ありきといふ證なし。こは折節その葬儀の行列の通る高圓の野に秋萩の咲きたる時なればよめるものといふに止まるべし。

(二二三)

御笠山野邊往道者已伎太雲繁荒有可久爾有勿國

○御笠山 「ミカサヤマ」は高圓山の北春日の内にある山にして春日神社の背にあり。これ即ち安倍仲麿が唐にてよめりといふみかさやまなり。今俗に若草山といふをば三笠山といふは誤れるなり。ここに御笠山とよめるは、かの親王の宮春日に在りしこと著しきが、その宮恐らくは御笠山の附近にありしならむ。然らずば、この歌の意とほらざるなり。

○野邊往道者 舊訓「ノヘユクミチハ」とあるが、「ヌベユクミチハ」とよむべし。「往クは往來する意にして野邊を往き來するその道をさせり。この野邊は御笠山の所在地たる野邊なれば、春日野をさせるならむ。

○已伎太雲 「コキダクモ」とよむ。「已」は「コ」とよむべからず、「己」の字を正しとすべし。「太流布本」とせり。されど「大を」タの假名に用ゐるは異例なり。金澤本京都大學本に「太」に作れるによりて正すべし。「コキタク」といふ語は古事記中卷神武卷の歌に「許紀陀斐惠泥」とある「コキタク」と同じ語にして數の多きをいへる語なるが、こは甚しくの意をあらはしたるものの如し。

○繁荒有可 舊訓「シゲクアラタルカ」とよみたるが童蒙抄は「シジニアル、カ」とよみたり。略解は「シジニアレタルカ」とよみ、後の學者多くはこれに従へり。近頃また「シケリアレタルカ」とよむ説あり。「繁」字は古來「シケジ」とはよみ來りたれど、「シゲル」といふ訓を有するものにあらず、この故にこの説は従ふべからず。「繁」は又「シジニ」ともよむをうるなり。卷三三七九に「竹玉乎繁爾貫垂」四七八に「活道山木立之繁爾咲花毛」などは、卷十三三二八六の「竹珠呼之自二貫垂」卷四四〇九の「家乃島荒磯之宇倍爾打躡四時二生有莫告我」卷六九の七の「瀧上之御舟乃山爾水枝指四時爾生有刀我乃樹能」などによりて「繁かシジ」といふ語にあたるを見るべし。然れども卷十七四〇一九に「許己太久母之氣伎孤悲可毛」又四〇一一に「野乎比呂美久佐許曾之既吉」卷二七四三〇五に「許乃久禮能之氣伎乎乃倍乎」卷十六三八八一に「大野路者繁道森徑之氣久登毛君志通者」經者廣計武卷十七四〇二六に「許太知之氣思物等」によりて、なほ舊訓のまま「シケクアラタルカ」とよむをよしとすべし。そのしげくは草の繁茂せる状態をいひたるものにして上にあげたる「シゲシ」の例皆これなり。「荒有を」アレタル」とよむ例は卷一三三三に「荒有京」の例あり。「可」は歎息の「カ」なり。

○久爾有勿國 「ヒサニアラナクニ」とよむ。「ヒサニ」は「ヒサシ」といふ形容詞の語幹を名詞としたるものにして長時間をいふ。その「ヒサ」といふ語の例卷三三三五に「吾行者久者不有」卷十二二三二〇八に「久將在君念爾」卷十三三三三二に「久經流三諸之山礪津宮地」卷十五三六〇四に「妹我素豆和可禮豆比左爾奈里奴禮杼」卷十七三九三四に「伎美我目乎美受比左奈良婆須須奈可流倍思」



卷十八「四一二」に「伎美我須我多乎美受比左爾比奈爾之須米婆」卷十五「三五四七」に「安奈伊伎豆加思美受比佐爾指天」なり。「アラナクニ」は上「一五四」に「君毛不有國」二六三に「君毛不有爾」などに似たるが、この「アリ」は存在の意にあらざりて陳述のみの意なるを異なりとす。かくてこの一句は反轉法によりてここにおかれたるなり。

○一首の意 この春日宮に往來する道即ち三笠山のあたりの野邊を往來する道は、わが君が神去りまししより後長時間を経しにはあらぬに、はやくも甚しく雜草繁く生ひてあれたる事かなとなり。これにより春日宮にまゝしこといよく明かに考へらるべし。

### 右歌笠朝臣金村歌集出

○左注によればこの長歌及び反歌は笠朝臣金村集に出でたるをここに轉載せるなり。これにつきては種々の事を考ふべくあり。第一はこの卷一、二の例を見るに、某の書に出でたり、又或本一本にかくありといふは常にその本と立つる歌ありて、それに對しての一説又は類似の歌といふを以て参照の爲にあげたりと見ゆるが常なり。然るに、ここには本説と立てたるもの無くして、この左注あるは例にたがへり。かくて一按として考ふるに、この左注は本來はなかりしが、笠金村の集にもありしを以て後人がその由を注し加へしものならむかといふことなり。若し然らずとせば、笠朝臣金村歌集にありしをはじめよりここに引き記ししものと見ざるべからず。然るに笠朝臣金村歌集といふものより出でたりとする歌は、この外神龜五

年の歌(卷六)卷九)天平元年の歌を載せたり。さればその集は天平元年以後の結集なりとすべきものなり。若し最初よりしてこの歌ここにあり、而してそれが金村の集より必ず出でしものとせば、この卷一、二は天平元年以後の撰なりといふべきなり。然れども、世に多く信ぜらるる如く元正の御宇の撰とせば、これの歌全體は後人の注記とせざるべからず。かくの如く三様の考案を呈しおく。後の學者の考定せられむことを希ふ。

- 一、この歌は原より存して、左注のみ後人の加へしものとする考
- 二、歌も左注も原本にはなくしてすべて後人の加へしものとする考
- 三、歌も左注も原より存したるものとする考

この第三の考の成立する時はその金村歌集が、天平元年以後の撰なるを以て當然この卷一、二の撰はこれ以後なるべきこととなるべし。而して、集中にある笠朝臣金村の歌は天平五年春閏三月入唐使に贈れる歌(卷八)あれば、その歌が同じくその歌集より出でたりとする時は、一層下りて天平五年以後の結集なりといふべきに至るべし。

### 或本歌曰

○これは上の二首の反歌に對して或本に次の歌を載せたりとして参考にあげたるなり。

高圓之野邊乃秋芽子、勿散禰君之形見爾、見管思奴幡武。



- 高圓之野邊の秋芽子 上の「二三一」のに略同じ。
- 勿散禰 「ナチリソネ」とよむべし。意明かなり。以上一段落なり。
- 君之形見爾 「キミガカタミニ」とよむ。意明かなり。
- 見管思奴幡武 「ミツツシヌバム」これも意明かなり。
- 一首の意 高圓の野邊の秋萩の花よ、そのまゝにありて散ることなけれ。われらは高圓の野の萩の花を見るときにはいつも志貴親王の御事を思ひ出づるを以て、せめては、この萩を親王の形見と見つつ親王を偲び奉る形見とせむとなり。この歌は第三句以下異なるなり。

(二三四)

三笠山野邊從遊久道己伎太久母荒爾計類鳴久爾有勿國

- 野邊從遊久道 舊訓「ノヘニユクミチ」とよみたれど、從は「ヨリ」の意をあらはす文字なれば「ヌベ」ユククミチ」とよむべきなり。この場合の「ユ」ヨリはその通過する地を標示する用をなすなり。
- 己伎太久母 「コキダクモ」文字異なれど、語は上の歌におなじ。
- 荒爾計類鳴 「アレニケルカモ」にして意明かなり。
- 一首の意 そこを通過りて三笠山の邊の春日野の道は甚だしく荒れたるかな。わが親王の薨去より多くの時間を経過もせざるにはやく甚しくあれたるよとなり。第二句第四句の異なるなり。

(昭和四年十一月十四日夜脱稿同五年八月十八日再考す)

萬葉集講義卷第一附録

萬葉問題集 卷二

この問題集の本旨は卷一の部に述べたる所なれば今くりかへさず。なほこの問題集も主としてその問題として存する部分を指摘するに止めたり。なほ本書に於いて著者が意見を述べたるものにつきてもなほ問題残りとは信ずるものはここに問題として採録せり。

問題の下にその歌の番號と本書にはじめてあらはれたる頁とを注記すること卷一におなじ。而して同一の語の屢出づるものは最初のものをあぐるに止む。なほ卷一に既に問題として掲げたるものも本卷に於いてこれを略することなし。



卷第二中の問題

- 大島嶺 「九一」三三頁
- 不欲言 「九六」五三頁
- 強作留行事 「九七」五四頁
- 弓絃葉乃三井 「一一」八八頁
- 霍公鳥 「一二」九〇頁
- 異所縁 「一四」九六頁
- 己母世爾 「一六」一〇二頁
- 鬼 「一七」一〇四頁
- 髮結 「一八」一〇八頁
- 芽 「二〇」一一四頁

「鬼」を「シコ」とよむ事につきての私見は本書に説きたるが、そは必ずしも確定せりといふべからず。確證の出づるまではなほ問題たるべきものならむ。

「芽」を「はぎ」とよむ事につきての私見は本書に説きたるが、なほ確證の出でむことを望むが故にそれまでは問題の存するものと思ふ。

- 三方沙彌 「二三」一二九頁
- 比來 「二三」一二四頁
- 若末 「二八」一三八頁

これの支那の用例を出す必要あり。

本書若末は「若末」の誤なること著しきが、なほ明かにかく書ける本の出現までは確定せりといふべからず。

- 皇弟 「三〇」一四四頁
- 戀痛吾弟 「三〇」一四五、一四六頁
- 高角山 「三一」一六一頁
- 辛乃崎 「三五」一六九頁
- 渡乃山 「三五」一七三頁



屋上山

「二三五」二七四頁

室上山

「三三五」二七五頁

津乃浦

「三三八」一八三頁

打歌山

「三三九」一八六頁

鳥翔成

「三四五」二〇〇頁

如是有乃

「二五一」二二二頁

八隅知之

「二五二」二二四頁

已具耳矣自得見監乍共 「一五六」二三八頁

澄の假名

「一六〇」二五九頁

面智男雲

「一六〇」二五八頁

「一六〇」の歌

「二七一」二七二頁

馬疲爾

「一六四」二七六頁

弟世

「一六五」二七九頁

歌反

「一六九」の左注三一三頁

春冬片設而

「一九一」三六四頁

八多籠良家

「一九三」三六九頁

柿本朝臣獻泊瀨部皇女忍坂部皇子歌 「一九四」の端書三七一、三七二頁

名具鮫魚天

「一九四」三八二頁

玉垂乃

「一九四」三八三頁

生乎爲禮流

「一九六」四〇一頁

味澤相

「一九六」四一二頁

形見何此焉

「一九六」四二三頁

進留

「一九七」四二七頁

和射見我原

「一九九」四四〇頁

弓波受乃驟

「一九九」四六九頁

木綿花

「一九九」四八四頁



- 高之奉而 「一九九四九九頁
- 安幡 「二〇三〇五二五頁
- 若兒 「二一〇〇五九二頁
- 鳥穗自物 「二一〇〇五九四頁
- 羽易乃山 「二一〇〇五九八頁
- 左久見手 「二一〇〇五九六頁
- 衾道乎引手山 「二一〇〇六〇七、六〇八頁
- 生跡毛無 「二一〇〇六〇八頁
- 取委 「二一〇〇六二〇頁
- 天數 「二一九〇六五三頁
- 玉藻吉 「二二〇〇六五九頁
- 跡位浪 「二二〇〇六六七頁

本書に「シキナミ」とよむべき理由を考へたれど未だ確定せりといふべからず。

- 鴨山 「二二三〇六八一頁
- 石水 「二二四〇六八六頁
- 姫島松原 「二二八〇の端書七〇〇頁
- 靈龜元年歲次乙卯秋九月志貴親薨時「二三〇〇の端書七〇六頁
- 霈霖 「二三〇〇七一三頁
- 御駕 「二三〇〇七一七頁
- 右歌笠朝臣金村歌集出 「二三二〇の左注七二四頁



## 萬葉集講義卷第二 索引

### 例言

- 一、本索引は二部に分る。一部は國語索引にして二部は漢字索引なり。これらはいづれもこの巻の國語及び漢字をすべて網羅してあげむことを目的としたるものなれど、匆卒の際の成稿なれば、不十分の點存すべきを思ふ。
- 二、國語索引には本集に用ゐたる漢字は括弧を加へてこれを示せり。又下の數字は本文の歌の番號なり。これらの事卷第一の索引におなじ。  
用言は大體終止形を以て見出しとし、その用例が終止形のみなる時は、その見出しの下に直にあぐ。かかる場合は他の語の例におなじく平假名を以て見出しとす。その他の場合においては終止形を片假名にて見出しとして掲げ、その下に實例の存する限りを各活用に分ちて列擧す。
- 三、漢字索引はその漢字の下に先づ用ゐられたる「よみ」を括弧にて示し、その下にその用例を列擧せり。而して文字の排列は大體康熙字典の順序によれり。各の用例の下の數字は本文の歌の番號なり。







あやに(綾)「一五九」  
 (綾爾)「一九六」「一九九」  
 (文爾)「一六二」「二〇四」  
 アラソフ(争)  
 あらふ(相競端爾)「一九九」  
 (安良蘇布波之爾)「一九九」  
 一云  
 あらたへの(荒妙乃)「一五九」  
 あらど(荒床)「二一〇」  
 あらなみ(荒浪)「二二六」  
 あらぬ(荒野)「二一〇」「二二三」「二二七」  
 アラブ(荒)  
 あらび(荒勿行)「一七二」「一八〇」  
 あられなす(霞成)「一九九」二云  
 アリ(在、有)  
 あら(安良無等)「一九九」二云  
 (將有)「一九九」「二二三」  
 (能杼爾賀有萬思)「一九七」  
 (與杼爾加有益)「一九七」  
 一云  
 (有猿尾)「九一」「二一〇」

(有益乎)「一六三」  
 (戀乍不有者)「八六」「二二〇」  
 (戀管不有者)「一一五」  
 (幾毛不有)「一三五」  
 (情毛不在)「一九六」  
 (不有國)「一五四」  
 (不有爾)「一六三」「一六四」  
 (有勿國)「二三三」「二三四」  
 (有者)「一四一」「二二二」  
 あり(有不得者)「二〇七」  
 (有勝麻之自)「九四」  
 (有我欲比)「一四五」  
 (有巨勢濃香毛)「一一九」  
 (泣乍在而哉)「一五五」  
 (在管裳)「八七」  
 (念而有之)「一八三」  
 (有之香杼)「一九〇」  
 (吾者有家里)「一二七」  
 (勿有會禰)「二二九」  
 (在常不言爾)「一六六」  
 (有登不言八方)「二二四」  
 (有八等)「二〇七」

ある(著而有火之)「一九九」  
 (戀管在爾)「二〇七」  
 (風流士者有)「一二七」  
 あれ(家有者)「一四二」  
 (旅爾之有者)「一四二」  
 (里爾思有者)「二〇七」  
 (有者)「二二七」  
 (君名者雖有)「九三」  
 (妹者雖有)「二一〇」  
 (妹庭雖有)「二二三」  
 (雖有)「二二三」  
 ありそ(荒磯)「一三二」「一三五」  
 「一三八」「一八一」  
 ありそも(荒磯面)「二一〇」  
 アル(荒)  
 あれ(不荒有益乎)「一七三」  
 (荒卷惜毛)「一六八」  
 (荒有可)「二三二」  
 (荒爾計類鴨)「二三四」  
 ある(荒良無)「一九四」  
 あれ(吾)「吾志悲毛)「一八三」

あをくも(青雲)「一六一」  
 あをこま(青駒)「一三六」  
 あをはたの(青旗乃)「一四八」

イ

いかさまに(何方爾)「一六二」「一六七」「二二七」  
 いかづち(雷)「一九九」  
 いかに(如何君之)「一〇六」  
 (何如)「二三〇」  
 いき(氣)「二一〇」  
 (息)「二三三」  
 いくさ(御軍士)「一九九」  
 いくら(幾毛不有)「一三五」  
 いくり(伊久里)「一三五」  
 イク(生)  
 いくる(生跡)「二二二」  
 (生刀)「二二五」「二二七」  
 いけ(池)  
 (池爾)「一七〇」  
 (勾乃池)「一七〇」  
 (上池)「一七二」

(埴安乃池)「二〇一」  
 いさなとり  
 (鯨魚取)「一三一」「一五三」「二一〇」  
 (勇魚取)「一三八」  
 いしかは(石水)「二二四」  
 (石川)「二二五」  
 いしなみ(石浪)「一九六」二云  
 いしはし(石橋)「一九六」  
 いせのくに(伊勢能國)「一六二」「一六三」  
 いそ(磯)「一三二」二云「一六六」  
 八五  
 イタシ(痛)  
 いたく(痛勿波禰會)「一五三」  
 (痛莫波禰會)「一五三」  
 いたき(心會痛)「二三〇」  
 いたづらに(徒)「二三一」  
 いたみ(心乎痛)「一三五」  
 いち(市)(輕市)「二〇七」  
 いつ(何時)「一四〇」  
 イヅ(出)

いで(出見之)「二〇七」  
 いっきのみや(齊宮)「一九九」  
 いつへ(何時邊)(ノ方ニ)「八八」  
 いでたち(出立百兄槻木)「二三三」  
 いでまし(御駕)「二三〇」  
 イデマス(幸)  
 いでまし(幸之)「一九一」  
 (幸而)「一九六」  
 いな(不欲常將言可聞)「九六」  
 いにしへ(古)「一一一」「一一二」「一四四」  
 イヌ(寢)  
 いね(不寢夜)「一五六」  
 いのち(命)「一二七」  
 イノル  
 いのれ(雖禱祈)「二〇二」  
 いはがきぶち(磐垣淵)「二〇七」  
 いはがくり(磐隱坐)「一九九」  
 いはしろ(磐白)「一四一」  
 (磐代)「一四三」「一四四」  
 「一四六」  
 いはつつじ(石乍自)「一八五」



いはと(石門)「一六七」  
 いはね(磐根)「八六」「二二三」  
 (石根)「二二〇」「二二三」  
 いははし(石橋)「一九六」  
 イハフ(這)  
 いはひ(伊波比廻)「一九九」  
 (伊波比伏)「一九九」  
 いはみ(石見)「一三四」  
 いはみのみ(石見乃海)「一三一」  
 (石見之海)「一三五」「一三八」  
 「一三九」  
 いはみのや(石見乃也)「一三二」  
 いひ(飯)「一四二」  
 イフ(言、云)  
 いはまくも(言久母)「一九九」  
 いは(不常將言可聞)「九六」  
 (將言爲便)「二〇七」  
 (不言)「一九三」  
 (不言八)「一六〇」  
 (不言八方)「二二四」  
 (知跡言莫君)「九七」  
 (在常不言爾)「一六六」

いひ(於可美爾言而)「一〇四」  
 いへ(使乃言者)「二〇七」  
 (人之云者)「二二〇」  
 (人云者)「二二三」  
 (雖言)「二二四」「一四〇」  
 (失等言)「二二七」  
 (消等言)「二二七」  
 イブク(息吹)  
 いぶき(伊吹惑之)「一九九」  
 いへ(家)「九一」「一四二」「一八〇」  
 「二一六」「二二〇」  
 いへをらましを(家居麻之乎)「九一」  
 一云  
 イヘリ(言有)  
 いへる(本名言)「二三〇」  
 いほへ(五百重)「二〇五」  
 いほりして(魔作而)「二二〇」  
 いま(今)「二二四」「一八一」「二二九」  
 イマク(卷)  
 いまき(伊卷渡等)「一九九」  
 イマス(座、伊座)(四)  
 いまし(集座而)「一六七」

(伊座而)「一九九」  
 (安母理座而)「一九九」  
 (朝立伊麻之身)「二二〇」  
 (上座奴)「一六七」  
 (座爾之可婆)「一六七」  
 (伊座世者)「一七三」  
 います(座等)「二二三」  
 (伊座等)「二二〇」  
 います(神等座者)「二〇四」  
 イマス(下二)  
 います(座奉之)「一六七」  
 (未過爾)「一九九」  
 (未盡者)「一九九」  
 いめ(夢)「一五〇」「一七五」  
 いも(妹)「一〇〇」「一〇七」「二二五」  
 「一三一」「一三二」「一三三」  
 「一三四」「一三八」  
 一云「  
 二九」「二〇七」「二〇八」  
 一〇」「一一一」「一一二」  
 一三」「二二四」「二二五」  
 一六」「二二七」「二二三」「二

一八」「二二九」  
 (妹之當)「一三六」「一三七」  
 (妹之家)「九一」  
 (妹之門)「一三一」  
 (妹之髮)「一二三」  
 (妹袖)「一三五」  
 いや(彌高爾)「一三一」「一三八」  
 (彌遠爾)「一三一」「一三八」  
 (彌遠長久)「一九六」  
 (彌年放)「二二一」  
 (益目類染)「一九六」  
 (益年離)「二二四」  
 イユク(行、去)  
 いゆき(伊行而)「二二三」  
 いゆく(過伊去等)「二〇七」  
 いろひ(入日)「一三五」  
 いろひなす(入日成)「二二〇」「二二三」  
 「二三」  
 イル(入)  
 いろ(入不勝鳴)「一八六」  
 (日之入去者)「一八八」  
 いろ(入澄不言八)「一六〇」

いろせ(弟世)「一六五」

ウ

ウ(得)  
 え(佐母良比不得者)「一九九」  
 (聞而有不得者)「二〇七」  
 (背之不得者)「二二〇」「二二三」  
 (衣多利)「九五」  
 (得有)「九五」  
 (得難爾爲云)「九五」  
 ウク(浮)  
 うけて(船浮而)「二二〇」  
 うす(失等言)「二二七」  
 うた(宇陀乃大野)「一九一」  
 うち(内)「二一〇」「二二三」  
 うちなびく(打塵)「一九六」  
 うちはし(打橋)「一九六」  
 うつせみ(空蟬)「一五〇」  
 (打蟬)「一九九」  
 一云「二二〇」  
 うつそみ(宇都會見)「一六五」  
 (宇都會臣)「一九六」「二二

〇「一云」

「一三」  
 うつたのやま(打歌山)「一三九」  
 うづらなす(鶉成)「一九九」  
 うねびのやま(畝傍乃山)「二〇七」  
 うはぎ(宇波疑)「二二二」  
 うへ(上、於)  
 (三井能上從)「一一一」  
 (荒磯乃上爾)「一三一」「一三八」  
 (木旗能上乎)「一四八」  
 (上池)「一七二」  
 (磯之於爾)「一六六」  
 うま(馬)「一六九」  
 うまごり(味凝)「一六二」  
 うまびとさびて(宇真人佐備而)「九六」  
 うみ(海)「二二〇」  
 (淡海乃海)(石見乃海)等ヲミヨ  
 うみ(浦邊)「一三一」「一三八」  
 うら(浦者)「一三一」「一三八」  
 (浦無等)「一三一」  
 (浦無跡)「一三八」



うら(占)  
 (津守之占爾)「一〇九」  
 うらかなし  
 (眞浦悲毛)「一八九」  
 ウラサビクラス  
 うらさびくらし(裏佐備晚)「一五九」  
 (浦不樂晚之)「二二〇」  
 (浦不怗晚之)「二二三」  
 うらみ(浦回)「一三二」「一八五」  
 うれ(若末、末)  
 (葦若末乃)「二二八」  
 (子松之末爾)「二二八」  
 (子松之宇禮乎)「一四六」

エ

え(得)「ウ」ヲ見ヨ  
 え(枝)(玉松之枝)「一一三」  
 (濱松之枝)「一四一」  
 (己知碁智之枝)「二二〇」

(生乎爲禮流)「一九六」  
 おふる(生流)「一九六」  
 (玉藻者生流)「一三五」  
 (深海松生流)「一三五」  
 (生流馬醉木)「一六六」  
 (生玉藻者)「一九四」  
 おほ(於保爾)「二一九」  
 (鬢髯見之)「二一七」  
 おほきみ(王、大王)  
 (吾王)「一六七」「一九六」  
 「一九八」「二〇四」  
 (王)「二〇五」  
 (我王)「二〇二」  
 (大王)「一四七」  
 (吾大王)「一五二」「一六二」  
 「一九九」  
 (我大王)「一五九」  
 (和期大王)「一五五」  
 おほきみかど(大寸御門)「一八六」  
 オホシ(多)  
 おほき(不寐夜叙多)「一五六」  
 おほけ(島者雖多)「二二〇」

えだ(枝刺有如)「二二三」

オ

おかみ(於可美)「一〇四」  
 おき(奥)「一五三」「二二〇」  
 おきつかい(奥津加伊)「一五三」  
 おきつなみ(奥波)「二二二」  
 おきつも(奥津藻)「一六二」「二〇七」  
 (息津藻)「一三一」  
 (息都藻)「一三八」  
 オク(置)  
 おき(置)「二二六」  
 (置而之來者)「一三一」「一三三」  
 (妹置而)「二二五」  
 (妹乎置而)「二二二」  
 (君乎置而)「二二七」  
 (置而)「二二七」  
 おく(霜乃置萬代日)「八七」  
 オクル(下二)  
 おくれ(遺居而)「一一五」  
 オケリ(置有)

おほしまのね(大島嶺)「九一」  
 おほつこの(凡津子)「二一九」  
 おほと(大殿)「一九九」  
 おほとりの(大鳥)「二一〇」「二二三」  
 おほなこ(大名兒)「一一〇」  
 おほぬ(大野)  
 (宇陀乃大野)「一九一」  
 (越乃大野)「一九四」  
 おほはら(大原)「一〇三」  
 オホフ(覆)  
 おほひ(覆賜而)「一九九」  
 おほふ(覆乎安美)「九三」  
 おほふねの(大船之)「一〇九」「二二二」  
 「二一六」「二二〇」  
 (大舟之)「一三五」  
 (大船)「一九九」  
 オボホシ  
 おぼほしく(鬱悒)「一七五」「一八九」  
 (鬱悒久)「二二〇」  
 おほみ(人目乎多見)「二〇七」

おける(形見爾置有)「二二〇」「二二三」  
 おそ(於曾能風流士)「二二六」  
 オツ  
 おつる(落黄葉)「一三七」  
 おと(音)「二二七」  
 (音耳母)「一九六」  
 (音母)「二〇七」  
 (鼓之音)「一九九」  
 (小角之音)「一九九」  
 (人音)「一八九」  
 (聲爾)「二〇七」  
 (聲耳乎)「二〇七」  
 (聲耳聞而)「二〇七」云  
 おの(己母世爾)「一一六」  
 おびゆる(協流麻低爾)「一九九」  
 オフ(追)  
 おひ(追及武)「一一五」  
 オフ(生)  
 おひ(不生有之草)「一八一」  
 (生爾來鴨)「一八一」  
 (生靡留)「一九六」

おほみて(大御手)「一九九」  
 おほみふね(大御船)「一五一」「一五二」  
 おほみみ(大御身)「一九九」  
 おほみやびと(大宮入)「一五五」  
 おほやまもり(大山守)「一五四」  
 おほゆき(大雪)「一〇三」「一九九」  
 おみな(姫)「二一九」  
 おもひ(憶)「一九九」  
 みおもひ(御念)「九二」  
 おもひやる(遺悶流)「一九六」「二二〇」  
 オモフ(思、念)  
 おもひ(念而)「一八三」「一九四」  
 「二二七」  
 (念乍)「一三五」「一七六」  
 (思乍)「二二七」  
 (長等思伎)「一五七」  
 (打蟬跡念之)「二二〇」  
 (念之)「二二三」  
 (念之時)「一九六」「二二〇」  
 「二二三」



(念之奈要而)「一三二」  
 (思志萎而)「一三八」  
 (念之萎而)「一九六」  
 (思憑而)「一六七」「二〇七」  
 (物念瘦奴)「二二二」  
 (念息登母)「一四九」  
 (念居可)「二二七」  
 (勿念跡)「一四〇」  
 おもふ(孀之念鳥)「一五三」  
 (念麻低)「一九九」  
 (念邇)「二二五」  
 (物乎會念)「一二五」  
 おもへ(不見思者)「二一〇」  
 (念哉)「一九九」  
 (念八方)「一九八」  
 (念香毛)「一九八」「二云」  
 オモヘリ(念有)  
 おもへり(念有之)「二一〇」「二二」  
 おもへる(念有吾毛)「一三五」  
 オモホス  
 おもほし(所念之)「一九六」

オモホシメス(所念食)  
 おもほしめし(所念食而)「一九九」  
 おもほしせ(所念食可)「一六一」  
 (御念食可)「一六七」  
 オモホセリ  
 おもほせり(所念有計類)「二〇六」  
 オモホユ(所念)  
 おもほえ(所念武鴨)「一九二」  
 おもほゆ(所念)「一四四」「二〇九」  
 オル(下)  
 おり(下座而)「一八八」

カ

か(彼)  
 (彼縁)「一三一」  
 (彼依)「一三八」「一九四」  
 (彼往)「一九六」  
 か(助詞)(カモ)をも見よ  
 (虎可叫吼)「一九九」  
 (誰加住舞無)「一八七」  
 (奈何可)「一六三」「一六四」  
 (能孖爾賀有萬思)「一九七」

(與孖爾加有益)「一九七」二云  
 (待爾加將待)「八五」  
 (爲誰可)「一五四」  
 (神柄加)「二二〇」  
 (國柄加)「二二〇」  
 (不恰彌可念而)「二二七」  
 (開香將散)「二三二」  
 (待可將戀)「一五二」  
 (迎加將行)「八五」  
 (知而加)「一四〇」  
 (所念食可)「一六一」  
 (御念食可)「一六七」  
 (念居可)「二二七」  
 (宮出毛爲鹿)「一七五」  
 (荒有可)「二三二」  
 (搔入良津武香)「二三二」  
 (見都良武香)「二三二」  
 (將見香)「一三九」  
 (かヲ加ヘテヨムモノ)  
 (如何カ君之)「一〇六」  
 (誰カ將告)「二二六」  
 が(助詞)

(和射見我原)「一九九」  
 (妹之當)「一三六」「一三七」  
 (妹之家)「九一」  
 (妹之門)「一三一」  
 (妹之髮)「一三三」  
 (吾妹兒之里)「二〇七」  
 (妹之光儀)「二二九」  
 (妹之手本)「一三一」「一云」「二三」  
 八  
 (妹之名)「二〇七」「二二八」  
 (自伏君之家)「二二〇」  
 (君之形見)「二三三」  
 (君之御言)「一三三」  
 (君之行)「八五」「九〇」  
 (子松之字禮)「一四六」  
 (子松之末)「二二八」  
 (玉松之枝)「一三三」  
 (濱松之枝)「一四一」  
 (晚去之如)「二〇七」  
 (茂之如久)「二一〇」  
 (茂之如)「二三三」  
 (妹之)「二一〇」

(妹我灰而)「二三」  
 (妹之待乍)「二三三」  
 (凡津子之)「二一九」  
 (志我津子等何)「二二八」  
 (志我津子我)「二二八」「二云」  
 (吾孀乃兒我)「一三八」  
 (過去子等我)「二二七」  
 (吾妹子之)「二〇七」「二一〇」  
 一三三  
 (宜君之)「一九六」  
 (君之)「一九六」  
 (君之在常不言爾)「一六六」  
 (君之結有)「一四六」  
 (君之所念有計類)「二〇六」  
 (君之獨越武)「一〇六」  
 (君之沾計武)「一〇八」  
 (君之見師髮)「二二四」  
 (鳥之鳴)「一九九」  
 (八多籠良家)「一九三」  
 (がヲ加ヘテヨムモノ)  
 (妹ガ當)「九一」「二云」  
 (妹ガ袖)「一三五」

(妹ガ木枕)「二一六」  
 (己(母)ガ世爾)「二一六」  
 (君ガ名者)「九三」  
 (靡ガ如久)「一九九」  
 (妹ガ情爾乘爾家留香問)「一〇」  
 一〇  
 かあをなる(香青生)「一三一」  
 (蚊青生)「一三八」  
 かい(奥津加伊)「一五三」  
 (邊津加伊)「一五三」  
 かがみなす(鏡成)「一九六」  
 かがみのやま(鏡山)「一五五」  
 かからむ(如是有乃)「一五一」  
 かゝせる(懸世流)「一九六」  
 かぎろひの(蜻火之)「二一〇」  
 (香切火之)「二三三」  
 かく(此去)「一九六」  
 (此依)「一三一」「一三八」「一九」  
 四  
 (如此許)「八六」「二二九」  
 (如此耳故爾)「一五七」  
 (如是毛)「一九九」二云



カク(搔) かき(八重搔別而)「一六七」  
 カク(懸) かけ(懸而)「一九九」  
 かぐやま(香來山之宮)「一九九」  
 かくらく(隱良久惜毛)「一六九」  
 カクル(隱) かくり(隱來計留)「一三六」一云  
 (樹下隱)「九二」  
 (磐隱座)「一九九」  
 (隱賜奴)「二〇五」  
 (隱去之鹿齒)「二一〇」  
 (隱西加婆)「二二三」  
 (天領巾隱)「二一〇」「二二三」  
 カクロフ かくろひ(隱比來者)「一三五」  
 かげ(橋之蔭)「一二五」  
 かげ(影爾所見乍)「一四九」  
 かけまくも(挂文)「一九九」  
 かけるなす(鳥翔成)「一四五」  
 カザス かざし(花折挿頭)「一九六」

(黃葉挿頭)「一九六」  
 カシコカリ かしこかれ(恐有騰文)「一九九」  
 カシコシ かしこく(懼母)「一九九」  
 (恐久)「一九九」  
 かしこき(畏伎)「一九九」  
 (恐也御陵)「一五五」  
 かしこみ(恐美)「二〇四」  
 (海乎恐)「二一〇」  
 カス かさ(屋戸不借)「一二六」「一二七」  
 かさみ(朝霞)「八八」  
 かせ(風)「一三一」「一三八」  
 (風之共)「一九九」  
 (時風)「二一〇」  
 かた(滴)「一三一」「一三八」  
 かた(方)「八八」  
 かたこひ(片戀將爲跡)「一一七」  
 かたこひつま(片戀婦)「一九六」  
 カタシ(難) かたき(行過難寸)「二〇六」

かたまけて(片設而)「一九一」  
 かたみ(形見)「一九六」「二一〇」「二一三」「二一四」  
 かたよりに(異所縁)「一一四」  
 かたらく(語久)「二三〇」  
 カタル かたれ(語者)「二三〇」  
 かち(梶)「二一〇」  
 カツク かつか(池爾不潛)「一七〇」  
 カツ かつて(知勝奴鴨)「九八」  
 (入不勝鴨)「一八六」  
 かつ(有勝麻之自)「九四」  
 かつら(玉蔀)「一四九」  
 がて(得難爾爲云)「九五」  
 かど(妹之門)「一三一」  
 カナシ かなし(悲毛)「一八三」  
 (眞浦悲毛)「一八九」  
 カナシム かなしみ(綾哀)「一五九」

(綾爾憐)「一九六」

カヌ(難) かね(相不勝)「二二五」  
 (忍金手武)「二二九」一云  
 (名具鮫魚天)「一九四」  
 (鎮目金津毛)「一九〇」  
 (止曾金鶴)「一七八」  
 かねて(豫)「一五一」  
 かね(明日香乃河)「一九四」「一九六」  
 (丹生乃河)「一三〇」  
 (朝川渡)「一一六」  
 かねせ(川瀬道)「二一八」  
 かねも(川藻)「一九六」  
 かねら(天河原)「一六七」  
 カハル かねる(年替左右)「一八〇」  
 かひ(貝)「二二四」  
 カフ かひ(飼之鷹乃兒)「一八二」  
 カフ(易) かへ(袖易之君)「一九五」  
 カヘス

かへし(令還吾曾)「一二七」

かへせり(吾乎還利)「一二六」  
 かへりみ(顧爲騰)「一三一」「一三五」  
 (顧雖爲)「一三八」  
 カヘリミル かへりみ(還見武)「一四一」  
 カヘル かへり(人者反而)「一四三」  
 (反居者)「一八七」  
 (飛反來年)「一八一」  
 かみ(神)「一〇一」「一〇五」「二一〇」  
 「二一〇」  
 (神爾)「一五〇」  
 (神之)「一五六」  
 (神等座者)「二〇四」  
 (千萬神之)「一六七」  
 (神之命)「一六七」  
 かみ(髮) かみ(髮)「一二三」  
 (見之髮)「一二四」  
 (黒髮)「八七」「八九」  
 かみつせ(上瀬)「一九四」「一九六」

かみをか(神岳)「一五九」

かむあがり(神上)「一六七」  
 かむかせ(神風)「一九九」  
 かむかぜの(神風乃)「一六二」「一六三」  
 三三  
 かむがら(神柄)「二一〇」  
 かむくだし(神下)「一六七」  
 カムサブ かむさぶ(神佐扶跡)「一九九」  
 かむすぎ(神杉)(神須疑)「一五六」  
 かむつどひ(神集)「一六七」  
 かむながら(神隨)「一六七」「一九九」  
 「二〇四」  
 かむのぼり(神登)「一六七」一云  
 かむはかり(神分)「一六七」  
 かむはふり(神葬)「一九九」  
 かむみや(神宮)「一九九」  
 かも(助詞) かも(助詞)「一九九」  
 (飄可毛伊卷渡)「一九九」  
 (吾乎鴨)「二二三」  
 (旅宿鴨爲留)「一九四」  
 (明日毛鴨)「一五九」



(今日毛鴨)「一五九」  
 (何然毛)「一九六」  
 (何鴨)「一三〇」  
 (不飽鴨)「一七九」  
 (念香毛)「一九八」一云  
 (然有鴨)「一九六」  
 (君香聞)「二二二」  
 (戀流鳥鴨)「一一一」  
 (波思吉香聞)「一一三」  
 (忌之伎鴨)「一九九」  
 (戀渡鴨)「二〇〇」  
 (侍宿爲鴨)「一七四」  
 (將言可聞)「九六」  
 (所念武鴨)「一九一」  
 (將見鴨)「一四三」  
 (將見香聞)「一四六」  
 (有巨勢濃香毛)「一一九」  
 (飽不足香裳)「二〇四」  
 (不相香裳)「一四八」  
 (知勝奴鴨)「九八」  
 (入不勝鴨)「一八六」  
 (不所忘鴨)「一四九」

(嘆鶴鴨)「一八八」  
 (又將見鴨)「一八五」  
 (乘爾家留香聞)「一〇〇」  
 (生爾來鴨)「一八一」  
 (荒爾計類鴨)「二三四」  
 (見監鴨)「一三四」  
 かもやま(鴨山)「二二三」  
 かよはく(持而加欲波久)「一一三」  
 カヨハス  
 かよはず(往來爲君)「一九六」  
 カヨフ  
 かよひ(乞通來禰)「一三〇」  
 (有我欲比管)「一四五」  
 かよふ(賀欲布跡羽)「一四八」  
 から(神柄加)「二二〇」  
 (國柄加)「二二〇」  
 からさき(四賀乃幸崎)「一五二」  
 からのさき(幸乃崎)「一三五」  
 かり(鷹乃兒)「一八二」  
 かりみや(行宮)「一九九」  
 カル(荊)  
 かり(荊手名)「一一一」

かる(水薦荊)「九六」  
 (三薦荊)「九六」  
 (荊草乃)「一一〇」  
 カル(離)  
 かれ(何禮奈牟)「一九四」一云  
 カル(干)  
 かるれ(干者)「一九六」  
 かるのいち(輕市)「二〇七」  
 かるのみち(輕路)「二〇七」  
 カチレリ  
 かをれる(香乎禮流國)「一六二」

キ

き(樹)(實不成樹)「一〇一」  
 (不成樹)「一〇一」  
 キ(複語尾)  
 き(長等思伎)「一五七」  
 せ(知勢婆)「一五一」  
 (伊座世者)「一七三」  
 (所知食世者)「一六七」  
 し(幸之)「一九一」  
 (吾聞之)「二二八」

(蓋哉鴨之)「一一二」  
 (靡足波爾)「一六一」  
 (名引之妹)「二〇七」  
 (所知食之)「一六一」  
 (念之妹)「二二三」  
 (念之時)「一九六」  
 一三三  
 (打蟬跡念之)「二一〇」  
 (飼之鷹乃兒)「一八二」  
 (遊賜之)「一九六」  
 (奉仕之情)「一七六」  
 (座奉之)「一六七」  
 (參入之)「一八六」  
 (泊之登萬里)「一五一」  
 (靡吾宿之)「一三八」  
 (吾宿之枕付孀屋)「二一〇」  
 一三二  
 (吾二人宿之)「一〇九」  
 (靡寐之兒)「一三五」  
 (依宿之妹)「一三一」  
 (袖易之君)「一九五」  
 (吾立所露之)「一〇五」

(分之時)「一六七」  
 (仰見之皇子乃御門)「一六八」  
 (相見之妹)「一一一」  
 (外爾見之)「一七四」  
 (見之髮)「二二四」  
 (出見之輕市)「二〇七」  
 (吾二人見之)「二一〇」  
 (吾一見之)「二二三」  
 (來之)「二二三」  
 (名積來之)「二一〇」  
 (念而有之吾)「一八三」  
 (念有之妹)「二一〇」  
 (恃有之妹)「二二三」  
 (所念之)「一九六」  
 (作良志之)「一九九」  
 (靡相之孀)「一九四」  
 (靡相之宜君)「一九六」  
 (不見在之物乎)「一七五」  
 (不生有之草)「一八一」  
 (去年見而之秋乃月夜)「二二一」  
 (去年見而之秋之月夜)「二二四」  
 (定之)「一九九」

(見之事)「二一七」  
 (古爾之鄉爾)「一〇三」  
 (古之)「二一九」  
 (沈之妹)「二二九」  
 (立向之毛)「一九九」  
 (シヲ加ヘテヨムモノ)  
 (相シ日)「二〇九」  
 (遣使御門之人)「一九九」  
 (左宿夜者)「一三五」  
 (令還吾會)「二二七」  
 (令落雪)「一〇四」  
 (過去子等)「二二七」  
 しか(見敷者)「二一九」  
 (隱去之鹿齒)「二一〇」  
 (隱西加婆)「二二三」  
 (座爾之可婆)「一六七」一云  
 (有之香籽)「一九〇」  
 きき(聞之恐久)「一九九」  
 キク(聞)  
 きき(聞而)「二〇七」  
 (聞而有不得者)「二〇七」  
 (名耳聞而)「二〇七」一云



(吾聞之)「二二八」  
 (聞惑麻低)「一九九」二云  
 きく(聞麻低)「一九九」  
 (音聞吾)「二二七」  
 きけ(吾立聞者)「二〇七」  
 (聞者)「二二〇」  
 キケリ(聞有)  
 きける(吾者聞流乎)「二二六」  
 きこしめす(所聞見爲)「一九九」  
 キコユ  
 きこえ(不所聞)「二〇七」  
 きし(岸之松枝)「一四三」  
 きぞ(昨日)(伎賊乃夜)「一五〇」  
 きたやま(向南山)「一六一」  
 キタル(來)  
 きたれ(來禮)「一九九」  
 きぬ(衣有者)「一五〇」  
 きのふ(昨日)「一八四」  
 きのへのみや(木上宮)「一九九」  
 (木樋之宮)「一九六」  
 きはみ(依相之極)「一六七」  
 きみ(君)「八五」「一七一」「二〇〇」

「二二二」「二二七」「二二三」  
 (君之)「一九六」「二〇六」  
 (吾戀君)「一五〇」  
 (袖易之君)「一九五」  
 (君之行)「九〇」  
 (君名者)「九三」  
 (君之御言乎)「二二三」  
 (朝嘆君)「一五〇」  
 (不相君故)「一九四」  
 (自伏君)「二二〇」  
 (宜君)「一九六」  
 (君座者)「一七四」  
 (君之沾計武)「一〇八」  
 (君之獨越武)「一〇六」  
 (君之見師髮)「一二四」  
 (君之在常不言爾)「一六六」  
 (君之結有)「一四六」  
 (君乎者將待)「八七」  
 (君乎者)「八九」  
 (君爾因奈名)「一一四」  
 (君與)「一九六」  
 (君者)「一四〇」

一六  
 (吾待君者)「二二四」  
 (君毛)「一五四」  
 (君毛不有爾)「一六三」「一六四」  
 (公相哉登)「一九四」二云  
 (君會)「一五〇」  
 きもむかふ(肝向)「一三五」  
 きゆ(消等言)「二二七」  
 きよみのみや(淨之宮)「一六七」  
 きよみはらのみや(清御原乃宮)「一六一」  
 キラフ  
 きらふ(穗上爾霧相)「八八」  
 きり(霧)「二二七」  
 (夕霧)「一九四」「二二七」  
 キル(著)  
 き(麻衣著)「一九九」  
 ク(來)  
 (通來禰)「一三〇」  
 (飛反來年)「一八二」  
 (名積來之)「二二〇」

ク

(奈積來之)「二二三」  
 き(塩滿來奈武)「二二二」  
 (當者隱來計留)「一三六」二云  
 (過而來計類)「一三六」  
 (里放來奴)「一三八」  
 (越來奴)「一三一」「一三八」  
 (別來禮婆)「一三三」  
 (來而)「二二六」  
 (來計武)「一六三」「一六四」  
 (風社來緣)「一三一」  
 (浪社來緣)「一三一」  
 (風己曾來依)「一三八」  
 (浪己曾來緣)「一三八」  
 (來依)「二二二」  
 (來毛問益乎)「二二〇」  
 くる(來人)「二二〇」  
 (緣來玉)「二二六」  
 (榜來船)「一五三」  
 (次來中乃御門)「二二〇」  
 くれ(明來者)「一三八」「一五九」  
 (樗來者)「二二〇」  
 (隱比來者)「一三五」

(久禮婆)「一九九」二云  
 (春去來者)「一九九」  
 (別之來者)「一三五」  
 (置而之來者)「一三一」「一三八」  
 くさ(不生有之草)「一八一」  
 (刈草之)「一〇」  
 (夏草之)「一三一」  
 (夏草乃)「一三八」  
 (若草乃)「一五三」  
 くさまくら(草枕)「一四二」「一九四」  
 くしげ(玉匣)「九三」「九四」  
 くだ(小角)「一九九」  
 くだけ(雪之摧)「一〇四」  
 くだのはら(百濟之原)「一九九」  
 くに(國所知麻之)「一七一」  
 (國柄加)「二二〇」  
 (伊勢能國)「一六二」  
 (讃岐國)「二二〇」  
 (吾妻乃國)「一九九」  
 (昔友乃國)「一九九」  
 (水穗之國)「一六七」「一九九」  
 (食國)「一九九」

(香乎禮流國)「一六一」  
 (墩座國)「一六七」  
 (不奉仕國)「一九九」  
 くま(八十隈)「一三一」「一三八」  
 くまみ(道之阿回)「一五」  
 くみ(酌爾雖行)「一五八」  
 くも(雲)「二二五」  
 (青雲)「一六一」  
 (陣雲)「一六一」  
 くもがくる(雲隱如)「二〇七」  
 くもま(自雲間)「一三五」  
 くもる(雲居)「一三六」「二二〇」  
 クヤシ  
 くやしき(悔敷乎)「二二七」  
 (今叙悔)「二一九」  
 クラス  
 くらし(裏佐備晚)「一五九」  
 (浦不樂晚之)「二二〇」  
 (浦不恰晚之)「二二三」  
 クル  
 くれ(晚去之如)「二〇七」  
 くろかみ(吾黑髮爾)「八七」「八九」



くるし(苦流思母)「二二九」

ケ

け(筭)「一四二」

け(來經)(氣長成奴)「八五」

(氣長久)「九〇」

ケヌ(消)

けな(消者)「一九九」

けぬ(消言爾)「一九九」云

(消倍久)「一九九」

けごろも(毛許呂裳)「一九一」

けだし(蓋哉鳴之)「一一二」

けだしく(氣田敷藻)「一九四」

けふ(今日)「一五九」「一八四」

けふけふと(且今日且今日)「二二四」

ケム(複語尾)

けむ(塵家武)「一〇四」

(君之沾計武)「一〇八」

(來計武)「一六三」「一六四」

(寐價牟)「二二七」

(見監鳴)「一三四」

(將結)「一四三」

こきだくも(已伎太雲)「一三三」

(已伎太久母)「一三四」

コゲ

こぎ(榜來船)「一五三」

(榜來者)「二二〇」

こけ(蘿)「二二八」

ここ(此焉)「一九六」

(此間)「二二六」

こつだ(幾許)「二一〇」「二二〇」

こころ(心、情)

(此吾心)「一九〇」

(心)「二三〇」

(後心)「九八」「九九」

(心乎痛)「一三五」

(太心者)「一九〇」

(情爾)「一〇〇」

(情毛)「一四四」「一九六」「二一〇七」

(情違奴)「一七六」

こさめ(霈霖)「二三〇」

コス

こせ(有巨勢濃香毛)「一九九」

こそ(助詞)

(風已曾)「一三八」

(浪已曾)「一三八」

(霧已曾婆)「二一七」

(露已曾婆)「二一七」

(吾許曾益目)「九二」

(戀禮許曾)「一一八」

(人社見良目)「一三三」「一三八」

(人社不知)「一四五」

(風社)「一三一」

(浪社)「一三一」

こそ(去年)「一一一」「二二四」

こち(乞通來禰)「一三〇」

(彼此之)「二一〇」

こち(己ち)(已知基督之)「二一〇」

(虛知期知爾)「二二三」

こちたかり(事痛有登母)「二二四」

こちたみ

(・乎繁美許知痛美)「一一六」

こと(事)

(不通事無)「一一九」

(見之事)「二二七」

(召言毛無)「一八四」

ごと(如)

(吾戀流其騰)「一一二」

(多和郎波乃如)「二二九」云

(天之如)「一九九」

(晚去之如)「二〇七」

(雲隱如)「二〇七」

(枝刺有如)「二二三」

(如手童兒)「二二九」

(朝露乃如也)「二二七」

(夕霧乃如也)「二二七」

ごと(每)(八十限每)「一三三」「一三八」

(野每)「一九九」

(乞泣每)「二一〇」

(不成樹別爾)「一〇一」

(乞哭別)「二二三」

(明言爾)「一六七」

こと(皆悉)「一九三」

(日之盡)「一五五」「一九九」

(夜之盡)「一五五」「二〇四」

ことさへぐ(言佐敝久)「一三五」

(言左敝久)「一九九」

ゴトシ(如)

こどく(川藻之如久)「一九六」

(茂之如久)「二一〇」

(天見如久)「一六八」

(靡如久)「一九九」

(茂之如)「二二三」

この(此吾心)「一九〇」

(靡此山)「一三一」「一三八」

(此道)「一三一」「一三八」

(此年己呂)「一九二」

この(ころ)(比來)「二二三」

この(した)(樹下)「九二」

この(ま)(木間)「一三四」

(木際)「一三三」「一三九」

こはた(木旗能上)「一四八」

こひ(戀)(我戀)「八八」

(誰戀爾有目)「一〇二」

(戀乎太爾)「二二九」云

(戀爾)「二二九」

こひたき(戀痛吾弟)「一三〇」



コフ(乞)  
 こひ(乞泣毎)「二一〇」  
 (乞哭別)「二二三」  
 コフ(戀)  
 こひ(吾不戀有乎)「一四〇」  
 (吾孤悲念乎)「一〇二」  
 (人目爾戀而)「一七〇」  
 (隱耳戀管在爾)「二〇七」  
 (戀年不有者)「八六」「二一〇」  
 (戀管不有者)「一一五」  
 (戀二家里)「一一七」  
 (戀痛)「一三〇」  
 (戀渡鴨)「二〇〇」  
 (待可將戀)「一五二」  
 (待加戀良武)「二一〇」  
 (戀良武鳥者)「一一二」  
 こふる(吾戀流其騰)「一一二」  
 (吾戀流妹)「二一〇」  
 (戀流鳥鴨)「一一二」  
 (吾戀君)「一五〇」  
 (汝戀妹)「二二三」  
 (吾戀千重之一隔)「二〇七」

こふれ(戀禮許會)「一一八」  
 (雖戀)「二二三」  
 (戀友)「二一〇」  
 こま(青駒)「一三六」  
 こまくら(木枕)「二二六」  
 こまつ(子松)「一四六」「二二八」  
 こまつるぎ(狛劍)「一九九」  
 こもりぬ(隱沼)「二〇一」  
 コモル  
 こもり(隱耳戀管在爾)「二〇七」  
 こもる(孀隱有)「一三五」  
 コユ  
 こえ(越而)「一九九」  
 (越來奴)「一三一」「一三八」  
 こゆ(君之獨越武)「一〇六」  
 こら(子等)「一一七」  
 ころも(衣)「一九四」「二三〇」  
 (衣之袖)「一五九」  
 (衣袖)「一三五」  
 こゑ(雷之聲)「一九九」

サカユ(榮)  
 さかえ(將榮等)「一八三」  
 さかゆる(榮時爾)「一九九」  
 サカル(放、離)  
 さかり(月牟離而)「一六一」  
 (星離去)「一六一」  
 (里者放奴)「一三一」  
 (里放來奴)「一三八」  
 (放居而)「一五〇」  
 さかる(彌年放)「二一一」  
 (益年離)「二一四」  
 さき(崎)(幸乃崎)「一三五」  
 サク(開、咲)(四)  
 さき(花耳開而)「二〇二」  
 (開香將散)「二二二」  
 (咲而散去流)「二二〇」  
 さく(木丘開道)「一八五」  
 サク(放)(下二)  
 さけ(輿放而)「一五三」  
 (振放見年)「一五九」「一九九」  
 (振放見者)「一四七」  
 サクム

さくみ(石根左久見手)「二一〇」  
 (石根割見而)「二二三」  
 ささ(小竹)「一三三」  
 ササゲ  
 ささげ(指擧有)「一九九」  
 ささなみの(神樂浪乃)「一五四」  
 (神樂波)「二〇六」  
 (樂浪)「二二八」  
 さざれなみ(左射禮浪)「二〇六」  
 サス(指)  
 さし(海邊乎指而)「一三一」「一三三」  
 (指上)「一六七」一云  
 サス(射)  
 さし(入日刺奴禮)「一三五」  
 さすたけの(刺竹之)「一六七」一云  
 (刺竹)「一九九」一云  
 サセリ  
 させる(枝刺有如)「二二三」  
 さたのをかべ(佐太乃岡邊)「一七七」  
 「一八七」「一九二」  
 (佐田乃岡邊)「一七九」

サダム(定)  
 さだめ(定之)「一九九」  
 (定賜而)「一九九」  
 (定賜)「一九六」  
 さつや(得物矢)「一三〇」  
 さと(里)「一三一」「一三八」「二〇七」  
 (角里)「一三八」  
 (吾里)「一〇三」  
 (古爾之郷)「一〇三」  
 さなかつら(狹名葛)「九四」  
 サヌ(眞寐)  
 さね(佐不寐者)「九四」  
 さぬる(左宿夜)「一三五」  
 さぬきのくに(讚岐國)「二二〇」  
 さねかつら(狹根葛)「二〇七」  
 さひのくまみ(作日之隈回)「一七五」  
 さぶし(不怜毛)「二一八」  
 さびしみ(不怜彌可念而)「二二七」  
 さへ(助)(佐倍)「一九八」一云  
 サヘグ  
 さへぐ(言佐敝久)「一三五」

(言左敝久)「一九九」  
 サマヨフ  
 さまよひ(佐麻欲比奴禮者)「一九九」  
 さみねのしま(狹岑之島)「二二〇」  
 さみのやま(佐美乃山)「二二二」  
 サモラフ  
 さもらひ(佐母良比不得者)「一九九」  
 さもらへ(雖伺侍)「一八四」  
 (雖侍候)「一九九」  
 さや(清爾毛不見)「一三五」  
 (三山毛清爾)「一三五」  
 さよ(佐夜深而)「一〇五」  
 ザリ(複)  
 ざら(吾不戀有乎)「一四〇」  
 (不荒有益乎)「一七三」  
 ざり(不見在之物乎)「一七五」  
 (不生有之草)「一八一」  
 ざる(不成有者)「一〇二」  
 サル(去)  
 さら(暮去者)「二二二」



さり(春去來者)「一九九」  
され(夕去者)「一三八」  
(暮去者)「一五九」  
さわぎ(弓波受乃驟)「一九九」  
さわぐ(白浪散動)「二一〇」

シ

し(爲)(侍宿爲爾往)「一七九」  
し(助)  
(吾名之惜毛)「九三」  
(吾志悲毛)「一八三」  
(取與物之無者)「二一〇」  
(取委物之無者)「二二三」  
(空蟬師)「一五〇」  
(雪之摧之彼所爾摩家武)「二一〇」  
(神西座者)「二〇五」  
(里爾思有者)「二〇七」  
(旅爾之有者)「一四二」  
(磐根四卷手)「八六」  
(磐根之卷有)「二二三」  
(泣耳師所哭)「二三〇」

四

(背之不得者)「二一〇」「二二三」  
(別之來者)「一三五」  
(置而之來者)「一三一」「一三八」  
(似之不去者)「二〇七」  
(所已乎之毛)「一九六」二云  
(其乎霜)「二〇四」  
(然之毛將有)「一九九」  
(何然毛)「一九六」  
(波之伎余思)「一三一」二云  
(早敷屋師)「一三八」  
(早布屋師)「一九六」  
(能啖八師)「一三一」  
(縱畫屋師)「一三一」  
(縱惠夜思)「一三八」  
(吉啖八師)「一三八」  
(シヲ加ヘテヨムモノ)  
(奈何可)「一六三」「一六四」  
(何鴨)「二三〇」  
(復)(不待)「九〇」  
しか(然之毛將有)「一九九」  
しが(地名)(四賀乃幸崎)「一五二」  
しが(さ)され(志賀左射禮浪)「二

しが(つ)(志我津子)「二一八」  
(志我津之子)「二一八」二云  
しが(ら)み(四我良美)「一九七」  
シカリ(然有)  
しか(れ)(然有鴨)「一九六」  
(雖然)「一九九」  
しきた(への)(敷妙乃)「一三五」「一九  
五」「三〇」  
(敷妙之)「一三八」「一九六」  
(色妙乃)「二二三」  
(布袴乃)「二二七」  
しきな(み)(跡位浪)「二一〇」  
シク(敷)  
しき(敷座國)「一六七」  
シク(及)  
しか(追及武)「一一五」  
しく(しく)(敷布爾)「二〇六」  
しげ(け)(繁計久)「一九九」  
シゲシ(茂、繁)  
しげ(く)(繁荒有可)「二三二」  
しげ(き)(浪音乃茂濱邊)「二二〇」

(茂之如久)「二一〇」  
(茂之如)「二二三」  
しげ(み)(人事乎繁美)「一一六」  
(黃葉乎茂)「二〇八」  
し(こ)(醜)(鬼乃益卜雄)「一一七」  
し(じ)もの(鹿自物)「一九九」  
した(天下)「一六二」「一六七」  
(五百重之下)「二〇五」  
(樹下)「九二」  
シタブル  
した(ぶ)る(下部留妹)「二一七」  
しづ(く)(山之四附)「一〇七」「一〇八」  
(山之四付)「一〇七」  
シヅマル  
しづ(ま)り(安定座奴)「一九九」  
シヅム(沈)  
しづ(ま)將沈)「一二九」  
しづ(み)沈之)「二二九」  
シヅム(鎮)  
しづ(め)鎮目金津毛)「一九〇」  
しな(ぬ)(信濃)「九六」「九七」  
シナユ

しな(え)(念之奈要而)「一三一」  
(思志萎而)「一三八」  
(念之萎而)「一九六」  
シヌ  
しな(死奈麻死物乎)「八六」  
シヌブ  
しぬ(ば)(思奴幡武)「二三三」  
(將偲)「一三一」「一九九」  
しぬ(び)(思將往)「一九六」  
しぬ(ぶ)(志怒布良武)「一三一」  
シノブ  
しの(び)(忍金手武)「二二九」二云  
しひ(椎之葉)「一四二」  
しほ(潮)(鹽滿來奈武)「二二二」  
しほ(け)(鹽氣)「一六二」  
しほ(ひ)(鹽干)「二一九」  
しま(島)「一七八」「一八〇」「一八八」  
(狹岑之島)「二二〇」  
(島宮)「一七〇」「一七一」「一七  
二」「一七九」  
(島御橋)「一八七」  
(島之荒磯)「一八一」

(島乃御門)「一八九」  
(島御門)「一七三」  
しま(しく)も(須臾毛)「一九」  
しま(ら)くは(須臾者)「一三七」  
しみ(づ)(山清水)「一五八」  
シム(令)  
しめ(令落)「一〇四」  
しも(標)「一一五」「一五二」「一五四」  
しも(霜)「八七」「八九」  
(露霜乃)「一三一」「一三八」  
(露霜之)「一九九」  
しも(つ)せ(下瀬)「一九四」「一九六」  
ジモノ(鹿自物)「一九九」  
(鳥自物)「二一〇」「二二三」  
(男自物)「二二四」  
シラシメス  
しら(し)めし(所知食世者)「一六七」  
(所知食之)「一六二」  
しら(し)めす(所知食登)「一六七」  
(所知行神之命)「一六  
七」  
シラス



しらす(國所知麻之)「一七一」  
 しらし(所知流)「二〇〇」  
 (所知奴)「二〇二」  
 しらなみ(白浪)「二二〇」  
 シル(知)  
 しら(爲便知之也)「一九六」  
 (日月毛不知)「二〇〇」  
 (不知)「二〇一」「二二三」「二二四」  
 (不知母)「二〇八」  
 (行方不知毛)「一六七」  
 (道太爾不知)「二二〇」  
 (不知而)「二〇八」「二云」  
 (人社不知)「一四五」  
 (不知爾)「二〇七」  
 (世武爲便不知爾)「二二〇」  
 (歸邊不知爾爲)「一六七」  
 (道之白鳴)「一五八」  
 (家知者)「二二〇」  
 (妻知者)「二二〇」  
 しり(益爲爾知而)「一〇九」  
 (知而加)「一四〇」

(人應知見)「二〇七」  
 (知勢婆)「一五一」  
 (後心乎知勝奴鴨)「九八」  
 (松者知良武)「一四五」  
 (知人會引)「九九」  
 しろたへの(白妙乃)「一九九」  
 (白妙之)「二二〇」  
 (白妙)「二三〇」  
 (白栲)「二三三」

ス

ス(爲)  
 セ(世武爲便)「二〇七」「二二〇」  
 (爲便)(セムスベ)「二三三」  
 (片戀將爲跡)「一七」  
 (不爲者)「一八九」  
 (忘世奴)「一九八」  
 し(不引爲而)「九七」  
 (姬爾爲而也)「二一九」  
 (廬作而)「二二〇」  
 (爲乍)「一九六」「二云」

す(得難爾爲云)「九五」  
 (歸邊不知爾爲)「一六七」  
 する(吾爲君)「一六四」  
 (宮道叙爲)「一九三」  
 (旅宿鴨爲留)「一九四」  
 (待宿爲鴨)「一七四」  
 (宮出毛爲鹿)「一七五」  
 すれ(願爲騰)「一三一」「一三五」  
 (願雖爲)「一三八」  
 ズ(複語尾)  
 ず(時不在)「二一七」  
 (不令見)「一九九」  
 (不厭)「一九六」  
 (屋戸不借)「二二六」「二二七」  
 (清爾毛不見)「二三五」  
 (道太爾不知)「二二〇」  
 (幾毛不有)「二三五」  
 (不奉仕立向之毛)「一九九」  
 (不止行者)「二〇七」  
 (戀管不有者)「一一五」  
 (戀乍不有者)「八六」「二二〇」  
 (佐不寐者)「九四」

(情毛不解)「一四四」  
 (不御問)「一六七」  
 (不所聞)「二〇七」  
 (夜晝登不云行路)「一九三」  
 (名耳不絶)「一九六」  
 (日月毛不知)「二〇〇」  
 (不止出見之)「二〇七」  
 (不引爲聞)「九七」  
 (妹爾不相而)「二二五」  
 (不渡而)「一三〇」  
 (不知而)「二〇八」「二云」  
 (不潛)「一七〇」  
 (不在)「一九六」  
 (不座十方)「一七二」  
 (行方不知毛)「一六七」  
 (不知母)「二〇八」  
 (不言八)「一六〇」  
 (過去計良受也)「二二二」  
 (不言八方)「二二四」  
 ぬ(忘世奴)「一九八」  
 (有巨勢濃香毛)「一一九」  
 (知勝奴鴨)「九八」

(不所忘)「一九八」  
 (雖見不飽)「二二〇」  
 (實不成樹)「一〇一」  
 (不成樹)「一〇一」  
 (不相君)「一九四」  
 (不奉仕國)「一九九」  
 (不寐夜)「一五六」  
 (未渡朝川渡)「一一六」  
 (不見思者)「二二〇」  
 (未過爾)「一九九」  
 (不相香裳)「一四八」  
 (飽不足香裳)「二〇四」  
 (不所忘鴨)「一四九」  
 (入不勝鴨)「一八六」  
 ね(人社不知)「一四五」  
 (多香根者)「二三三」  
 (不勝者)「一五〇」  
 (未盡者)「一九九」  
 (似之不去者)「二〇七」  
 (佐母良比不得者)「一九九」  
 (有不得者)「二〇七」  
 (背之不得者)「二二〇」「二三三」

(於身副不寐者)「一九四」  
 (不爲者)「一八九」  
 (不飽鴨)「一七九」  
 すがた(光儀)「二二九」  
 すぎ(杉)(神須疑)「一五六」  
 スゲ  
 すぎ(過半登)「一九九」  
 (未過爾)「一九九」  
 (行過難寸)「一〇六」  
 (過而)「一三六」  
 (過伊去等)「二〇七」  
 (過去)「一九五」  
 (過去子等我)「二二七」  
 (過去計良受也)「二二二」  
 (過奴)「一九五」  
 スダツ  
 すだ(栖立去者)「一八二」  
 すべ(爲便)「一九六」「二三三」  
 (爲便乎無見)「二〇七」  
 (將言爲便)「二〇七」  
 (世武爲便)「二〇七」「二二〇」  
 スマフ







タツ  
 (立渡禮)「二二五」  
 たて(秋立者)「一九六」  
 タツ(下二)  
 たて(鳥堀立)「一八二」  
 タツサハル  
 たづさはり(袖携)「一九六」  
 (携手)「二二三」  
 たてる(野中爾立有)「一四四」  
 (立有槻木)「二一〇」  
 たなぐもり(旦覆)「一八八」  
 たなびく(陣雲之)「一六一」  
 たに(谷)(谷爾)「二二四」一云  
 だに(助)(戀乎太爾)「二二九」云  
 (道太爾不知)「二二〇」  
 (獨谷)「二〇七」  
 (明日谷)「一九八」  
 (夢爾谷)「一七五」  
 (髣髴谷裳)「二一〇」  
 タノム(憑)  
 たのみ(思憑)「一六七」「二〇七」  
 たのめり(恃有之)「二二三」

たばさみ(手挿)「二三〇」  
 たび(旅)(旅爾之有者)「一四二」  
 たび(度)(萬段)「一三一」「一三八」  
 たび(手火)「三三〇」  
 たびね(旅宿)「一九四」  
 タブ  
 たへ(不勝者)「一五〇」  
 タブ  
 たぶ(勤多扶倍思)「二二八」  
 たふとからむ(貴在等)「一六七」  
 タフトシ  
 たふとき(幾許貴寸)「二二〇」  
 たま(玉有者)「一五〇」  
 (緣來玉乎)「二二六」  
 たまかぎる(玉蜻)「二〇七」  
 (珠蜻)「二二〇」  
 たまかつら(玉葛)「一〇一」「一〇二」  
 たまかつら(玉藪)「一四九」  
 たまくしげ(玉匣)「九三」「九四」  
 たまくら(手枕)「二一七」  
 たまだすき(玉手次)「一九九」「二〇七」

二八  
 たまだれの(玉垂乃)「一九四」  
 (玉垂之)「一九五」  
 たまづさの(玉梓之)「二〇七」「二〇九」  
 たまどこ(玉床)「二二六」  
 タマフ(賜、給)  
 たまは(召賜萬旨)「一五九」  
 (問給麻思)「一五九」  
 たまひ(定賜)「一九六」  
 (治賜)「一九九」  
 (安騰毛比賜)「一九九」  
 (喚賜而)「一九九」  
 (覆賜而)「一九九」  
 (拂賜而)「一九九」  
 (定賜而)「一九九」  
 (隱賜奴)「二〇五」  
 (遊賜之)「一九六」  
 たまふ(定賜等)「一九九」  
 (召賜良之)「一五九」  
 (問賜良志)「一五九」  
 (忘賜哉)「一九六」  
 (背賜哉)「一九六」

たまへ(任賜者)「一九九」  
 (申賜者)「一九九」  
 たまほこの(玉梓之)「二二〇」「二三〇」  
 (玉梓)「二〇七」  
 たままつ(玉松)「一一三」  
 たまも(玉藻)「一一一」「一二一」  
 三五「一三八」「一九四」  
 四「一九六」  
 たまも(裳)(玉藻)「一九四」  
 たまもなす(玉藻成)「三三」「三五」  
 「三八」「一九四」  
 たまもよし(玉藻吉)「二二〇」  
 たため(爲誰可)「一五四」  
 たもと(誰之手本乎)「一三一」一云  
 「一三八」  
 タユ  
 たえ(不絶)「一九六」  
 (絶奴)「一九六」  
 たゆれ(絶者)「一九六」  
 たゆたひに(絶多日)「一二二」  
 タユタフ

たゆたふ(猶預不定見者)「一九六」  
 タリ(複語尾)  
 たり(衣多利)「九五」  
 (得有)「九五」  
 (亂有等母)「二二四」  
 (天足有)「一四七」  
 たる(照而有)「三三〇」  
 (指擧有)「一九九」  
 (敵見有)「一九九」  
 (荒有可)「三三二」  
 (立儀足)「一五八」  
 タル(滿、足)  
 たら(飽不足香裳)「二〇四」  
 たり(滿將行)「二二〇」  
 たれ(誰加)「一八七」  
 (誰將告)「二二六」  
 たわらは(多和郎波)「二二九」一云  
 (如手童兒)「二二九」  
 タナル  
 たをら(手折目杼)「一六六」

ちたび(千遍)「一八六」  
 ちはやぶる(千磐破)「二〇一」「一九九」  
 ちへ(千重之一隔)「二〇七」  
 ちまた(八衢)「一二五」  
 ちよ(千代)「一八三」「二二八」  
 ちよろづかみ(千萬神)「一六七」  
 ちり(散之亂爾)「一三五」  
 チル(散)  
 ちり(落去奈倍爾)「二〇九」  
 (啖而散去流)「二二〇」  
 (塵家武)「一〇四」  
 (知里勿亂會)「一三七」一云  
 (勿散禰)「二三三」  
 (勿散亂會)「一三七」  
 ちる(將散)「二二一」  
 ツ(複語尾)  
 て(刈手名)「二二二」  
 (忍金手武)「二二九」一云  
 (伊麻之豆)「二二〇」  
 (伊座而)「一九九」



(安母理座而)「一九九」  
 (集座而)「一六七」  
 (下座而)「一八八」  
 (高知座而)「一六七」  
 (太布座而)「一六七」  
 (太敷座而)「一九九」  
 (幸而)「一九六」  
 (所念食而)「一九九」  
 (覆賜而)「一九九」  
 (定賜而)「一九九」  
 (喚賜而)「一九九」  
 (拂賜而)「一九九」  
 (高之奉而)「一九九」  
 (裝束奉而)「一九九」  
 (仰而待爾)「一六七」  
 (置而)「一一二」「一七」「二二七」「二二七」  
 (置而之來者)「一三二」「一三八」  
 (聞而)「一〇七」  
 (名耳聞而)「一〇七」「一云」  
 (聞而有不得者)「一〇七」  
 (花耳開而)「一〇二」

(咲而散去流)「二二〇」  
 (著而有)「一九九」  
 (邊附而)「一五三」  
 (繼而見麻思乎)「九一」  
 (纏而)「一一七」  
 (卷而)「一一三」  
 (伊行而)「一一三」  
 (居明而)「八九」  
 (海邊乎指而)「一三一」「一三八」  
 (枕爾爲而)「一一〇」  
 (立而)「一一七」  
 (溼漬而)「一一〇」  
 (持而加欲波久)「一一三」  
 (取持而)「一一〇」「一三〇」  
 (卷持而)「一五〇」  
 (於可美爾言而)「一〇四」  
 (念而)「一九四」「一七」  
 (念而有之)「一八三」  
 (喚而)「一〇七」  
 (割見而)「一一三」  
 (思憑而)「一六七」「一〇七」  
 (裏而)「一六〇」

(人者反而)「一四三」  
 (月牟離而)「一六一」  
 (益爲爾知而)「一〇九」  
 (知而加)「一四〇」  
 (取而)「一六〇」  
 (探而)「一一一」  
 (通而沾奴)「一三五」  
 (交而)「一一四」  
 (亂而來禮)「一九九」  
 (棍引折而)「一一〇」  
 (過而來計類)「一三六」  
 (漬而奴禮計禮)「一一八」  
 (戀而)「一七〇」  
 (宇真人佐備而)「九六」  
 (開而行者)「九三」  
 (船浮而)「一一〇」  
 (懸而將偲)「一九九」  
 (奧放而)「一五三」  
 (佐夜深而)「一〇五」  
 (片設而)「一九一」  
 (搔別而)「一六七」  
 (八重雲別而)「一六七」云

(越而)「一九九」  
 (念之奈要而)「一三二」  
 (念之萎而)「一九六」  
 (思志萎而)「一三八」  
 (沾而)「一九四」  
 (遺居而)「一五」  
 (放居而)「一五〇」  
 (離居而)「一五〇」  
 (來而)「一一六」  
 (慮作而)「一一〇」  
 (不引爲而)「九七」  
 (嫗爾爲而也)「一二九」  
 (泣乍在而哉)「一五五」  
 (往而毛將告)「一一〇」  
 (名具鯨兼天)「一九四」  
 (磐根四卷手)「八六」  
 (左久見手)「一一〇」  
 (深目手思騰)「一三五」  
 (去年見而之)「一一一」「一二四」  
 (妹爾不相而)「一二五」  
 (不知而)「二〇八」云  
 (不渡而)「一一〇」

(テヲ加ヘテヨムモノ)  
 (相不勝<sub>テ</sub>)「二二五」  
 (定賜<sub>テ</sub>)「一九六」  
 (太布座<sub>テ</sub>)「一六七」  
 (麻衣著<sub>テ</sub>)「一九九」  
 (次<sub>テ</sub>來)「一一〇」  
 (念<sub>テ</sub>居可)「一一七」  
 (過<sub>テ</sub>伊去等)「一〇七」  
 (來<sub>テ</sub>毛問益乎)「一一〇」  
 (定<sub>テ</sub>之)「一九九」  
 (似<sub>テ</sub>之不去者)「一〇七」  
 (鎮目金津毛)「一九〇」  
 (搔入津良武香)「一一三」  
 (見都良武香)「一一三」  
 (ツヲ加ヘテモノ)  
 (射見<sub>ツ</sub>香)「一三九」  
 (袖會振鶴)「一〇七」  
 (止會金鶴)「一七八」  
 (夢所見鶴)「一五〇」  
 (嘆鶴鴨)「一八八」  
 ツ(助詞)(常都御門)「一七四」  
 (奧津加伊)「一五三」

(邊津加伊)「一五三」  
 (ツヲ加ヘテヨムモノ)  
 (奧<sub>ツ</sub>波)「一一一」  
 つかのま(束間毛)「一〇」  
 ツカハス  
 つかはしし(遣使)「一九九」  
 つかひ(使)「一〇七」「一〇九」  
 ツカフ  
 つかへ(奉仕之)「一七六」  
 つかふる(御陵奉仕流)「一五五」  
 つからし(馬疲爾)「一六四」  
 つき(月)(日月)「一六七」「一〇〇」  
 (照月)「一〇七」  
 (渡相月)「一三五」  
 (夜渡月)「一六九」  
 (月牟離而)「一六一」  
 つきのき(槻木)「一一〇」  
 (百兄槻木)「一一三」  
 ツク(著)  
 つき(著而有)「一九九」  
 つく(神會著常云)「一〇一」



ツク(附)「枕付」二一〇「二二二」  
 ツク(邊附而)「一五三」  
 ツク(吐)  
 つき(氣衝明之)「二一〇」  
 (息衝明之)「二二三」  
 ツグ(繼)  
 つぎ(繼而)「九一」  
 (次來)「二一〇」  
 ツク(盡)(上)「」  
 つき(未盡者)「一九九」  
 ツグ(告)  
 つげ(將告登波)「一〇九」  
 (將告)「二二〇」二二六  
 つくよ(秋乃月夜)「二二一」  
 (秋之月夜者)「二二四」  
 ツクラス  
 つくらし(作良志之)「一九九」  
 つた(鶯)(延都多乃)「一三五」  
 つたふ(傳)(天傳)「一三五」  
 (水傳)「一八五」  
 つち(地)(天地)「一六七」一七六

「一九六」二一〇  
 つつ(有我欲比管)「一四五」  
 (伊波比伏管)「一九九」  
 (念乍)「一三五」一七六  
 (影爾所見乍)「一四九」  
 (歎管)「一一八」  
 (見乍)「二二五」  
 (見管)「二二三」  
 (振放見乍)「一五九」一九九  
 (群居乍)「一七七」  
 (爲乍)「一九六」二云  
 (在管裳)「八七」  
 (泣乍在而哉)「一五五」  
 (待乍將有)「二二三」  
 (思乍有者)「二二七」  
 (戀管在爾)「二〇七」  
 (戀乍不有者)「八六」二二〇  
 (戀管不有者)「一一五」  
 つつみ(池之堤)「二〇一」  
 (趁出乃堤)「二一〇」  
 つづみ(鼓)「一九九」  
 ツム

つつみ(裏而)「一六〇」  
 ツドフ  
 つどひ(集座而)「一六七」  
 ツトム  
 つとめ(勤多扶倍思)「一二八」  
 つぬさはふ(角郵經)「一三五」  
 つぬのうらみ(角乃浦回)「一三一」  
 つぬのさと(角里)「一三八」  
 つね(常丹跡)「二〇六」  
 つのうら(津乃浦)「一三八」  
 つひに(遂爾)「九四」  
 つま(婦)「一五三」一九四  
 (妻)「二二〇」二二二  
 (愛伎妻等者)「二一〇」  
 つまごもる(婦隱有)「一三五」  
 つまのこ(婦子)「二二七」  
 つまや(婦屋)「二一〇」二二三  
 ツム  
 つみ(採而)「二二二」  
 つむじ(飄)「一九九」  
 つもり(津守之占)「一〇九」

つゆ(露)「二二七」  
 (且露)「一九四」  
 (朝露)「二二七」  
 (露霜乃)「一三一」一三八  
 (露霜之)「一九九」  
 つらを(都良絃)「九九」  
 つるぎ(劍)「一九四」  
 (狛劍)「一九九」  
 つるぎたち(劍刀)「一九四」二二七  
 つれ(由縁母無)「一六七」  
 (所由無)「一八七」  
 テ  
 て(手)「一五〇」一三〇  
 (大御手)「一九九」  
 テラス  
 てらせ(雖照)「二二一」  
 テラセリ  
 てらせれ(日者雖照有)「一六〇」  
 テル  
 てり(照而有)「一三〇」  
 てる(朝日互流)「一七七」

(朝日照)「一九二」  
 (且日照)「一八九」  
 (照月)「二〇七」  
 と(生跡毛無)「二二二」  
 (生刀毛無)「二二五」二二七  
 と(助詞)(君與時々)「一九六」  
 (吾妹子與二人)「二一〇」二二  
 (天地與)「一七六」  
 (日月與共)「二一〇」  
 (宇都會臣跡念之)「一九六」  
 (宇都會臣與念之)「二二〇」二云  
 (宇都會臣等念之)「二二三」  
 (打蟬等)「一九九」一云  
 (打蟬等念之)「二一〇」  
 (大夫跡)「一三五」  
 (萬代跡)「一九九」  
 (伊卷渡等)「一九九」  
 (虎可叫吼登)「一九九」  
 (過牟登)「一九九」

(將見等念八方)「一九八」  
 (相屋常念而)「一九四」  
 (長等思伎)「一五七」  
 (常丹跡君之)「二〇六」  
 (共將終登)「一七六」  
 (將榮等)「一八三」  
 (滿波之計武跡)「一六七」  
 (浦無等)「一三一」  
 (浦無跡)「一三八」  
 (磯無等)「一三一」一云  
 (滴無等)「一三一」一三八  
 (弟世登吾將見)「一六五」  
 (野火登見)「二三〇」  
 (賀欲布跡羽)「一四八」  
 (不欲常將言可聞)「九六」  
 (夜晝登不言)「一九三」  
 (知跡言莫君)「九七」  
 (多計登雖言)「二二四」  
 (今波長跡)「二二四」  
 (勿念跡君者雖言)「一四〇」  
 (入澄不言八)「一六〇」  
 (在常不言爾)「一六六」



(消等言)「二二七」  
 (失等言)「二二七」  
 (過伊去等)「二〇七」  
 (有登不言八方)「二二四」  
 (雷之聲登聞麻底)「一九九」  
 (神等座者)「二〇四」  
 (神之命等)「一六七」  
 (神乃御面跡)「二一〇」  
 (常都御門跡)「一七四」  
 (何時跡)「一四〇」  
 (遊士跡)「二二六」  
 (敷座國等)「一六七」  
 (家跡住)「一八〇」  
 (常宮等)「一九九」  
 (常宮跡定賜)「一九六」  
 (枕等卷面)「二二三」  
 (伊座等)「二一〇」  
 (座等)「二二三」  
 (所知食登)「一六七」  
 (妹待跡……)「一〇七」  
 (吾乎待跡……)「一〇八」  
 (定賜等)「一九九」

(倭邊遣登)「一〇五」  
 (神佐扶跡)「一九九」  
 (此間有跡)「二二六」  
 (治跡)「一九九」  
 (和爲跡)「一九九」  
 (掃部等)「一九九」云  
 (將相等)「二〇七」  
 (後將見跡)「一四六」  
 (安良無等)「一九九」云  
 (將有登)「一九九」  
 (貴在等)「一六七」  
 (如是有乃)「一五一」  
 (不知等)「二二三」  
 (有八等)「二〇七」  
 (公相哉登)「一九四」云  
 (山久遊久登)「一三〇」  
 (將告登波)「一〇九」  
 (とヲ加ヘテヨムモノ)  
 (荒床、自伏)「二一〇」  
 (如何、問者)「二三〇」  
 (宇都會臣、念之)「二二三」  
 ど(助詞)

(二人行杼)「一〇六」  
 (深目手思騰)「一三五」  
 (欲見騰)「一〇七」  
 (願爲騰)「一三一」「一三五」  
 (手折目杼)「一六六」  
 (有之香杼)「一九〇」  
 (鳥者雖多)「二二〇」  
 (雖言)「二二四」  
 (雖伺侍)「一八四」  
 (雖侍候)「一九九」  
 (願雖爲)「一三八」  
 (妹庭雖在)「二二三」  
 (妹者雖有)「二二〇」  
 (妹庭雖有)「二二三」  
 (君名者雖有)「九三」  
 (日者雖照有)「一六九」  
 (酌爾雖行)「一五八」  
 とき(時)(念之時)「一九六」「二二三」  
 (念之時爾)「二一〇」  
 (相時)「一四〇」  
 (榮時爾)「一九九」  
 (初時之)「一六七」

(息時毛無)「一七七」  
 (脱時毛無)「一五〇」  
 (分之時爾)「一六七」  
 (乾時)「一五九」  
 (島乎見時)「一七八」  
 ときつかせ(時風)「二一〇」  
 ときどき(時々)「一九六」  
 ときならず(時不在)「二二七」  
 トク  
 とけ(情毛不解)「一四四」  
 どくら(鳥堀)「一八一」  
 とこつみかど(常都御門)「一七四」  
 とことはに(常登婆爾)「一八三」  
 とこみや(常宮)「一九六」「一九九」  
 とこやみ(常闇)「一九九」  
 とし(年替左右)「一八〇」  
 (彌年放)「二一一」  
 (益年離)「二二四」  
 としごろ(此年已呂乎)「一九二」  
 トトノフ  
 ととのふる(齊流)「一九九」  
 とねり(舍人)「二〇一」

とのゐ(侍宿)「一七四」「一七九」  
 トハス(御問)  
 とはさ(不御問)「一六七」  
 トフ(問)  
 とは(問益乎)「二一〇」  
 とひ(問給麻思)「一五九」  
 (問賜良志)「一五九」  
 とへ(問者)「二二〇」  
 トブ(飛)  
 とび(飛反來年)「一八一」  
 とふ(と言)  
 (得難爾爲云)「九五」  
 (神會著常云)「一〇一」  
 (消言爾)「一九九」云  
 どふとりの(飛鳥)「一九四」「一九六」  
 とほ(彌遠爾)「一三一」「一三八」  
 とほしもの(鳥穗自物)「二一〇」  
 とほながく(彌遠長久)「一九六」  
 トホル  
 とほり(通而)「一三五」  
 とまり(泊流登麻里)「二二三」  
 (泊之登萬里)「一五一」

トマル  
 とまり(立留)「二二〇」  
 トム  
 とめ(止曾金鶴)「一七八」  
 とも(共)(共將終)「一七六」  
 (日月與共)「二二〇」  
 とも(助詞)(無友)「一三一」  
 (無鞞)「一三一」  
 (念息登母)「一四九」  
 (霜者零騰文)「八九」  
 (亂有等母)「二二四」  
 (事痛有登母)「一四四」  
 (不座十方)「一七二」  
 (雖無)「一三八」  
 ども(助詞)  
 (由遊志計禮杼母)「一九九」云  
 (恐有騰文)「一九九」  
 (見良目杼母)「一四五」  
 (嘆友)「一一七」「二一〇」  
 (亂友)「一三三」  
 (戀友)「二一〇」  
 (依目友)「九八」



(雖惜)「一三五」  
(雖嘆)「一〇四」「二二三」  
(雖照)「二二一」  
(雖言)「一四〇」  
(雖度)「二一四」  
(雖禱祈)「二〇二」  
(雖戀)「二二三」  
(雖視)「一四八」  
(雖見)「一九八」「二二〇」  
(雖然)「一九九」

トモシ

ともしき(文爾乏寸)「一六二」  
とら(虎)「一九九」  
とり(鳴鳥之)「一九二」  
(喧鳥之)「二〇七」  
(住鳥毛)「一八〇」  
(去鳥之)「一九九」  
(婦之念鳥)「一五三」  
(戀流鳥鳴)「一一一」  
(戀良武鳥者)「一一二」  
(放鳥)「一七〇」「一七二」  
とりがなく(鳥之鳴)「一九九」

とりじもの(鳥自物)「二一〇」「二二三」  
トル  
とり(鯨魚取)「一三一」「一五三」  
(勇魚取)「一三八」  
(取而)「一六〇」  
(取與)「二〇〇」  
(取帶之)「一九九」  
(取波氣)「九九」  
(取持而)「二一〇」「二二〇」  
(取持流)「一九九」  
(取持之)「一九九」  
(取委)「二二三」  
トヲヨル  
とをよる(騰遠依子等)「二二七」

十

な(名)「二二八」  
(君名)「九三」  
(吾名)「九三」  
(妹之名)「二〇七」  
(名耳毛)「一九六」

(名耳聞而)「二〇七」「二云」  
な(助詞、禁)(勿念跡)「一四〇」  
(痛莫波禰會)「一五三」  
(痛勿波禰會)「一五三」  
(勿散亂會)「一三七」  
(知里勿亂會)「一三七」  
(荒勿行)「一七二」「一八〇」  
(勿落)「二〇三」  
(勿散禰)「二二三」  
(鹽干勿有會禰)「二二九」  
な(終助詞)(君爾因奈名)「二二四」  
(荊手名)「二二二」  
なが(汝)(汝戀)「二二三」  
ナガシ(長)  
ながく(長久天足有)「一四七」  
(長等思伎)「一五七」  
(氣長久成奴)「九〇」  
(氣長成奴)「八五」  
ながし(今波長跡)「二二四」  
ながき(長寸)「二二三」  
(長命乎)「二二七」  
なかのみなと(中乃水門)「二二〇」

ながら(隨)(皇子隨)「一九九」  
ナガル

ながれ(將流)「二二八」  
(流觸經)「一九四」  
ながるる(流淚)「一七八」  
(進留水)「一九七」  
なきさは(哭澤之神社)「二〇二」  
ナク

なか(泣耳師所哭)「二三〇」  
なき(鳴渡遊久)「一一一」  
(蓋哉鳴之)「一一二」  
(泣乍)「一五五」  
なく(鳥之鳴)「一九九」  
(鳴鳥之)「一九二」  
(喧鳥)「二〇七」  
(吾等哭淚)「一七七」  
(泣淚)「二一〇」  
(乞泣每)「二一〇」  
(乞哭別)「二二三」

なく(不)(道之白鳴)「一五八」  
なく(不)(知跡言莫君)「九七」  
(在常不言)「一六六」

(不有國)「一五四」  
(有勿國)「二三二」「三三四」  
(君毛不有爾)「一六三」「一六四」  
ナゲサム  
なぐさめ(名具鮫魚天)「一九四」  
なぐはし(名細之)「二二〇」  
なげき(嘆毛)「一九九」  
ナゲク

なげき(嘆鶴鴨)「一八八」  
(歎乍)「一一八」  
なげく(將嘆)「一三八」  
(朝嘆君)「一五〇」  
なげけ(嘆友)「一一七」「二一〇」  
(雖嘆)「二〇四」「二二三」  
なけれ(無有)  
(物之無者)「二一〇」「二二三」  
ナシ(無)  
なく(無軀)「二二二」  
(無友)「一三一」  
(雖無)「一三八」  
(不通事無)「一一九」

(脱時毛無)「一五〇」  
なし(乾時文無)「一五九」  
(息時毛無)「一七七」  
(召言毛無)「一八四」  
(生跡毛無)「二二二」  
(生刀毛無)「二二五」「二二七」  
(磯無等)「一三一」  
(浦無等)「一三一」  
(浦無跡)「一三八」  
(滴無等)「一三一」「一三八」  
(見人無爾)「二三二」  
なき(由緣母無)「一六七」  
(所由無)「一八七」  
(吉雲會無寸)「二一〇」  
(好雲叙無)「二二三」  
ナス(爲)  
なし(枕爾爲而)「二一〇」  
なす(霰成)「一九九」  
(入日成)「二一〇」「二二三」  
(鶉成)「一九九」  
(鏡成)「一九六」  
(玉藻成)「一三二」「一三五」



三八  
 (鳥翔成)「一四五」  
 ナセリ(鳴有)  
 なせる(吹響流)「一九九」  
 ナセリ(寝有)  
 なせる(奈世流君)「二二二」  
 なつくさの(夏草乃)「一三八」「一九六」  
 ナヅム  
 なづみ(名積來之)「二一〇」  
 (奈積來之)「二二三」  
 なに(奈何可)「一六三」  
 (奈何可)「一六四」  
 (何然毛)「一九六」  
 (何鴨)「二三〇」  
 なのはがた(難波方)「二二九」  
 ナビカフ  
 なびかひ(靡相之)「一九四」「一九六」  
 なびき(幡之靡)「一九九」  
 ナビク(靡)

なびき(名引之妹)「二〇七」  
 (靡寐之)「一三五」  
 (靡吾宿之)「一三八」  
 (靡足波爾)「一六二」  
 なびく(打靡)「八七」  
 (靡如久)「一九九」  
 なびけ(靡此山)「一三一」「一三八」  
 ナビケリ  
 なびける(生靡留)「一九六」  
 なべ(落去奈倍爾)「二〇九」  
 なほ(尙戀二家里)「一七」  
 なみ(浪已曾)「一三八」  
 (浪社)「一三一」  
 (浪之共)「一三一」「一三八」  
 (靡足波爾)「一六一」  
 (奧波)「二二三」  
 (白浪)「二二〇」  
 (跡位浪)「二二〇」  
 なみ(無)(津乃浦乎無美)「一三八」  
 (爲便乎無見)「二〇七」  
 (相因乎無見)「二一〇」  
 (相縁無)「二二三」

なみのと(浪音)「二一〇」  
 なみだ(涙)「二三〇」  
 (哭淚)「一七七」  
 (流淚)「一七八」  
 なゆたけの(奈用竹乃)「二二七」  
 ナリ(三有)  
 なら(衣有者)「一五〇」  
 (玉有者)「一五〇」  
 (誰戀爾有目)「一〇一」  
 なり(此間有跡)「二二六」  
 なる(入爾有吾)「一六五」  
 (香青生)「一三三」  
 (蚊青生)「一三八」  
 なる(ニ在)(山跡有)「九」  
 (石見爾有)「一九四」  
 (辛乃崎有)「一三五」  
 (上池有)「一七二」  
 ナル(生)  
 なら(實不成樹)「一〇一」  
 (不成樹)「一〇一」  
 (不成有者)「一〇一」  
 ナル(成)

なら(成益物乎)「一〇八」  
 (塞爲卷爾)「二〇三」  
 なり(成塗)「一六七」  
 (氣長久成奴)「九〇」  
 (氣長成奴)「八五」  
 (暮爾至者)「一九九」  
 二  
 に(荷)  
 (荷之緒)「一〇〇」  
 に(格助詞)  
 (香乎禮流國爾)「一六一」  
 (畝傍乃山爾)「二〇七」  
 (鏡山爾)「一五五」  
 (高圓山爾)「一三〇」  
 (羽易乃山爾)「二一〇」  
 (羽易山爾)「二二三」  
 (引手之山爾)「二二二」  
 (秋山爾)「一三七」  
 (山爾標結)「一五四」  
 (大島嶺爾)「九一」  
 (佐太乃岡邊爾)「一七七」「一八

七「一九二」  
 (眞弓乃崗爾)「一六七」  
 (檀崗爾)「一八一」  
 (天河原爾)「一六七」  
 (眞神之原爾)「一九九」  
 (御門之原爾)「一九九」  
 (乎知野爾過奴)「一九五」云  
 (荒野爾)「二一〇」「二二七」  
 (野中爾立有)「一四四」  
 (彼方野邊爾)「二一〇」  
 (趁出乃堤爾立有)「二一〇」  
 (淺香乃浦爾)「二二一」  
 (島乃御門爾)「一八九」  
 (多藝能御門爾)「一八四」  
 (淨之宮爾)「一六七」  
 (清御原乃宮爾)「一六二」  
 (島爾下座而)「一八八」  
 (島御橋爾)「一八七」  
 (輕市爾)「二〇七」  
 (吾里爾)「一〇三」  
 (古爾之郷爾)「一〇三」  
 (谷爾)「二二四」云

(石川爾)「二二五」  
 (道之阿回爾)「一一五」  
 (冬乃林爾)「一九九」  
 (荒礪乃上爾)「一三一」「一三八」  
 (荒礪面爾慮作而)「二一〇」  
 (礪之於爾)「一六六」  
 (登萬里人)「一五一」  
 (上瀨爾)「一九四」「一九六」  
 (下瀨爾)「一九四」「一九六」  
 (穗上爾霜相)「八八」  
 (雲居爾吹爾)「二二〇」  
 (五百重之下爾)「二〇五」  
 (枕爾置)「二二六」  
 (彼所爾塵家武)「一〇四」  
 (虛知期知爾)「二二三」  
 (行宮爾)「一九九」  
 (神社爾)「二〇二」  
 (池爾不潜)「一七〇」  
 (子松之末爾)「二二八」  
 (吾黑髮爾)「八七」「八九」  
 (情爾乘爾家留香問)「一〇〇」  
 (已(母)世爾)「一一六」



(念之時爾)「二一〇」  
 (榮時爾)「一九九」  
 (分之時爾)「一六七」  
 (朝爾置而)「一二七」  
 (暮爾至者)「一九九」  
 (萬代爾)「一七一」「一九九」  
 (千代爾將流)「二二八」  
 (孀屋之內爾)「二一〇」  
 (孀屋內爾)「二一三」  
 (安良蘇布波之爾)「一九九」云  
 (相競端爾)「一九九」  
 (貝爾交而)「二二四」  
 (笥爾盛飯)「一四二」  
 (椎之葉爾盛)「一四二」  
 (大御身爾大刀取帶之)「一九九」  
 (身二副)「二一七」  
 (於身副)「一九四」  
 (大御手爾弓取持之)「一九九」  
 (手爾卷持而)「一五〇」  
 (吾妹兒爾)「二一〇」  
 (君爾因柰名)「二一四」  
 (荒浪爾緣來玉)「二二六」

(吾爾語久)「二三〇」  
 (於可美爾言而)「一〇四」  
 (妹爾不相而)「二二五」  
 (人目爾戀而)「一七〇」  
 (津守之占爾將告)「一〇九」  
 (神風爾)「一九九」  
 (且露爾)「一九四」  
 (夕霧爾)「一九四」  
 (鷄鳴露爾)「一〇五」  
 (山之四附)「一〇七」「一〇八」  
 (山之四付)「一〇七」  
 (戀爾將沉)「二二九」  
 (神爾不勝者)「一五〇」  
 (散之亂爾)「一三五」  
 (天宮爾)「二〇四」  
 (形見爾)「二三三」  
 (神宮爾)「一九九」  
 (古爾戀流鳥鳴)「一一一」  
 (古爾戀良武鳥)「一一一」  
 (耳爾好似)「二二八」  
 (形見爾置有)「二一〇」「二三三」  
 (絕多日)「二二二」

(形見何)「一九六」  
 (聲爾聞而)「二〇七」  
 (影爾所見乍)「一四九」  
 (靡足波爾)「一六一」  
 (御名爾懸世流)「一九六」  
 (枕爾爲而)「二二〇」  
 (得難爾爲云)「九五」  
 (花爾有猿尾)「二二〇」  
 (遊士爾吾者有家里)「二二七」  
 (嫗爾爲而也)「二二九」  
 (酌爾雖行)「一五八」  
 (侍宿爲爾往)「一七九」  
 (常闇爾)「一九九」  
 (霏霖爾落者)「二三〇」  
 (八衢爾)「一三五」  
 (外爾見之)「一七四」  
 (何方爾)「一六二」「一六七」「一七」  
 (何時邊乃方)「八八」  
 (益爲爾短而)「一〇九」  
 (馬疲爾)「一六四」  
 (綾爾)「一九九」

(綾爾憐)「一九六」  
 (文爾乏寸)「一六一」  
 (文爾恐美)「一〇四」  
 (安幡爾)「二〇三」  
 (於保爾見敷者)「二一九」  
 (直爾不相香裳)「一四八」  
 (遂爾)「九四」  
 (常登婆爾)「一八三」  
 (敷布爾)「二〇六」  
 (彌高爾)「一三一」「一三八」  
 (彌遠爾)「一三一」「一三八」  
 (不成樹別爾)「一〇一」  
 (明言爾)「一六七」  
 (人能兒故爾)「二二二」  
 (君故爾)「二〇〇」  
 (如此耳故爾)「一五七」  
 (落去奈倍爾)「二〇九」  
 (三山毛清爾)「一三三」  
 (常丹跡)「二〇六」  
 (霜乃置萬代日)「八七」  
 (協流麻低爾)「一九九」  
 (見惑麻低爾)「一九九」云

(蘿生萬代爾)「二二八」  
 (夢爾谷)「一七五」  
 (實不成樹爾波)「一〇一」  
 (待爾者)「九〇」  
 (目爾者)「一四八」  
 (島宮爾者)「一七九」  
 (福路庭)「一六〇」  
 (妹庭雖在)「一一三」  
 (妹庭雖有)「一一三」  
 (伊勢能國爾母)「一六三」  
 (荷之緒爾毛)「一〇〇」  
 (清爾毛不見)「一三五」  
 (荒磯爾會)「一三五」  
 (伊久里爾會)「一三五」  
 (待爾可將待)「八五」  
 (能杼爾賀)「一九七」  
 (與杼爾加)「一九七」云  
 (旅爾之有者)「一四二」  
 (里爾思有者)「二〇七」  
 (神西座者)「二〇五」  
 (ニヲ加ヘテヨムモノ)  
 (家來而)「二二六」

(家來者)「一四二」  
 (引出山妹置)「二二五」  
 (越野過去)「一九五」  
 (向南山陳雲)「一六一」  
 (石橋生)「一九六」  
 (打橋生)「一九六」  
 (雲居會)「一三六」  
 (玉床之外向來)「二二六」  
 (相日)「二一九」  
 (宮道叙爲)「一九三」  
 (夕立而)「二一七」  
 (念之時)「一九六」「二二三」  
 (萬代然之毛)「一九九」  
 (手取持而)「二三〇」  
 (夢所見鶴)「一五〇」  
 (其故)「一六七」「一九六」  
 (所虛故)「一九四」  
 (八十隈每)「一三一」「一三八」  
 (共將終)「一七六」  
 (日月與共)「二一〇」  
 (塞爲卷爾)「二〇三」  
 (徒)「二三三」



(直相者)「一二五」  
 (綾哀)「一五九」  
 (懃欲見騰)「二〇七」  
 (髣髴見之)「二一七」  
 (髣髴谷裳)「二二〇」  
 (異所縁)「一一四」  
 (ニハ)(風流士者有)「一二七」  
 (妹者)「一一〇」  
 (一日者)「一八六」  
 (朝者)「一一七」  
 (夕者)「一一七」  
 (ニテ)(灰而座者)「一二三」  
 (打消)  
 (世武爲便不知爾)「二一〇」  
 (不知爾)「二〇七」  
 (不知)「一〇一」「一二三」  
 (不知等)「二二三」  
 (歸鴻不知爾爲)「一六七」云  
 に(接續)  
 (見人無爾)「一二三」  
 (雲居爾吹爾)「二一〇」  
 (仰而待爾)「一六七」

(消言爾)「一九九」云  
 (山路念邇)「二一五」  
 (戀管在爾)「二〇七」  
 (見武爾)「九一」云  
 (不見爾)「一二三」  
 (未過爾)「一九九」  
 なくに  
 (知跡言莫君)「九七」  
 (在常不言爾)「一六六」  
 (久爾有勿國)「二二三」「二三四」  
 (君毛不有爾)「一六三」「一六四」  
 (有勿國)「二二三」「二三四」  
 (不有國)「一五四」  
 まくに(塞爲卷爾)「二〇三」  
 にきたつ(柔田津)「一三八」  
 にぎはだ(柔膚)「一九四」  
 にはたつみ(庭多泉)「一七八」  
 にふのかは(丹生乃河)「一三〇」  
 ニル(似)  
 に(似之不去者)「二〇七」  
 なる(耳爾好似)「二二八」

又

ぬ(野)(野毎)「一九九」  
 (荒野)「二一〇」  
 又(寐)  
 ね(於身副不寐者)「一九四」  
 (吾二人宿之)「一〇九」  
 (吾宿之)「二一〇」「二二三」  
 (靡吾宿之)「一三八」  
 (靡寐之兒乎)「一三五」  
 (依宿之妹)「一三一」  
 (身二副寐價牟)「二一七」  
 ぬ(寐良武)「二一七」  
 又(複語尾)  
 な(君爾因奈名)「一一四」  
 (栖立去者)「一八一」  
 (鹽滿來奈武)「一二二」  
 (何禮奈牟)「一九四」云  
 (去別南)「一五五」  
 (ナム)(又將見鴨)「一八五」  
 (將告)「二二六」  
 (なヲ加ヘテヨムモノ)(消ナ者)

「一九九」

に(古爾之鄉爾)「一〇三」  
 (座爾之可婆)「一六七」云  
 (隱西加婆)「二二三」  
 (隱去之鹿齒)「二一〇」  
 (過去子)「一一七」  
 (戀二家里)「一一七」  
 (乘爾家留香問)「一〇〇」  
 (荒爾計類鴨)「二三四」  
 (生爾來鴨)「一八一」  
 (過去計良受也)「二二二」  
 (にヲ加ヘテヨムモノ)  
 (古之)「一二九」  
 (沈之)「二二九」  
 (過而來計類)「二二六」  
 (當者隱來計留)「一三六」云  
 ぬ(上座奴)「一六七」  
 (安定座奴)「一九九」  
 (情違奴)「一七六」  
 (隱賜奴)「二〇五」  
 (里者放奴)「一三一」  
 (氣長成奴)「八五」

(氣長久成奴)「九〇」  
 (過奴)「一九五」云  
 (物念瘦奴)「二二二」  
 (絶奴)「一九六」  
 (沾奴)「一三五」  
 (越來奴)「一三一」「一三八」  
 (里放來奴)「一三八」  
 (所知奴)「二〇二」  
 (過去)「一九五」  
 (ぬヲ加ヘテヨムモノ)  
 (吾立所沾)「一〇七」  
 (消倍久)「一九九」  
 (人應知見)「二〇七」  
 ぬる(成塗)「一六七」  
 (所知流)「二〇〇」  
 ぬれ(入日刺奴禮)「一三五」  
 (佐麻欲比奴禮者)「一九九」  
 (ぬヲ加ヘテヨムモノ)  
 (別來禮婆)「一三三」  
 ぬえどりの(宿兄鳥)「一九六」  
 ヌグ  
 ぬぐ(脫時)「一五〇」

ヌル

ぬな(野中)「一四四」  
 ぬの(野上)「二二二」  
 ぬばたまの(奴婆珠乃)「八九」  
 (烏玉乃)「一九四」  
 (烏玉之)「一六九」  
 (烏玉能)「一九九」  
 ぬび(野火)「一三〇」  
 ぬべ(野邊)「二二三」「二二三」  
 又(彼方野邊)「一〇」  
 ヌル  
 ぬれ(多氣婆奴禮)「二二三」  
 (奴禮計禮)「一一八」  
 ヌル  
 ぬれ(沾而)「一九四」  
 (沾奴)「一三五」  
 (君之沾計武)「一〇八」  
 (吾立所沾)「一〇七」  
 (吾立所需之)「一〇五」  
 ネ  
 ね(哭耳乎)「一五五」



(泣耳師所哭)「一三〇」  
 ね(音)(笛之音)「一九九」云  
 ね(助詞)(通來禱)「一三〇」  
 (飛反來年)「一八二」  
 (勿有會禱)「二二九」  
 (勿散禱)「二二三」  
 ねもころに(懃)「二〇七」

の(助詞)

(葦原乃水穗之國)「一六七」  
 (山科乃鏡山)「一五五」  
 (吉隱之猪養乃岡)「二〇三」  
 (明日香乃真神原)「一九九」  
 (四賀乃辛崎)「一五二」  
 (明日香能清御原乃宮)「一六一」  
 (吾妻乃國)「一九九」  
 (水穗之國)「一六七」  
 (伊勢能國)「一六二」  
 (石見乃海)「一三一」  
 (石見之海)「一三五」「一三八」  
 「一三九」

(淡海乃海)「一五三」  
 (歎傍乃山)「二〇七」  
 (佐美乃山)「二二一」  
 (羽易乃山)「二二〇」  
 (引手之山)「二二二」  
 (屋上乃山)「一三五」  
 (渡乃山)「一三五」  
 (佐太乃岡邊)「一七七」「一八七」  
 「一九二」  
 (佐田乃岡邊)「一七九」  
 (眞弓乃崗)「一六七」  
 (檀乃岡)「一七四」  
 (猪養乃岡)「二〇三」  
 (狹岑之島)「二二〇」  
 (淺香乃浦)「二二二」  
 (角乃浦回)「一三一」  
 (中乃水門)「二二〇」  
 (幸乃崎)「一三五」  
 (宇陀乃大野)「一九一」  
 (越乃大野)「一九四」  
 (高圓之野邊)「二三」「一三三」  
 (百濟之原)「一九九」

(明日香乃河)「一九四」「一九六」  
 (丹生乃河)「一三〇」  
 (埴安乃池)「二〇一」  
 (勾乃池)「一七〇」  
 (哭澤之神社)「二〇二」  
 (弓絃葉乃三井)「一一一」  
 (清御原乃宮)「一六一」  
 (淨之宮)「一六七」  
 (木廳之宮)「一九六」  
 (橘之島宮)「一七六」  
 (多藝能御門)「一八四」  
 (島乃御門)「一八九」  
 (住吉乃淺香乃浦)「二二二」  
 (渡會乃齋宮)「一九九」  
 (磐白乃濱松之枝)「一四二」  
 (和多豆乃荒磯)「一三一」  
 (香來山之宮)「一九九」  
 (三吉野乃玉松之枝)「一三三」  
 (柔田津乃荒磯)「一三八」  
 (三諸之神須疑)「一五六」  
 (吾妻乃國之御軍士)「一九九」  
 (鴨山之磐根)「二三三」

(大原乃古爾之郷)「一〇三」  
 (石見之海之…辛崎)「一三五」  
 (高角山之木際)「一三一」  
 (高角山乃木間)「一三四」  
 (打歌山乃木際)「一三九」  
 (神岳之山之黄葉)「一五九」  
 (磐代乃岸之松枝)「一四三」  
 (磐代乃野中)「一四四」  
 (磐代乃子松之宇禮)「一四六」  
 (渡乃山之)「一三五」  
 (猪養乃岡之)「二〇三」  
 (越乃大野之)「一九四」  
 (和射見我原乃)「一九九」  
 (狹岑之島乃荒磯面)「二二〇」  
 (神山之)「一五七」  
 (將見圓山乃)「九四」  
 (姬島之子松)「二二八」  
 (勾乃池之)「一七〇」  
 (明日香乃河之上瀬)「一九四」  
 「一九六」  
 (木旗能上)「一四八」  
 (信濃乃眞弓)「九六」「九七」

(高山之磐根)「八六」  
 (道之阿回)「一一五」  
 (此道乃八十隈每)「一三一」  
 (此道之八十隈每)「一三八」  
 (御門之原)「一九九」  
 (池之堤)「二〇一」  
 (吾崗之於可美)「一〇四」  
 (磯乃浦回)「一八五」  
 (島之荒磯)「一八一」  
 (池之堤之隱沼)「二〇一」  
 (由布乃林)「一九九」云  
 (磯之於)「一六六」  
 (荒磯乃上爾)「一三一」「一三八」  
 (三井能上從)「一一一」  
 (秋山之黄葉)「二〇八」  
 (山之黄葉)「一五九」  
 (野邊乃秋芽子)「二三三」  
 (野上乃宇波疑)「二二二」  
 (岸之松枝)「一四三」  
 (磯乃浦回乃石乍目)「一八五」  
 (趁出乃堤)「二二〇」  
 (山之四付)「一〇七」

(山之四附)「一〇七」「一〇八」  
 (孀屋之内)「二〇」「二二三」  
 (背友乃國之…不破山)「一九九」  
 (背友乃國)「一九九」  
 (東乃多藝能御門)「一八四」  
 (東乃大寸御門)「一八六」  
 (夷之荒野)「二三七」  
 (彼此之島)「二二〇」  
 (秋之田)「八八」  
 (冬乃林)「一九九」  
 (玉床之外)「二一六」  
 (蔭履路乃)「一二五」  
 (御立爲之島)「一七八」「一八〇」  
 「一八一」  
 (御立之島)「一八八」  
 (皇子乃御門)「一六八」  
 (皇子之御門)「一九九」  
 (皇子之宮人)「一六七」  
 (神之御子)「一三〇」  
 (神之神須疑)「一五六」  
 (神乃御面)「二二〇」  
 (日之皇子)「一六一」「一六七」



「二〇四」  
 (御門之人)「一九九」  
 (津守之占)「一〇九」  
 (東人乃荷向篋)「一〇〇」  
 (四方之人)「一六七」  
 (人能兒故爾)「一二三」  
 (吾孀乃兒我)「一三八」  
 (神之命)「一六七」  
 (日女之命)「一六七」  
 (皇子之命)「一六七」  
 (孀乃命)「一九四」  
 (孀乃命乃：柔膚)「一九四」  
 (天皇之神)「二三〇」  
 (鬼乃益下雄)「一一七」  
 (於曾能風流土)「二二六」  
 (秋乃月夜)「二二一」  
 (秋之月夜)「二二四」  
 (伎賊乃夜)「一五〇」  
 (天地之初時)「一六七」  
 (天地之依相之極)「一六七」  
 (天雲之五百重之下)「二〇五」  
 (天雲之八重)「一六七」

(鷹乃兒)「一八二」  
 (秋山之樹下隱)「九二」  
 (五百重之下)「二〇五」  
 (槻木之已知基督之枝)「二二〇」  
 (秋芽之咲而散去流花)「二二〇」  
 (稚之葉)「一四二」  
 (小竹之葉)「一三三」  
 (橋之蔭)「一二五」  
 (雪之摧)「一〇四」  
 (雷之聲)「一九九」  
 (喧鳥之音)「二〇七」  
 (笛乃音)「一九九」云  
 (小角之音)「一九九」  
 (弓波受之驟)「一九九」  
 (幡之靡)「一九九」  
 (鼓之音)「一九九」  
 (白妙之衣)「一三〇」  
 (衣之袖)「一五九」  
 (白妙之天領巾)「二〇」  
 (荷向篋乃荷之緒)「一〇〇」  
 (日之目)「一〇九」  
 (御駕之手火之光)「二三〇」

四六  
 (吾戀千重之一隔)「二〇七」  
 (何時邊乃方)「八八」  
 (散之亂爾)「一三五」  
 (依相之極)「一六七」  
 (日之盡)「一五五」「一九九」「二〇四」  
 (夜之盡)「一五五」「二〇四」  
 (風之共)「一九九」  
 (浪之共)「一三一」「一三八」  
 (天之如)「一九九」  
 (朝露乃如也)「二二七」  
 (夕霧乃如也)「二二七」  
 (多和郎波乃如)「二二九」云  
 (川藻之如久)「一九六」  
 (玉藻乃如許呂)「一九六」  
 (秋田之穗向)「一一四」  
 (葦若末乃)「一二八」  
 (朝霜之)「一九九」云  
 (青駒之)「一三六」  
 (足日本之)「一〇八」  
 (足日本乃)「一〇七」  
 (荒妙乃)「一五九」

(青旗乃)「一四八」  
 (磐垣淵之)「二〇七」  
 (宇都會見乃)「一六五」  
 (奧津藻之)「二〇七」  
 (大船之)「一〇九」「二二二」「二六七」「二〇七」  
 (大舟之)「一三五」  
 (香切火之)「一一三」  
 (神風乃)「一六二」「一六三」  
 (隱沼乃)「一〇一」  
 (神樂浪乃)「一五四」  
 (神樂波之)「二〇六」  
 (樂浪之)「二一八」  
 (敷妙乃)「一三五」「一九五」「二一〇」  
 (敷妙之)「一三八」「一九六」  
 (色妙乃)「一二二」  
 (布栲乃)「一二七」  
 (白妙乃)「一九九」  
 (栲紕之)「一二七」  
 (玉垂乃)「一九四」  
 (玉垂之)「一九五」

(玉梓之)「二〇七」「二〇九」  
 (玉梓之)「二二〇」「二三〇」  
 (露霜乃)「一三一」「一三八」  
 (露霜之)「一九九」  
 (飛鳥之)「一六七」  
 (宿兒鳥之)「一九六」  
 (奴婆珠乃)「八九」  
 (烏玉乃)「一九四」  
 (烏玉之)「一六九」  
 (烏玉能)「一九九」  
 (延都多乃)「一三五」  
 (春鳥之)「一九九」  
 (春花之)「一六九」  
 (久堅能)「一九九」  
 (久堅乃)「二〇四」  
 (久堅之)「二〇〇」  
 (深海松乃)「一三五」  
 (望月乃)「一六七」  
 (三五月之)「一九六」  
 (黃葉乃)「一三五」「二〇七」  
 (百磯城乃)「一五五」  
 (山多豆乃)「九〇」

四七  
 (去鳥乃)「一九九」  
 (逝水乃)「九二」  
 (夕星之)「一九六」  
 (若草乃)「一五三」  
 (吾大王之)「一九九」  
 (吾大王乃)「一九九」  
 (吾王乃)「一九六」  
 (和期大王之)「一五五」  
 (吾期大王乃)「一五二」  
 (大王乃)「一四七」  
 (天皇之敷座)「一六七」  
 (吾日皇子乃伊座世者)「一七三」  
 (我日皇子乃)「一七一」  
 (皇子之命乃)「一六七」  
 (千萬神之)「一六七」  
 (大夫之戀禮許會)「一一八」  
 (大夫乃得物矢手挿)「一三〇」  
 (孀之念鳥)「一五三」  
 (若兒乃乞泣每)「二一〇」  
 (綠兒之乞哭別)「二二三」  
 (使乃言者)「二〇七」



(人之云者)「二二〇」  
 (四方之人乃)「一六七」  
 (諸人之協流)「一九九」  
 (皆人乃得難爾爲云)「九五」  
 (道來人乃泣淚)「一三〇」  
 (天地之彌遠長久)「一九六」  
 (日之入去者)「一八八」  
 (度日乃晚去之如)「二〇七」  
 (照月之雲隱如)「二〇七」  
 (夜渡月之隱良久)「一六九」  
 (渡相月乃：隱比來者)「一三五」  
 (青雲之星離去)「一六一」  
 (大雪乃亂而來禮)「一九九」  
 (皇子乃御門之荒卷)「一六八」  
 (鳴鳥之夜鳴變布)「一九二」  
 (霜乃置萬代日)「八七」  
 (山振之立儀足)「一五八」  
 (柰用竹乃騰遠依子等)「二二七」  
 (夏草之念之奈要而)「一三一」  
 (夏草乃思志萎而)「一三八」  
 (刈草乃束間)「一一〇」  
 (春葉之茂之如久)「二二〇」

(黃葉之落去奈倍爾)「二〇九」  
 (木綿花乃榮時爾)「一九九」  
 (春野燒火乃)「一九九」  
 (蜻火之燎流)「二一〇」  
 (火之風之共靡如久)「一九九」  
 (浪音乃茂濱邊)「二二〇」  
 (吾髮結乃漬而)「一一八」  
 (行船乃梶引折而)「二二〇」  
 (穗向乃所緣)「一四」  
 (道之白鳴)「一五八」  
 (聞之恐久)「一九九」  
 (逝瀨之早見)「一九」  
 (已智碁智之枝之春葉之茂之如久)「二一〇」  
 (陣雲之青雲)「一六一」  
 (天地之初時之：神分分之時)「一六七」  
 (罷道之川瀨道)「二一八」  
 (三室戸山乃)「九四」云  
 (神之御子之御駕)「二三〇」  
 (泊流登麻里能)「一二二」  
 (ノヤ)(石見乃也)「一三二」

(のヲ加ヘテヨムモノ)  
 (天、下)「一六二」「一六七」  
 (角、里)「一三八」  
 (島、宮)「一七〇」「一七一」「一七二」  
 「一七九」  
 (鏡、山)「一五五」  
 (島、御門)「一七三」  
 (島、御橋)「一八七」  
 (日、皇子)「一七一」「一七三」  
 (吾王、御名)「一九八」  
 (嬪、子)「二一七」  
 (秋山、下部留妹)「二二七」  
 (石水、貝)「二二四」  
 (上、池)「一七二」  
 (天、原)「一四七」「一六七」  
 (天、河原)「一六七」  
 (初、時之)「一六七」  
 (秋、之田)「八八」  
 (秋、田之)「一一四」  
 (葦、若末乃)「一二八」  
 (大鳥、羽易乃山)「二二〇」  
 (大鳥、羽易山)「二二三」

(衣、袖者)「一三五」  
 (出立、百兄槻木)「二二三」  
 (川瀨、道)「二一八」  
 (白栲、天領巾)「二三三」  
 (如手童兒)「二三三」  
 (束、間毛)「一一〇」  
 (荷向、篋乃)「一〇〇」  
 (後、心乎)「八八」「九九」  
 (野邊、秋芽子)「三三三」  
 (春、葉、茂如)「二三三」  
 (人、云者)「二三三」  
 (諸人、見惑麻低爾)「一九九」云  
 (箭、繁計久)「一九九」  
 (若草、其孀子)「二一七」  
 のさき(荷向)「一〇〇」  
 のち(落卷者後)「一〇三」  
 (後將見跡)「一四六」  
 (後心乎)「九八」「九九」  
 (後毛)「二〇七」  
 のと(能杼爾賀)「一九七」  
 のぼる(上)(指上)「一六七」云

のみ(助詞)(鹽氣能味)「一六二」  
 (花耳開而)「一〇二」  
 (聲耳聞而)「二〇七」云  
 (名耳聞而)「二〇七」云  
 (隱耳戀管在爾)「二〇七」  
 (聲耳乎)「二〇七」  
 (哭耳呼)「一五五」  
 (音耳母)「一九六」  
 (名耳毛)「一九六」  
 (泣耳師所哭)「二三〇」  
 (如此耳故爾)「一五七」  
 ノル  
 のり(妹情爾乘爾家留香問)「一〇〇」  
 ハ  
 は(葉)(小竹之葉)「一三三」  
 (稚之葉)「一四二」  
 (春葉之)「二一〇」  
 は(助)(日之皇子波)「一六七」  
 (王者)「二〇五」  
 (我王者)「二〇二」

(大宮人者)「一五五」  
 (舍人者迷惑)「二〇一」  
 (大山守者)「一五四」  
 (人者反而)「一四三」  
 (人者縦念息登母)「一四九」  
 (引人者)「九九」  
 (人皆者)「二二四」  
 (名引之妹者)「二〇七」  
 (妹者伊座等)「二一〇」  
 (妹者座等)「二二三」  
 (妹者)「二二二」「二二四」  
 (其孀子者)「二二七」  
 (妻等者)「二二〇」  
 (柰用竹乃騰遠依子等者)「二二七」  
 (君者)「一四〇」「二二四」  
 (吾者)「一三三」「一九三」  
 (吾者聞流乎)「二一六」  
 (吾者有家里)「二二七」  
 (日者雖照有)「一六九」  
 (伊勢能國者)「一六二」  
 (讃岐國者)「二二〇」



(里者放奴)「一三一」  
 (浦者)「一三一」「一三八」  
 (島者雖多)「二一〇」  
 (滿者)「一三一」「一三八」  
 (磯者)「一三一」云  
 (秋乃月夜者)「二二一」  
 (秋之月夜者雖度)「二二四」  
 (左宿夜者)「一三五」  
 (島御門者)「一七三」  
 (霜者零騰文)「八九」  
 (零雪者)「一〇三」  
 (戀良武鳥者)「一一二」  
 (松者知良武)「一四五」  
 (玉枝之枝者)「一一三」  
 (小竹之葉者)「一三三」  
 (玉藻者)「一三五」「一九四」  
 (玉藻者)「裳」  
 (衣者)「一九四」  
 (衣之袖者)「一五九」  
 (幡之靡者)「一九九」  
 (鼓之音者)「一九九」  
 (笛乃音波)「一九九」云

(御壽者)「一四七」  
 (太心者)「一九〇」  
 (君名者雖有)「九三」  
 (妹之名者)「二二八」  
 (落卷者後)「一〇三」  
 (宇陀乃大野者)「一九一」  
 (輕路者)「二〇七」  
 (日者浦不恰晚之)「二二三」  
 (明者失等言)「二二七」  
 (夕者消等言)「二二七」  
 (夜者息衝晚之)「二二三」  
 (當者)「一三六」云  
 (往道者)「二二二」  
 (瀨者不渡而)「一三〇」  
 (君乎者將待)「八七」  
 (君乎者)「八九」  
 (天乎波)「一六七」  
 (待爾者不待)「九〇」  
 (實不成樹爾波)「一〇一」  
 (目爾者雖視)「一四八」  
 (島宮爾者不飽鴨)「一七九」  
 (二八)「妹庭雖有」  
 (二二三)

(妹者雖有)「二一〇」  
 (風流士者有)「一二七」  
 (福路庭)「一六〇」  
 (一日者千遍參入之)「一八六」  
 (將告登波)「一〇九」  
 (賀欲布跡羽)「一四八」  
 (御念從者)「九二」  
 (從明日者)「一六五」  
 (今波長跡)「一二四」  
 (春部者)「一九六」  
 (須臾者)「一三七」  
 (島宮婆母)「一七一」  
 (晝者母)「一五五」  
 (晝波毛)「二〇四」  
 (晝羽裳)「二一〇」  
 (夜者毛)「一五五」  
 (夜羽毛)「二〇四」  
 (夜者裳)「二一〇」  
 (吾者毛也)「九五」  
 (霧已曾婆)「二一七」  
 (露已曾婆)「二一七」  
 (不成有者)「一〇二」

(戀乍不有者)「八六」「二一〇」  
 (戀管不有者)「一一五」  
 (佐不寐者)「九四」  
 (はヲ加ヘテヨムモノ)  
 (吾、孤悲念乎)「一〇二」  
 (未然形ヲ受クルモノ)

(吾引者)「九六」  
 (引者隨意)「九八」  
 (往者)「二〇七」  
 (行者)「九三」「二〇七」  
 (相者)「二二五」  
 (暮去者)「一一一」  
 (家知者)「二一〇」  
 (妻知者)「二一〇」  
 (反居者)「一八七」  
 (妻毛有者)「二二二」  
 (眞幸有者)「一四一」  
 (衣有者)「一五〇」  
 (玉有者)「一五〇」  
 (塞益者)「一九七」  
 (所知食世者)「一六七」

(伊座世者)「一七三」  
 (知勢婆)「一五一」  
 (栖立去者)「一八一」  
 (已然形ヲ受クルモノ)  
 (聞者)「二一〇」  
 (吾立聞者)「二〇七」  
 (往者)「一一二」  
 (入去者)「一八八」  
 (臥者)「一九六」  
 (神等座者)「二〇四」  
 (君座者)「一七四」  
 (座者)「二〇五」  
 (灰而坐者)「二二三」  
 (立者)「一九六」  
 (秋立者)「一九六」  
 (言者)「二〇七」  
 (人之云者)「二一〇」  
 (人云者)「一一三」  
 (不見思者)「二一〇」  
 (申賜者)「一九九」  
 (任賜者)「一九九」  
 (聞者)「二一〇」

(語者)「二一〇」  
 (暮至者)「一五九」  
 (夕去者)「一三八」  
 (暮爾至者)「一九九」  
 (落者)「二一〇」  
 (絕者)「一九六」  
 (干者)「一九六」  
 (多氣婆奴禮)「二二三」  
 (與見者)「二一〇」  
 (邊見者)「二一〇」  
 (今見者)「一八一」  
 (振放見者)「一四七」  
 (廬作而見者)「二一〇」  
 (見者)「一九六」「二〇九」「二二六」「二二八」  
 (久禮婆)「一九九」云  
 (吾榜來者)「二一〇」  
 (別之來者)「一三五」  
 (春去來者)「一九九」  
 (置而之來者)「一三一」「一三八」  
 (隱比來者)「一三五」  
 (明來者)「一三八」「一五九」